

会 期 日 程

令和5年第7回山江村議会定例会

自 令和 5年 9月11日（月）
至 令和 5年 9月15日（金） （5日間）

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	9月11日	月	本会議	議 会 議 場	午前10時	・開 会 ・報 告 ・提案理由説明 ・質 疑
			休 会	役場大会議室	午後1時30分	・議 案 審 議
2	9月12日	火	休 会	役場大会議室	午前 9時	・議 案 審 議
3	9月13日	水	本会議	議 会 議 場	午前10時	・一 般 質 問
4	9月14日	木	本会議	議 会 議 場	午前10時	・一 般 質 問
5	9月15日	金	本会議	議 会 議 場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

9 月 1 1 日 (月)

令和５年第７回山江村議会９月定例会（第１号）

令和５年９月１１日

午前１０時００分開会

於 議 場

１．議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 6 | 承認第 10 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和５年度山江村一般会計補正予算（第４号）） |
| 日程第 7 | 同意第 4 号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 8 | 同意第 5 号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 40 号 | 万江体育館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 41 号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 認定第 1 号 | 令和４年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 2 号 | 令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 3 号 | 令和４年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |
| 日程第 14 | 認定第 4 号 | 令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について |
| 日程第 15 | 認定第 5 号 | 令和４年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について |
| 日程第 16 | 認定第 6 号 | 令和４年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について |
| 日程第 17 | 認定第 7 号 | 令和４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について |

- 日程第 18 議案第 42 号 令和 5 年度山江村一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 19 議案第 43 号 令和 5 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 44 号 令和 5 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 45 号 令和 5 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 46 号 令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 47 号 令和 5 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 48 号 令和 5 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（10 名）

1 番 白 川 俊 博 君	2 番 北 田 愛 介 君
3 番 本 田 り か さん	4 番 中 村 龍 喜 君
5 番 赤 坂 修 君	6 番 横 谷 巡 君
7 番 立 道 徹 君	8 番 西 孝 恒 君
9 番 久保山 直 巳 君	10 番 森 田 俊 介 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0 名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 平 山 辰 也 君
税 務 課 長 迫 田 教 文 君	企画調整課長 清 永 弘 文 君
産業振興課長 松 尾 充 章 君	健康福祉課長 今 村 禎 志 君
建 設 課 長 蕨 野 昭 憲 君	教 育 課 長 一 二 三 信 幸 君
会 計 管 理 者 高 橋 忍 君	農業委員会事務局長 新 山 孝 博 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介君） おはようございます。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第7回山江村議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田俊介君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、7番、立道徹議員、8番、西孝恒議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（森田俊介君） 日程第2、会期の決定について協議をしたいと思います。

本件につきましては9月1日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

5番、赤坂修議員。

○議会運営委員長（赤坂 修君） おはようございます。

令和5年第7回、山江村議会定例会につきまして、去る9月1日、議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議しておりますのでご報告いたします。

会期につきましては、本日11日から15日までの5日間としております。

本日開会、報告、提案理由の説明を行い、休会とし、議案審議を行うこととしております。

2日目、12日は休会とし、議案審議を行うこととしております。

3日、13日は一般質問となっており、今回7名の議員より通告が出ておりますので、13日は4名の一般質問を行います。発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については、質問、答弁を含めて60分となっております。

4日目、14日は同じく一般質問を行い、3名の一般質問を行います。

最終日の5日目、15日に質疑、討論、表決を行い、閉会と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（森田俊介君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（森田俊介君） 日程第3、諸般の報告を行います。

7月21日の議会臨時議会以降の議会に関する報告を行います。

7月27日から28日まで、令和6年度主軸事業要望活動に、衆議院議員、参議院会館に行って、全議員で要望を出していただきました。

8月4日、議会全員協議会、第3回議会活性化調査特別委員会、議会委員会室で行いました。

8月22日、熊本県町村議会議長会正副議長会議が、熊本自治会館で行われました。

9月3日、万江阿蘇神社鳥居の竣工式が行われました。

9月6日、議会全員協議会が議会委員会室で全議員で行われました。

以上が、諸般の報告です。終わります。

9月に入りましたがまだまだ暑い日が続いております。異常気象でもあり天気の変化が多く見られる状況でもあります。特産物のやまえ栗も本年の成育状況が変化し、まだ落下しない状況でもあります。減量もあり、あまりなくなって粒が小さいのではないかと思います。また、各農産物にもかなりの変化があり、心配されるところでもございます。まだまだ暑い日が続く状況ですが、村民の皆様の農作業に関する仕事にも十分注意され、身体の管理にも十分乗り越えていただきたいと思います。以上で諸般の報告を終わります。

次に、一部事務組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、4番、中村龍喜議員より報告をお願いします。

4番、中村龍喜議員。

○4番（中村龍喜君） それでは、人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を行います。

令和5年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和5年8月25日に開催されました。

日程第2の中で、会期の決定ですが、8月25日の1日と決定されました。

日程第3、行政報告では、令和5年第1回議会定例会以降の定例議会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、議案第10号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算

(第1号)。

日程第5、認定第1号、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

この2件につきましては、代表理事から提案理由の説明を受け、日程第4、議案第10号について執行部から補足説明を受けたあと、質疑、採決を行い、原案どおり可決されました。

日程第5、認定第1号では、会計管理者から決算書の補足説明及び代表監査委員から決算審査意見書の報告を受けたあと、追加日程第1、令和4年度決算特別委員会の設置について日程を追加し、委員8名を選出したあと、令和4年度決算特別委員会が設置され、決算の認定について同委員会に付託されました。委員につきましては、人吉から川上議員、宮崎議員、上球磨から多良木町の源嶋議員、湯前町の椎葉議員、水上村の杉野議員、下球磨からは五木村の田山議員、山江村の中村議員、球磨村の永椎樹一郎議員が指名されました。

第1回特別委員会が開催され、委員長に五木村の田山議員、副委員長に人吉市の川上議員が互選されました。

日程第6の委員会の閉会中の継続調査及び審査については、議会運営委員会委員長及び令和4年度決算特別委員会委員長より申し出が出され、申し出のとおり了承されました。

閉会前に10月改選の五木村の木下丈二村長からあいさつがありました。

以上、令和5年度第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議の結果について報告とします。以上です。

○議長(森田俊介君) 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、8番、西孝恒議員より報告をお願いします。

西孝恒議員。

○8番(西 孝恒君) では、令和5年8月第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会について、会議結果をご報告いたします。

日時は、令和5年8月21日、月曜日、午後2時開会です。場所は、人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。出席者は議員8名、執行部は管理者6名、監査委員1名、職員7名、事務局2名、計24名です。

日程第1、会期の決定については日時と同じです。

日程第2、会議録署名議員の指名は、3番、私、西と4番、球磨村選出の東純一議員です。

日程第3、議案第1号、令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算(第2号)については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,834万8,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億１，３２８万円とするもので、原案可決です。歳出の内訳は、３款、消防費５，２６３万５，０００円の増額です。この分が庁舎移転に伴う委託料となっています。５款、予備費は１，５７１万３，０００円の増額です。この増額は歳入歳出増減の差し引き分の計上です。臨時会については以上です。

それから、ご承知かと思いますが、同日の臨時会前に第１１回の人吉下球磨消防組合消防庁舎建設に関する特別委員会が開かれまして、消防本部と中央消防署庁舎の移転候補地については、これまで第二候補地とされていた梢山人吉市有地に決定されています。以上、報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 行政報告

○議長（森田俊介君） 日程第４、村長から行政報告の申し出があつておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、改めまして皆様おはようございます。議長には、発言の機会を与えていただきありがとうございます。

本日ここに令和５年第７回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席いただく中に開催できますことに対し、感謝を申し上げます。

先ほど議長から、栗の収穫がちょっと少ないというような話がありました。確かに裏年という話も聞こえてくるわけであります。９月２４日にはですね、栗まつりを計画しておりますので、中生・晩生はまずまずというようなことでもありますし、このまま台風もこずに、またいろんな農作物ありますので、収穫多き実りの秋を迎えられるということを祈念申し上げたいと思います。

そして、まず災害復旧の状況でありますけれども、公共土木関連で進捗率を申し上げますと、入札本数ベースでは７５．３％、金額ベースでは４０．５％であります。まだまだ道半ばでありまして、仮設入居者の被災者及び道路河川工事の完成をまつておられる方々には、大変ご迷惑をおかけしているところでありますけれども、工事は一步ずつではありますが確実に進んでいるところであります。今しばらくのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、令和５年度も上半期を終えます。被災したそれぞれの市町村でも来年度に向けた復興の事業、被災以来の人口減少という大きな課題がのしかかる中に、それぞれの活性化の事業についても検討されているところであります。本村におきましても活性化のプロジェクトの事業につきまして、現在検討を重ねているところであります。

それでは、今回も先般の臨時会後の行政報告によりあいさつに代えさせていただきますと思います。

7月21日、臨時議会が行われた日でありますけれども、前日東京大学の越塚先生の講演会を開催したところでありますけれども、その越塚先生ご案内しながら、猿の被害を中心とした有害鳥獣被害の現場を見てもらっております。

それから7月24日でありますが、全国大会出場激励金交付として、少年野球に出場しました、これは佐賀の唐津市で開催されておりますけれども、北田君、藤本君に激励金を交付させてもらっております。それから、復興ポータルサイトの収録とありますけれども、これは林業塾が行われております。あとで少し触れますけれども、その林業塾の模様のポータルサイトの収録を村長室で行っているところであります。

それから、7月25日は、山江村の老人クラブのレクリエーション大会が行われました。80名ほど参加されながら、4年ぶりの開催ということでありましたけれども、大変各種競技も用意されており、にぎわった大会でございました。そしてソフトボールのナイターリーグの開会式が夜行われました。本年は3チームの参加ということであります。一番多いときは30チームぐらいあったということを記憶しておりますけれども、ただ、ナイターリーグがなくなるとですね、また復活するのに相当エネルギーを必要としますので、3チームでありましても郡体のソフトボールチームも常に毎年ですね、上位で頑張っているところでありますし、しっかり体協の行事ではありますが残していければと思っているところであります。

それから、7月26日、石蔵活用拠点整備基本構想策定支援業務委託プロポーザルを行いました。石蔵の建設につきましては、教育委員会を中心に今まで保存を中心とした方向で、その構想についていろいろと計画を練られてきたところでありますけれども、今回村長部局に移しまして、石蔵を中心都市ながら、保存も含めて活用を中心としてですね、もっとにぎわいづくり、本村の活性化の拠点にしたいというような基本構想につきましてプロポーザルを行いました。業者が決定いたしましたので、今後村内から各委員さん方をお願いいたしまして、またこれにはぜひ、村会議員の皆様方の中からの代表の方も関わって、大きな山江村にとりまして事業でありますので、かかわっていただきながら、その内容を詰めさせていただきたいと考えているところであります。

それから、7月27日から28日、先ほど議長から報告がありましたとおり、議員の方々による山江村の主要事業につきましての要望会を、県選出の国会議員の方々にさせてもらったということであります。大変ありがたく思っております。私も同行させてもらったわけですが、郡の町村会9町村による主軸事業要望は、

当然9町村にまたがりますので、なかなか詳しくは意見交換できないというところでもありますけれども、今回は山江村の様々な課題につきまして、それぞれの県選出の国会議員の皆さん方と意見交換ができた良き機会だったと、私のほうからも心から感謝を申し上げたいと思います。

それから、7月31日は山江村総合エネルギー検討委員会であります。ゼロカーボン宣言をいたしましたして、いわゆるSDGsを中心とした事業に取り組みを進めているところでありまして、その中間、そして、その今後の方向について協議がなされたところでございます。それから、主要地報道の坂本人吉線改良貫通促進期成会の理事会を役場で行わせてもらっております。

それから、8月1日は人吉球磨グラウンドゴルフ大会が人吉球磨グラウンドゴルフ協会の主催によりまして、丸岡公園で行われたということでもありますので、ご案内を受け歓迎のあいさつをしてきたところであります。

それから、8月2日から3日にかけて、令和6年度の球磨郡町村会によります管内主軸事業要望、これは県選出の国会議員も含め、霞が関の関係省庁をまわらせていただきながら、来年度の事業につきましての要望活動を行ったところであります。

それから、8月4日でありますが、全国過疎地域連盟の熊本県支部の総会、それから山村振興連盟の熊本県支部の総会が行われております。その総会終了後、熊本県町村会の臨時総会が開催されました。この内容につきましては、現在、荒木嘉島町長が熊本県の町村会長でありますけれども、辞任の申し出がございましたので、その辞任の承認と、新しい県の会長を選出する必要があるということでもありますので、その総会を行ったということでもあります。荒木会長の辞任を承認し、新たに竹崎芦北町長を県の町村会長として任命し、就任がなされたというところであります。

それから、8月5日、万江川水源の森下刈り活動として、これも南稜高校の高校生、それから、ネクスコ西日本の職員の方々、積極的にボランティア作業としてですね、参加いただきました。80名近くこれはおられたと思うわけでもありますけれども、下刈り作業ということで、今回は緑の少年団の児童の皆さん方は遠慮いただいたということでもありますけれども、村有林の下刈り活動を行わせていただいたということでもあります。

それから、8月7日でありますが、災害警戒対策本部会議、台風6号の接近によりまして、警戒の対策本部会議を開催いたしました。対策本部会議までには至らずですね、無事やり過ごすことができたということでもあります。避難所は開設いたしております。

それから、私事でありますけれども、8月8日から8月31日まで、右足首の靱帯を伸ばしており、最近非常に痛みが増して、なかなか歩くのも不自由ということ

でありましたので、盆を挟んだこの時期にですね、入院と手術を決断させていただきました。8月8日入院、9日手術でありましたけれども、無事29日にギブスが取れまして、31日に退院をしたということでもあります。術後4週目の先週の水曜日から、実は車の運転がやっと許可がでたということでありまして、まだ補装具を付けたままの歩行ではありますが、術後8週からということでもありますから、10月の初旬からこの補装具が外れるということで、徐々にではありますがありますが、大変ご迷惑をおかけしましたし、またしているところでもありますけれども、そういう決断をさせてもらったということで、留守中ですね、大変いろいろとご迷惑をおかけしたかと思います。大変ありがとうございました。

その期間中ではありましたが、8月23日、リモートにおきまして山江村のホームページをリニューアルするというようなプロポーザルがありまして、リモートで私、審査員として参加しております。

それから、8月29日につきましては、第3回になります万江川土砂洪水氾濫対策検討委員会、これは県主催でありますけれども、委員として参加をさせてもらっております。大学の先生が九州大学、熊本大学おられまして、今回は最後の委員会ということで、専門的な見地からその集約が行われております。今後具体的に現地を測量し、設計の業務に入るということになります。10年間で58億円というような概算事業がでておりますけれども、できるだけ早く済むように、そして下流域の、また山江村内のですね、安心安全が守られるようにというような要望もしたところでもありますし、今後具体的にその工事が進んでいくということになります。内容につきましては、実は地権者につきましてはですね、その説明会を開催されたということでもありますし、無事に地権者の了解を得たと聞いておりますけれども、今後流域の皆さん方における説明会、また議員の皆さん方にもですね、ぜひこの事業につきましてご理解をいただくための説明会を開催したいと、県のほうに依頼をしたいと思っているところであります。

それから、9月1日は辞令交付式として、育児休業の辞令交付を行わせてもらっております。職員に対して行っております。

それから、9月3日、九州林業塾、山江鎮山親水林業塾の卒塾式が行われたということでもあります。これは、主催は九州林業塾が、国の休眠預金事業によりまして行われております。会場は大分と熊本県、熊本県は山江村ということで行われたわけではありますが、いわゆる自伐型林業、自分の山を自分で伐採しながら、いわゆる全伐せずに間伐を繰り返しながら、千年の森をつくっていくというようなことを目標とした事業でありました。いわゆる自伐型林業といいますか、ある意味環境保全型の林業であります。その卒塾式が行われたということでもあります、自分

で間伐をしながら材木を出していくと、幾分かですね、手元にお金が残るということでもありますし、環境保全にもつながるということでもあります。山江村90%が山林でありまして、少しずつではありますけれども、この環境保全型林業が次第に広がっていくことでですね、災害に強い鎮山親水のむらづくりに寄与できたらということに思いを馳せながら、卒塾式に参加をさせてもらいました。

それから、9月4日でありますけれども、体育部長スポーツ推進の合同会議が開催されております。村民体育祭にかかわる会議でありましたが、10月15日に半日という時間で開催をするということに決定をいただいております。

それから、9月5日は中学生海外語学研修報告会とありますけれども、シンガポールにかねてより研修に行っておりました中学生、また校長先生をはじめ、英語の先生方がですね、その報告会に来られたということでもあります。シンガポールでも実はALTを中心とした人が3人ほどおられますけれども、その3人は3人ですね、現地シンガポールで迎えるための会議をしながら、協議をしながら中学生を迎えてもらったと聞いておりまして、大変ありがたくも思っているところでもあります。

それから、9月7日から8日にかけて、道路整備促進規制同盟会全国協議会の国民運動推進委員会、それから都道府県参与会の合同会議が東京のルポール麹町で行われました。私、国民運動推進員として県で1名でありますけれども、役員を仰せついておりますので、出席要請に従いまして参加をしてきたところでございます。

それから昨日であります、山江村の防災訓練を行いました。防災訓練、それぞれの各地域ごと、地区ごとに行った防災訓練は何度となく開催をしてきましたけれども、今回は山江村全村を対象としながら、防災訓練を行ったということでもあります。消防団の皆さん方にも高齢者の要支援者に対する避難誘導につきましてもお願いをしておりますし、山田地区は改善センター、万江地区は新しく完成しております管理センターのほうに避難所を開設し、実際避難をしていただいたということでもありますし、50名弱の方が避難いただいてご協力をいただいております。現実にといいますか、被害の予想をしまして、各地域でいろんな被害が発生したということと同時に、今回人的な被害も行方不明者が1人出ましたというような事例に対する対応の仕方、それから、土砂災害で住居2棟が流されたというような仮定をもとにした行動等も行ったということでもあります。実際に即した活動をする中に、いろんな課題も見えてきております。私も特別警報に伴いまして、直接村民の皆様方に避難を呼びかけさせてもらったということでもあります、防災無線、そのまましておきますとサイレンが9回鳴りますと出ましたので、強制的に無理やり切ったわけ

であります、そういういろんな小さいことに対する課題も見えてきておりますので、今後災害はないほうがいいわけではありますが、必ず発生しますのも災害でありますから、次、来るべき災害にしっかり備えができる防災訓練だったと評価をしているところでございます。

以上、行政報告を申し上げたところでありますけれども、本日村長提案の議案につきましては、報告案件が1件、専決処分承認の案件が1件、人事同意案件が2件、条例制定案件が1件、条令改正案件が1件、決算の認定案件が7件、そして5年度補正予算案件が7件の合計20件でございます。

どうぞ慎重にご審議いただき、よろしくご決定を賜りますようお願い申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介君） これで、村長の行政報告を終わりました。

—————○—————

日程第5 報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（森田俊介君） 日程第5、報告第5号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第5号についてご説明申し上げます。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財務の健全化に関する法律、平成19年法律第94号第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して次のとおり報告をするというものでございます。令和5年9月11日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治としております。

以下、表を掲げておりますが、健全化判断比率、比率名、令和4年度比率早期健全化基準という表をつくっておりますので、この順に読み上げさせていただきたいと思います。

実質赤字比率につきましては、令和4年度比率は、実質赤字額なしの基準は15%いないとなっております。次に、連結実質赤字比率でございますが、連結実質赤字額なしの健全化基準は20%以内となっております。次に、実質公債費比率であります、10%であります。25%以内が基準となっておりますので。その以内に入っているということでもあります。それから、将来負担比率であります、将来負担額がなしということでもあります。健全化基準が350%以下となっており

ころであります。

次に、2番目といたしまして、資金不足比率であります、会計名、令和4年度比率、経営健全化基準の順に読み上げさせていただきますが、会計名が簡易水道事業につきましては、資金不足額なしの健全化比率が20%以内となっております。

次に、農業集落排水事業であります、資金不足額なしの20%以内が健全化基準となっております。

提案理由でございますけれども、健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、議会へ報告する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、監査委員、豊永代表監査、また、立道議会監査委員から、私あてに意見書が届いた文書であります。

次に、監査委員から、山江村普通会計財政健全化比率等の審査意見書が付けてあるところでございます。これにつきましては、令和4年度の決算でありますけれども、一般会計の財政健全化判断比率及び特別会計の経営健全化を判断する資金不足比率について、監査委員より審査意見書が提出をされておりますので、今回財政健全化に関する法律に基づき、議会へ報告させてもらうというものでございます。

比率につきましては、申し上げましたとおり、すべて基準をクリアしておりますので、良好ということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） それでは、ここで報告第5号について質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

報告第5号については、これで終わります。

—————○—————

日程第6 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村一般会計補正予算（第4号））

○議長（森田俊介君） 日程第6、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村一般会計補正予算（第4号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 次に、承認第10号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提案でございます。

提案理由でございますけれども、令和5年7月の大雨によりまして、村道の災害復旧、これは柚木川内日当線が被害を受けております。その測量設計につきまして緊急に予算措置する必要性が生じたために、令和5年度山江村一般会計補正予算（第4号）を専決処分させていただいたというものでございます。

1枚めくっていただきますと、専第10号の専決処分を付けております。それから、専第10号であります。令和5年度山江村一般会計補正予算（第4号）でございます。令和5年度山江村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,501万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和5年7月25日に専決をさせてもらっております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、専第10号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、款18、繰入金、250万円を追加するものでありまして、ふるさと応援基金の災害支援金からの繰入金の追加でございます。

歳入合計、補正前の額に250万円を追加いたしまして、48億1,501万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳出でございますが、款10、災害復旧費、250万円を追加するものでありまして、令和5年7月の大雨によりまして、路肩崩壊しました村道柚木川内日当線の災害復旧に伴います測量設計業務委託料の追加でございます。

歳出合計、補正前の額に250万円を追加いたしまして、48億1,501万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第7 同意第4号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介君） 日程第7、同意第4号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第４号についてご説明申し上げます。

山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村教育委員会委員に任命したいので、同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

記として、表の中に氏名を記してありますが、住所につきましては、山江村大字山田甲１６５９番地１５、氏名が、東亜里砂、敬称を略しております。生年月日につきましては、昭和５１年６月２２日でございます。任期であります、令和５年１０月１日から令和９年９月３０日までの４年間でございます。

提案理由でございますけれども、任期満了に伴いまして、引き続き東亜里砂氏を適任者と認め、任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

教育委員会の委員につきましては、委員のうちから保護者である者が含まれるようにしなければならないとなっております。それを受けて今回、東亜里砂氏の再任について同意を求めるというものでございます。

東氏につきましては、現在１期目を務めておられまして、任期中の４年間、本村の教育行政の振興に貢献をいただいております。また、郡民体育祭等にも積極的に出場されるなど、スポーツ振興にも貢献をされておられます。人柄におきましては、以前は小中学校のＰＴＡの保護者役員をされておられますし、現在は南稜高校育友会の副会長も歴任されておられまして、積極的に活動をされる方であります。また、若手ながら地域からの人望の厚いために適任と考え、今回の再任の同意を求めるというものでございます。

人事案件でありますのでどうぞよろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第８ 同意第５号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介君） 日程第８、同意第５号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 次に、同意第５号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることということについてでございます。

次の者を山江村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求

めるというものでございます。本日提出でございます。

これも記として表を掲げておりますが、住所につきましては、山江村大字万江甲 87 番地、氏名、赤坂道代、敬称を略しております。生年月日につきましては、昭和 46 年 10 月 12 日でございます。任期が令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 3 年間となっております。

提案理由につきましては、任期満了に伴いまして、引き続き赤坂道代氏を適任者と認め、選任するには地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては 3 名置くことになっております。赤坂氏は現在 1 期を務められておりまして、今回再任について同意を求めるものでございます。

赤坂氏は現在、介護福祉士として福祉施設に従事をされておられます。新たなものに対する興味や学習意欲も旺盛で、PTA 等も積極的に活動されておられたということでございます。また、若手でありましても地域からの人望も厚く、適任と考え、今回再任の同意を求めるというものでございます。

これも人事案件でありますので、よろしくご協賛をお願いいたします。

—————○—————

日程第 9 議案第 40 号 万江体育館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（森田俊介君） 日程第 9、議案第 40 号、万江体育館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 40 号についてご説明申し上げます。

万江体育館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

万江体育館の設置及び管理に関する条例を別案のとおり制定するものとするものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、万江体育館の設置及び管理に関しまして、条例を新たに制定する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1 枚開けていただきますと、万江体育館の設置及び管理に関する条例第 1 条から第 11 条まで掲げております。附則といたしまして、この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行するということになっております。

このことにつきましては、自然休養村管理センターから名称を万江体育館と改定するというものでございますけれども、その自然休養村管理センター大規模改修工事が終了いたしまして、指定避難所として指定をいたしております。この大規模改修工事の竣工に伴いまして、この施設の所管を企画調整課から教育委員会に移行い

たしまして、名称を万江体育館と改名し、管理をするということにしたために、新たに条例を制定させていただくというものでございます。なお、従来の山江村自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例は、廃止するというものでございます。

この管理センターにつきましては、昭和５６年に建設いたしまして、既に４２年が経過いたしております。補助金適正化法によりますと、処分制限期間が３８年となっておりますので、適正化法も基準を満たしておりますので、今回、山江村の普通財産としてですね、万江体育館として活用するということになります。以上でございます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１０ 議案第４１号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介君） 日程第１０、議案第４１号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第４１号についてご説明申し上げます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例（昭和３６年条例第２８号）の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、職員の人事評価結果を給与等へ反映するに当たりまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

１枚開けていただきますと、一部を改正する条例が載っておりますけれども、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

次のページから２ページにわたりまして新旧対照表を載せております。説明いたしますと、人事評価制度につきましては、国の制度に基づきまして、職員の能力や業績を公正に把握し、公務能率の向上を図り、住民サービスの向上を図ることを目的に、本村では平成２９年４月より本格導入いたしており、現在６年が経過をしたということでございます。その人事評価を給与等へ反映するということについては、今まで研修会を重ねてまいりました。また、様々な協議検討も重ねてきたというところであります。その結果、今回方向性を決定させていただきました。

また、地方公務員法でも人事評価を給与等へ活用するよううたっておりますので、法律に準じ、本村では令和５年度の勤勉手当及び昇給から反映させることにしております。そのために条例の一部を改正する必要がありますので、今回提案をさせていただくというものでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 日程第１１、認定第１号から日程第１７、認定第７号まで、令和４年度山江村一般会計及び特別会計決算の認定についてとなっております。

お諮りします。山江村議会会議規則第３６条の規定により、一括上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

—————○—————

日程第１１ 認定第１号 令和４年度山江村一般会計決算の認定について

日程第１２ 認定第２号 令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

日程第１３ 認定第３号 令和４年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

日程第１４ 認定第４号 令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

日程第１５ 認定第５号 令和４年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

日程第１６ 認定第６号 令和４年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

日程第１７ 認定第７号 令和４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（森田俊介君） それでは、日程第１１、認定第１号、令和４年度山江村一般会計決算の認定について、日程第１２、認定第２号、令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について、日程第１３、認定第３号、令和４年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について、日程第１４、認定第４号、令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について、日程第１５、認定第５号、令和４年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について、日程第１６、認定第６号、令和４年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第１７、認定第７号、令和４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、認定第１号から認定第７号まで一括してご提案を申し上げます。

まず、認定第１号、令和４年度山江村の一般会計決算の認定についてでございます。令和４年度山江村の一般会計決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するため提案をさせていただくというものでございます。

次に、認定第２号でございます。令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてでございます。令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。提案理由につきましては、前議案と同様でありますので、省略させていただきます。

次に、認定第３号でございます。令和４年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてでございます。令和４年度山江村特別会計簡易水道事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。提案理由は、前議案と同様でございます。

次に、認定第４号でございます。令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてでございます。令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。提案理由は同様でございます。

次に、認定第５号、令和４年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてでございます。令和４年度山江村特別会計介護保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。提案理由は同様でございます。

次に、認定第６号、令和４年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてでございます。令和４年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。提案理由は同様でございます。

次に、認定第７号、令和４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてでございます。令和４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。提案理由は同様でございます。

決算書の内容につきましては、会計管理者より説明をさせます。

○議長（森田俊介君） 高橋会計管理者。

○会計管理者（高橋 忍君） それでは、認定第1号から認定第7号まで、令和4年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、主に実質収支に関する調書にてご説明申し上げます。

お手元の令和4年度歳入歳出決算書綴りをご覧ください。

はじめに57ページをお願いいたします。令和4年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額53億1,494万6,650円、2番、歳出総額46億4,317万6,403円、3番、歳入歳出差引額6億7,177万247円、4番、翌年度へ繰り越すべき財源、2の繰越明許費繰越額1,430万円、3の事故繰越し繰越額は0円で、合計1,430万円、よって、5番の実質収支額は6億5,747万247円となります。

次に、59ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1、公有財産、（1）土地及び建物でございます。土地の増加につきましては、村道大川内橋上部落線外1路線の災害復旧によるものでございます。建物の増加につきましては、中鶴団地の建設によるものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。（3）有価証券及び（4）出資による権利でございます。前年度からの増減はございません。

次に、61ページをお願いいたします。基金についてでございます。一般会計基金の状況につきましては、決算年度中4,743万5,447円の減となり、年度末現在高は23億3,714万1,457円となっております。

次に、62ページをご覧ください。その他の基金でございます。利子合計9,591円の増加で、決算年度末現在高は6,744万5,491円でございます。貸付金につきましては、株式会社やまえからの償還金100万円があり、決算年度末現在高は200万円の残となっております。3番、物品に関する調書であります。普通乗用が1台の減及び軽自動車が増加となっておりますのは、税務課公用車の入れ替えによるものでございます。以上が一般会計でございます。

次に、78ページをお開きください。国民健康保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4億456万332円、2、歳出総額3億7,954万5,978円、3番、歳入歳出差引額及び、5、実質収支額とも2,501万4,354円となっております。

次に、79ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。（1）基金、国民健康保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は、利子1,201円の増で、決算年度末現在高は6,009万8,530円となっております。

次に、91ページをお開きください。簡易水道事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億7,800万7,023円、2、歳出総額1億7,

４６２万１，９１３円、３、歳入歳出差引額及び、５、実施収支額とも３３８万５，１１０円となっております。

次に、９２ページをお開きください。財産に関する調書でございます。（２）基金、簡易水道事業財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は３２０円の利子による増で、決算年度末現在高１，６００万６，２８８円となっております。

次に、１０３ページをお願いいたします。農業集落排水事業会計の実質収支に関する調書でございます。１、歳入総額１億８，８６５万８，０７９円、２、歳出総額１億８，３５１万６，９７５円、３、歳入歳出差引額５１４万１，１０４円、４、翌年度へ繰り越すべき財源、２の繰越明許費繰越額６万１，０００円、３の事故繰越し繰越額は０円でございます。合計６万１，０００円、よって、５の実質収支額は５０８万１０４円となっております。

次に、１２１ページをお願いいたします。介護保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。１、歳入総額５億１，４７５万７，５２２円、２、歳出総額４億６，９６８万３，５１３円、３、歳入差引額及び５、実質収支額とも４，５０７万４，００９円となっております。

次に、１２２ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。基金、介護保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は１，４８４円の利子でございます。それによる増でございます。決算年度末現在高７，４２５万３，６８３円となっております。

次に、１３２ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業会計の実質収支に関する調書でございます。１、歳入総額４，２９８万５，９６９円、２、歳出総額４，１１１万２，７５０円、３、歳入歳出差引額及び５、実質収支額とも１８７万３，２１９円となっております。

次に、１４３ページをお願いいたします。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。１、歳入総額５，５１３万４，４０４円、２、歳出総額４，９９４万４，４３０円、３、歳入歳出差引額及び５、実質収支額とも５１８万９，９７４円となっております。

上記のとおり精算したところ、相違ありません。令和５年７月３日、山江村会計管理者、高橋忍。以下、敬称を略します。

審査の結果相違ないものと認める。令和５年８月１０日、山江村監査委員、豊永知満、同じく、山江村監査委員、立道徹。

上記のとおり、監査委員の審査に付したところ不都合がないので、議会の認定に付します。令和５年９月１１日、山江村長、内山慶治。

以上で、令和４年度山江村一般会計及び特別会計の説明を終わります。

○議長（森田俊介君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、再開時刻を午前１１時２０分といたします。

-----○-----

休憩 午前１１時０７分

再開 午前１１時１８分

-----○-----

○議長（森田俊介君） 休憩前に引き続き再開します。

-----○-----

日程第１８ 議案第４２号 令和５年度山江村一般会計補正予算（第５号）

○議長（森田俊介君） 次に、日程第１８、議案第４２号、令和５年度山江村一般会計補正予算（第５号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第４２号についてご説明を申し上げます。

令和５年度山江村一般会計補正予算（第５号）でございます。令和５年度山江村の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７億５，１３２万９，０００円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５億６，６３４万２，０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、議案第４２号について説明をいたします。

１ページをお願いします。第１表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますけれども、主なものについて説明をいたします。

款９、地方交付税、２，７３４万７，０００円を追加をするものでありまして、普通交付税額の確定によるものでございます。款１４、国庫支出金、１，５７７万１，０００円を追加するものでありまして、学校施設環境整備補助金や社会保障番号制度システム整備費補助金及び公共土木施設災害復旧費補助金などの追加でござい

ます。款１５、県支出金、８６１万３,０００円を追加するものでありまして、熊本土地利用型農業競争力強化支援事業補助金や熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金などの追加でございます。款１８、繰入金、１,７７０万２,０００円を追加するものでありまして、村道災害や山田小学校及び温泉センターの雨漏り修繕工事に伴いますふるさと応援給付金からの繰入金などでございます。款１９、繰越金、５億１,７１５万５,０００円を追加するものでありまして、前年度の繰越金確定によるものでございます。款２０、諸収入、５,０７２万２,０００円を追加するものでありまして、淡島公衆トイレの移転補償金や城内団地災害共済金などの追加でございます。款２１、村債、１億１,４２０万円を追加するものでありまして、林道向鶴線災害復旧工事や防災トイレ整備などに伴います村債の追加でございます。

歳入合計、補正前の額に７億５１３２万７,０００円を追加しまして、５５億６,６３４万２,０００円とするものでございます。

２ページをお願いします。歳出でございますが、主なものについて説明いたします。

款２、総務費、２億３,１２６万７,０００円を追加するものでありまして、財政調整基金等への積立金や住民基本台帳システム改修業務委託料などの追加でございます。款３、民生費、９３６万７,０００円を追加をするものでありまして、児童福祉給付費の実績に伴います国県支出金の返還金などの追加でございます。款４、衛生費、７２４万７,０００円を追加をいたしまして、新型コロナウイルスワクチン予防接種費の実績に伴います国庫支出金の返還金などでございます。款５、農林水産業費、７３８万３,０００円を追加するものでありまして、小さな産業づくり事業補助金や熊本土地利用型農業競争力強化支援事業補助金などの追加でございます。款６、商工費、４,６４１万３,０００円を追加するものでありまして、淡島公衆トイレの解体工事や山江温泉「ほたる」の雨漏り修繕工事請負費及び温泉センター基金への積立金などの追加でございます。款７、土木費、３３４万３,０００円を追加するものでありまして、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金などの追加でございます。款８、消防費、４,１３０万円を追加するものでございまして、防災トイレの工事請負費などの追加でございます。款９、教育費、６,０７８万９,０００円を追加するものでありまして、防犯カメラ等の設置工事請負費や学校建設基金への積立金などの追加でございます。

３ページをご覧ください。款１０、災害復旧費、８,５５８万９,０００円を追加いたしまして、村道吐合宇那川線の災害復旧工事に伴います測量設計業務委託料や村道柚木川内日当線及び林道向鶴線の災害復旧工事請負費などの追加でございます。款１２、予備費を２億５,８５１万１,０００円追加いたしまして、歳出合計、補正

前の額に7億5,132万8,000円を追加をいたしまして、55億6,634万2,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。

1、変更でございますが、起債の目的、臨時財政対策債、補正前の限度額860万円を補正後の限度額740万円に、緊急自然災害防止対策事業、補正前の限度額0円を補正後の限度額7,300万円に、消防施設整備事業、補正前の限度額130万円を補正後の限度額4,260万円に、防災IP無線機能強化事業、補正前の限度額130万円を補正後の限度額0円に、公共土木施設災害復旧事業、補正前の限度額660万円を補正後の限度額900万円にするものでございまして、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第19 議案第43号 令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号)**

○議長（森田俊介君） 日程第19、議案第43号、令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第43号についてご説明を申し上げます。

令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。
令和5年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,521万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,821万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第43号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明いたします。

款3、国庫支出金につきましては、令和5年度出生育児一時金臨時補助金交付決定に伴いまして、5,000円を増額するものでございます。款10、繰越金につ

きましては、前年度決算額確定に伴います繰越額、1,521万2,000円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に1,521万7,000円を増額いたしまして、4億5,821万7,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

款7、基金積立金につきましては、令和4年度決算額が確定したことに伴いまして、基金積立金2,000万円を予算計上するものでございます。款10、予備費につきましては、478万3,000円を減額するものでございます。

歳出合計、補正前の額に1,521万7,000円を増額いたしまして、4億5,821万7,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第20 議案第44号 令和5年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介君） 日程第20、議案第44号、令和5年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第44号についてご説明を申し上げます。

令和5年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）でございます。令和5年度山江村の簡易水道事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,956万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介君） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第44号について説明いたします。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款7、繰越金、前年度の繰越金の確定により256万5,000円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に256万5,000円を追加しまして、1億5,956万5,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳出、款 1、総務費、職員手当など、一般管理費を 25 万 1,000 円追加するものです。款 4、公債費、簡易水道事業債の償還金利子を 10 万 7,000 円追加するものです。款 12、予備費、予備費を 220 万 7,000 円追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に 256 万 5,000 円を追加し、1 億 5,956 万 5,000 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第 21 議案第 45 号 令和 5 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第 1 号)**

○議長（森田俊介君） 次に、日程第 21、議案第 45 号、令和 5 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 45 号についてご説明を申し上げます。

令和 5 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）でございます。

令和 5 年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 288 万 6,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,188 万 6,000 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介君） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） 議案第 45 号につきまして説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、款 5、繰越金、前年度繰越金の確定によりまして、288 万 6,000 円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に 288 万 6,000 円を追加し、1 億 6,188 万 6,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳出、款 3、公債費、農業集落排水事業債の償還金利子を 20 万 9,000 円追加するものです。4、予備費、予備費を 267 万 7,000 円追加するものです。

歳出合計、補正前の額に 2 8 8 万 6, 0 0 0 円を追加し、1 億 6, 1 8 8 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

―――〇―――

日程第 2 2 議案第 4 6 号 令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）

○議長（森田俊介君） 日程第 2 2、議案第 4 6 号、令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 4 6 号についてご説明申し上げます。

令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）でございます。令和 5 年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものであるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 7 5 7 万 7, 0 0 0 円を追加をいたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5, 7 5 7 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第 4 6 号につきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明いたします。

款 8、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額 3, 6 6 5 万 1, 0 0 0 円を追加するものでございます。款 9、諸収入につきましては、前年度給付費実績によります国庫支出金の増額でございまして、9 2 万 6, 0 0 0 円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に 3, 7 5 7 万 7, 0 0 0 円を増額しまして、5 億 5, 7 5 7 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、2 ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

款 5、諸支出金につきましては、1, 1 6 7 万 1, 0 0 0 円を増額するものでございまして、内訳につきましては、前年度の給付費等の確定によります国・県及び支

払基金への返還金 602 万円、それから一般会計への繰出金 565 万 1,000 円となっております。款 8、予備費につきましては、2,590 万 6,000 円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に 3,757 万 7,000 円を増額いたしまして、5 億 5,757 万 7,000 円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

**日程第 23 議案第 47 号 令和 5 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算
(第 1 号)**

○議長（森田俊介君） 日程第 23、議案第 47 号、令和 5 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 47 号についてご説明を申し上げます。

令和 5 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）でございます。令和 5 年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 169 万 5,000 円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,569 万 5,000 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第 47 号につきましてご説明いたします。

まず 1 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明いたします。

款 4、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額 169 万 5,000 円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に 169 万 5,000 円を追加いたしまして、4,569 万 5,000 円とするものでございます。

次に、2 ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

款 4、予備費につきまして、169 万 5,000 円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に169万5,000円を追加いたしまして、4,569万5,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

**日程第24 議案第48号 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第1号)**

○議長（森田俊介君） 日程第24、議案第48号、令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。

令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）でございます。令和5年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ718万9,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,118万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課主幹が説明いたします。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それでは、議案第48号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款3、繰入金、一般会計からの繰り入れとして340万円追加、款4、繰越金、前年度の決算額の確定に伴い、378万9,000円追加しまして、歳入合計、補正前の額に718万9,000円追加し、2億9,118万9,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、款1、総務費、会計年度任用職員の人件費など274万5,000円減額、款2、ケーブルテレビ事業費、CS放送回線利用委託料として989万8,000円追加、款4、予備費を3万6,000円追加しまして、歳出合計、補正前の額に718万9,000円追加し、2億9,118万9,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第25 議員派遣の件

○議長（森田俊介君） 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第126条の規定により、お手元に配付しております内容で議員を派遣するものです。

これで提案理由の説明は終わりました。

また、6月議会定例会以降、要望書等が4件提出され、議会へ届いております。

この件については、それぞれ議員各位へ資料を配付することとします。

以上で、本日の日程は終了しましたので、散会いたします。

ありがとうございました。

—————○—————

散会 午前11時46分

第 2 号

9 月 1 3 日 (水)

令和5年第7回山江村議会9月定例会（第2号）

令和5年9月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白川俊博君

2番 北田愛介君

3番 本田りかさん

4番 中村龍喜君

5番 赤坂修君

6番 横谷巡君

7番 立道徹君

8番 西孝恒君

9番 久保山直巳君

10番 森田俊介君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山口明君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山慶治君

副 村 長

教 育 長 藤本誠一君

総 務 課 長 平山辰也君

税 務 課 長 迫田教文君

企画調整課長 清永弘文君

産業振興課長 松尾充章君

健康福祉課長 今村禎志君

建 設 課 長 蕨野昭憲君

教 育 課 長 一二三信幸君

会 計 管 理 者 高橋忍君

農業委員会事務局長 新山孝博君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（森田俊介君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（森田俊介君） 本日は、会期日程日時第３、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、７名の議員から一般質問通告がなされておりますが、本日は４名の一般質問を行います。通告の順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせて６０分といたしますが、質問される議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、適切な質問をしていただきますよう要望します。また、質問の際、答弁の繰り返しにならないようご注意ください。一方、執行部におかれましても、簡潔にわかりやすく答弁をいただくようによろしくお願いいたします。

それでは、はじめに２番、北田愛介議員より、１．政策方針について、２．災害復興についての通告が出ております。

北田愛介議員の質問を許します。２番、北田愛介議員。

北田愛介君の一般質問

○２番（北田愛介君） ただいま発言の許可がございましたので、２番議員、北田が一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は施政方針につきまして、それから人口減少に伴う施政方針と、災害復興についての２点を通告いたしております。

まず、第１点目の施政方針につきましては、現在深刻になっております人口減少問題についてでございます。日本の総人口は２００８年、平成２０年の１億２，８０８万人をピークに人口減少時代に突入いたしております。いったん２０１９年、平成３１年に増加に転じたものの、その後減少の一途をたどっております。

総務省統計局の本年８月の概算値では、日本の総人口１億２，４５４万人と報告されております。昨年８月同月に比較いたしますと、約１年間で５４万人が減少しているという推計でございます。

この５４万人という数値がですね、ピンとこないかもしれませんが、調べてみましたところ、鳥取県ですね、本年８月１日現在の推計人口が、５３万８，１８９人ということで出ておりましたので、鳥取県の総人口を超える数値が毎年減少して

いくと、非常に深刻な状況でございます。日本はですね、今後これまでに経験したことのない人口減少に伴ういろいろな問題が懸念されております。現在でも人手不足といいますか、人員不足、労働力の不足、経済の縮小などいろいろな問題も出てきております。

山江村につきましても1955年、昭和30年のですね、ピーク時が6,766人であったと記録されております。人口が2015年、平成27年ですけれども、3,422人で、実に60年間で半減しているというような状況でございます。

そこで、これまでのですね、山江村の人口の推移と減少の山江村の特徴といいいますか人口のですね、それと近隣自治体も同じように減少しておりますけれども、近隣自治体と比べて山江村がどうなのかという分析等が出ておればですね、そのあたり答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず、国の人口となりますが、議員が申されましたとおり、2008年の1億2,808人がピークで、年々減少しており、また、熊本県におきましても1956年の190万3,000人がピークで、こちらも年々減少している状況でございます。

山江村の人口の推移状況でございますが、昭和30年、1955年の6,766人がピークとなり、その後は年々減少し、令和2年、2019年の国勢調査では、山江村の人口は3,238名となっております。以上でございます。

すみません、近隣の町村につきましても山江村同様人口減少が進んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介君） 近隣の町村と同じように減少しているということでありましてけれども、山江村の特徴というのをですね、少し分析しておられれば聞きたかったんですけれども、山江村は近隣の町村に比べたらですね、年少人口も減少率も低いと。一時期横ばいの状況がございました。令和2年7月の豪雨災害以降ですね、近隣市町村によっては急激に減少しているということでございます。

村長常々申されておりますように、球磨郡の人口が激減しているということで非常に危機感を持っておられました。今後もですね、人口が減少を続けるということは明らかでございますけれども、今後のですね、山江村における人口の推移もですね、推計も行っておられると思います。人口ビジョンも策定しておられますし、社人研の推計も出ております。ここで現時点でのですね、社人研と山江村独自の人口推計について答弁を求めます。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。山江村の将来人口推移につきましては、国立社会保障人口問題研究所が２０１８年に発表した推移によると、本村の人口は２０６０年、令和４２年には１，２０１名まで減少すると推計されております。

そこで山江村では、第２期山江村まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、移住定住政策や子育て支援及びＩＣＴ教育の推進など各種事業へ取り組みながら、現在、国立社会保障人口問題研究所が発表した人口減少の推移よりも緩やかな形で減少している状況となっております。将来的にはこの緩やかな人口減少を維持しながら、２０６０年には２，０００人以上の人口を確保できるよう今、現在事業を進めております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 北田愛介議員。

○２番（北田愛介君） 社人研につきましては、２０６０年には１，２０１名、これは何も対策を講じないでこのままいくということであろうかと思います。ぜひですね、山江村はいろいろな政策をとりながらですね、この２，０００人以上というのをですね、維持していただきたいと思っておりますけれども、まず、これまでのですね、山江村の人口減少について、その要因といいますか、全国いろいろその町村によっては事情があるかと思っておりますけれども、山江村でですね、人口減少の要因と分析されているものがあれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。２０１３年度から２０２２年度の１０年間の事務報告から数字となりますが、まず、出生は５０５人対しまして死亡が７７２名で、１０年間の自然増減は２６７人の減少となっております。また、山江村への転入者が６８５人に対して山江村からの転出が１，０１４人で、１０年間の社会増減が３２９名の減少となっております。

主な人口減少の要因としましては、自然増減並びに社会増減が共にマイナスであることがあげられますが、先ほどちょっとお答えできませんでしたけれども、その中でも合計特殊出生率が２．０８人と高い数値であることや、１５歳未満の年少人口の割合が、熊本市近郊の自治体並みに高い数値になっていることが山江村の特徴と考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） 人口減少問題につきましては私のほうからも少し補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、昨日ですね、金婚夫婦の表彰式を熊日主催で行ったところです。昨日表彰された方々の顔ぶれを見てみますと、第一次ベビーブーム、戦後まもなく、いわゆる団塊の世代の方々がほとんどでありました。実は、そ

の団塊の世代に生まれた数はですね、大体年間250万人ぐらいの方々が毎年誕生されていたということですが、最近の出生人口を見てみますと、昨年からですね、80万人を切ったということですから、その第一次ベビーブームからすると3分の1も出生が減っている。逆言うとその250万人毎年生まれた団塊の世代たちが成長すると同時にですね、この日本は高度成長期を迎えることになるわけでありまして、やはり人口の数がその国の力となってくる、その地域の力となってくるんだという証しでもあろうかと考えているところであります。

その日本の人口が徐々に減らざるを得ないというか、人口が減る時代を迎える中に、どういう対応をしていくかということが求められているわけですが、まずは2025年問題としてですね、すべての団塊の世代の方々が後期高齢者になれるということの課題があります。それと2035年問題と最近言われていますけれども、日本の総人口の3分の1が高齢者になってしまうんだと。要するに3分の1の人口を、要するに1億2,000万人とすれば4,000万人の人口を8,000万人の人が本当に支えられるんだらうかというような課題があるわけでありまして、その支えられる一つには、いろんな産業を支える人材がどんどん少なくなってきた。後継者が少なくなってきたというようなことにつながっていくというようなことであります。

そういう中であって、この人吉球磨の現状を見てみますと、毎年1,500人程度ですね、この人吉球磨では人口が減少しておりまして、国勢調査によると5年間で大体9,000人ぐらい、8,000人から9,000人ぐらいが減ったということになります。令和2年7月豪雨災害を受けて、さらにこの人口減少に拍車がかかっているということであり、この人口を何とか減少をとどませるということが、その人口減少は仕方がないにしても、その人口減少を何とかとどめるということがですね、この人吉球磨の課題であり、山江もその一員として大きな使命を負っているというようなことになろうかと思えます。

まち・ひと・しごと創生事業ということを企画課長が申しましたが、地方創生からですね、まち・ひと・しごと創生に変わったのは、このしっかり人口減少社会に対応できるような数値目標を立てて、KPIといいますけれども、その対策をしっかり打ちなさいということでありました。

そのまち・ひと・しごと創生をよくよく考えると、まち・ひと・しごとを逆さにして、仕事をつくらないとやっぱり人は残らない。若い人は残ってくれないということでありまして、それから、若い人が残ってもらう。それからその町が、その地域が成り立つんだ。まち・ひと・しごとじゃなくてしごと・まち・ちいきですね、と読み替えないといけない。ただ、山江村にとっては、仕事としての農業、林業を

どのように活性化させるのか、若い人が引き続きこの地域で農業、林業に従事していただくのかということについては、非常に難しい課題もあるというようなことであります。ただ、その移住定住の人口からすると、山江村においては、子育て支援等々が充実しているということもあって、合計特殊出生率が先ほど課長が申し上げましたけれども、2.08人あります。国の平均が1.4いくつだったと思いますので、ずいぶん高く占めており、全国でも20番目ぐらい、1,743自治体の中の20番目ぐらいの子どもがたくさん生まれる地域ということになっております。

そういうこともあってですね、実は先般の10年に1回の過疎法の改正に当たって、山江村は人口減少率が少ない。それから、若年、年少人口が高い、高齢化人口がそんなに進まないということで、過疎から外れようと、過疎指定を外れようとしておりまして、ちょっと慌てた部分もあります。過疎におけるいろんな支援がですね、丁重なといいますか重い支援が受けられなくなると、これは議員の皆さん方にも大変お世話になったところでもありますけれども、そういうことがあって、まず、その過疎指定外れてもいいような産業をしっかりつくっていかなくちゃいけないということが大事でありましょうし、そのことが人口減少に歯止めをかける1丁目1番地だと考えているところであります。

年少人口につきましてはですね、熊本県でも上位と言いましたが、菊陽それから大津、そして合志、その次にですね、年少人口が17%という、熊本市よりも若い人が住んでいる値は高いというようなことになるというのが山江村の特徴であります。ただし、やはり山間部に行くといきなり高齢化が50%を超えている地域もあるということでもありますし、その格差といいますか、見えてきておりますので、そういう地域に対してどう支援をしていくのか、将来どうこの問題を考えていくのかというような課題も突き付けられているというようなことであります。

以上、私のほうから補足させていただきます。

○議長（森田俊介君） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介君） ただいまですね、ご説明いただきました。山江村の特徴というのはですね、よく説明していただきましたので、仕事が非常に必要だということもやっぱり私もそう思っております。また、今後においてですね、人口減少どんどんどんどん続いていきますと、山江村の地域を集落を維持していく上でですね、いろいろな問題が出てくると思います。山江村においてですね、今後この人口減少が進んでいくと、集落の維持といいますか、集落機能ですね、区長さんをはじめとする役職員のなり手がなくなるとかですね、いろいろな行事をするのでも人がいないと。また、現在集落内の道路などもですね、地域の方で作業をしていただきながら、どうにか環境整備、道路の維持管理をしていただいているというような状況もございま

すし、また、農地、農業用施設の維持管理、それから今後耕作放棄地が増えると、農産物や林産物の生産水準の低下なども考えられます。また地域によっては、いろいろな行事なんかにも運営ができなくなってくるとかですね、いろいろな課題があると思います。そういったものをですね、きちんと把握しながら、それに対して政策を打っていかないと手遅れになるということでございます。現在いろいろなそういう政策を打っておられますけれども、今後さらにですね、山江村人口減少が進んだ場合には、どのような課題があるのかですね、現在そういうことを仮定しながらですね、対応されていると思うんですけれども、今後予想されるそういった人口減少に対する結果、山江村で起こり得るいろいろな諸問題について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず最初に、集落機能の維持としまして、道路のことが出てまいりましたけれども、地域の集落道の除草作業につきましては、広域にわたり地区のほうで地区住民によって除草作業を行っておられましたけれども、それに伴って村が実施する村道の除草にかかる予算としましては、平成20年ごろまでは200万円ほどで済んでおりました。しかし近年、人口減少や高齢化、そういったものが進み、村道の除草作業の箇所や回数の増加など、現在除草や支障木伐採などの予算は1,300万円となっております。このことからですね、集落機能を維持するための村が担う予算経費というものは年々増加する傾向にあるかと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは北田議員のご質問にお答えいたします。人口減少問題に関する諸問題ということで、農地の維持管理や生産水準の維持が難しくなるのではないかとというご質問ですけれども、議員がおっしゃるとおりでございます。我々もそれは喫緊の課題だと十分認識をいたしております。人口減少のみならずですね、高齢化、担い手の減少などの影響により、耕作放棄地は年々増加している状況でございます。このような農地を増やさないように、農地中間管理機構を活用した農地集積を行っているところです。しかしながら、受け手の方も高齢化が進んでいることから、農事組合法人や企業による農地参入などが積極的に行われて、農地集積が進んでいければと考えております。

また、林業につきましても、今回農地ということでご質問でしたけれども、林業につきましても担い手の方がですね、非常に少ないということと、災害に強い森づくりをしなければならないということで、村長の掲げます鎮山親水の理念のもと、本年度、昨年度からの事業ということで、山江鎮山親水林業塾ということを開講い

たしました。これにつきましては、森林が災害に強い森づくりのみならず、自伐型ということで、自分で山に入っただけですね、木を切りながら収益を得るというようなことも目的としておりまして、11名の方は先般9月にですね、卒塾式を行いましたけれども、無事に卒塾されまして、今後山に入ったりされてですね、林業のほうに従事される方も出てくるとお聞きしております。山江村からの受講者の方が若干少のうございましたけれども、球磨郡また県内から11名の方、受講されておりますので、本村の林業振興のみならずですね、県内の林業振興に寄与するものだと考えております。

また、農業用の施設の維持につきましてもですね、人口減少、高齢化によりましてなかなか維持できないというようなことは承知しております。現在は堰ごとの農家の方々が、除草や土砂の搬出作業を行われておりますけれども、これも毎年参加された方、報告をいただいておりますけれども、集合写真を撮られたりするですね、人数の方が減ってきているなあというような印象を受けております。

また、用水不足ですね、河川田の用水不足につきましても、これもオペレーターの方が人材不足ということで、なかなか河川から用水を引くという作業もですね、非常に難しくなっているということでお聞きしております。村のほうでどうにかできないかというようなご相談もあっておりますけれども、今のところは、高齢化されているんですけどもオペレーターの方をお願いしながらですね、用水の引き込みなどを行っているということでございます。

また、後継者のいない農地の継承につきましては、産業振興課のみならず農業委員会でもですね、重要な課題となっております。農地法、また農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、現行の人・農地プランから地域計画というものを策定するようになっております。これは本年度から来年度にかけて策定することとなっております。令和7年4月から実践することとなっております。これは地域のほうでですね、今後出向いていきますけれども、今後の将来を見据えた農地集積をですね、実践するための計画策定が求められておりますので、意見交換会などをしながら、後継者のいない農地の継承問題に取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介君） ただいまですね、人口減少に伴ういろいろな問題等をあげていただきました。これ以外にもですね、いろいろと想定される課題というのはあるかと思っております。ただいまご答弁いただきましたような内容を含めたところでですね、こういった人口減少時代を山江村のような中山間地域や山間地域がですね、乗り越えるためには、どのような政策をもって対応されるのかですね、そのあたり

の政策について答弁を求めます。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。人口減少がもたらす影響は大きいものと考えております。まず、域内、村内の消費と生産の衰え、地域経済の規模が縮小してしまう恐れがあります。また、基幹産業を含む産業の担い手不足による規模の縮小や社会インフラの維持管理が困難になる恐れがあると考えております。併せて、行政区ごとの活動や災害時の弱者支援、コミュニティ機能の低下、地域の存続が困難になるなど、大きな影響を与えると考えております。このことから山江村では、人口減少を緩やかにする取り組みとしまして、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、四つの基本目標と69の施策に現在取り組んでおります。

具体的な施策としましては、新規農業認定者や担い手の確保、やまえ栗の生産力、ブランド力の向上、自然エネルギーを活用した地域循環共生圏の創造、やまえほんの森など親子ふれあいの場の提供、百人委員会の活動支援などにも現在取り組んでおります。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今後の諸課題を解決するための具体的な政策ということですが、課長のほうからは今、取り組んでいる内容について説明したところであります。先ほども人口減少がどういう課題をもたらすかということは触れましたけれども、本当に農村、山江村は人口が減っていきますと農地の保全ができなくなるということがあります。それと集落活動、いわゆる200万円でよかった除草作業が、かぶり木も含めて1,300万円も予算積んでいるわけです。どんどんどんどんこれは膨らんでいってしまう。要するに集落活動自体がですね、弱まってくるというような恐れがあるわけでありまして、ある意味、農業農村基本法が1990年に制定されていますが、それが今回改正されようとしています。食料・農業・農村基本法と名前を変えて、これは先ほど言いました農地・水計画から地域計画へというようなことでありますけれども、いわゆる農地・水の担い手をしっかりつくりながら、その農地を守っていく、農村を守っていくというようなことからですね、地域計画というか地域全体、いわゆる農村そのものをですね、どう守っていけばいいのかというようなことが国の課題としてあげられ、そのために全国の市町村一斉に地域計画をつくりなさい、山江村でいうと農村、中山間地を守るための計画をつくりなさいとなっています。

となりますと、当然ですね、農用地をどうやって保全していくのか、それから、栗を中心とした地域資源、いろんなものが地域資源山江村にありますけれども、そ

れをどのように守って活用していくのか、そしてその中に住む人たちをですね、暮らしをどう守っていくのかというようなことが課題としてあるわけですが、広い地域が一体となってそれぞれ、私はかちやりの精神とか言いますが、そういう取り組みをやっていく以外にはないんじゃないかなという感じがいたしております。

先般、中山間地の総会に行きました折に、こういう資料が示されましたと議会で報告したところでありますけれども、まさにその課題についていろんなことが示されております。これはあと久保山議員のほうからも私が前回の議会ではしゃべったことを問われますので、さわりだけ申しますと、この中身はですね、仕事をどうやっていくのか、そして暮らしをどう農村地帯の暮らしを守っていくのか、それから活力をどう上げていくのか、それと土地利用をどうしていくのかという4本の課題について、農村の地域関係者によりまして、そういう組織をつくっていきましょと、それに対する支援をですね、1,000万円の支援を丸々3年間、国・県一体となって考えていきますというような事業がありますので、こういう事業を活用しながら、いわゆる農村の形成推進事業としてですね、取り組んでいければということをおもっていますし、その中においてしっかりとした復旧の事業、復興の事業も村民の皆さん方と一緒に考えていけるような、そして、地域の課題はですね、もちろん山江村が持っています行政課題もありますけれども、地域の課題は地域に住む村民の方々が一番ご存じでありますので、一緒になってその課題解決のために取り組んでいけるような仕組みをつくっていききたいということについて、今、検討を重ねているところでございます。以上です。

○議長（森田俊介君） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介君） ただいま答弁いただきました。これから地域計画を策定しながら、この諸々の課題に対してですね、対応していくということであろうかと思っております。やはり現場のほうといいますか、住民の方々のほうではですね、いろいろな課題を抱えておられますので、ぜひですね、今後地域づくりの懇談会等ですね、計画されているようでございますので、そこで十分地元の方々の課題とか問題点をお聞きいただきながらですね、この人口減少時代に対する政策を展開していただきたいと思っております。

先ほちょっと農業用水の問題も出ました。私も山田川、万江川のほうにはいろいろ多くの井堰があつて、田植え前に総出でですね、土嚢をつくったり石を積んだり、水を取水しても大雨で流されて、1カ月もしないうちにまた作り直さなければならないというような、非常に農地を守るんでも田んぼをつくるんでも、非常にご苦労が絶えないということでございます。そういった問題もございますし、ボラ

ンティアで山田川の草刈りをされていらっしゃる方々もですね、年々高齢化してきて少なくなってきた、このままでは続けることができないというような話も聞いております。いずれにせよですね、今後人口減少により、さらに地域の負担もですね、増えることが予想されますので、いろいろな政策を組み合わせながらですね、具体的な政策を展開していただきながら、地元のそういった負担をですね、軽減するようなことをお願いしたいと思っております。

次にですね、令和2年7月豪雨災害からの復興計画について通告いたしておりますので、質問させていただきます。

豪雨災害後ですね、村当局におかれまして膨大な被災箇所の復旧に取り組まれておりまして、着実に被災箇所の復旧が進んでいるということは、村長はじめ職員の皆さんのですね、ご努力のおかげであると感謝をしているところでございますけれども、復興計画によりますと、10年をめどにですね、復旧期と復興期の計画が示してございます。令和3年度をスタートに復旧と復興を同時に進行させ、いよいよ令和6年度からですね、本格的な復興期に向かおうとしているところでございます。そこで、復興計画に示されております住民参加による六つのプロジェクト、現在ですね、いろいろと実施をしていただいておりますけれども、その実施の状況について答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和2年7月豪雨からの復興への取り組みとして、六つのプロジェクトを掲げております。令和4年度における実績でございますが、一つ目として、山江の森（守）人育成プロジェクトでは、令和4年12月3日に鎮山親水植樹祭の開催を行っております。有害鳥獣対策及び狩猟免許に係る啓発活動の実施、自伐型林業塾への研修地の提供、文化財（石蔵）活用基本計画の策定。

二つ目として、山江の森・水管理推進プロジェクトでは、森林環境譲与税を活用した民有林の森林管理に向けて意見調査の実施、森林基本計画の変更、トレイルランによる作業道の確認及び大会の開催。

三つ目として、いざというときのプロジェクトでは、第11区、12区、13区、14区の地域版ハザードマップの更新、第15区では防災講話を実施しております。指定避難所である山田小学校への備蓄倉庫の整備、介護支援専門委員会議や福祉避難所と包括支援センターの合同訓練、村内16区並びにみんなの家ではスマートフォン教室の実施、自主防災組織の伝達活用状況の確認、LINEワークスを活用した連絡体制の整備、第11区、12区、13区、14区の防災マップの作成及び配布。

四つ目としまして、災害に遭わない家づくりでは、災害の教訓を伝えていくために、山江村観光交流促進協議会主催によります復興記念竹灯籠づくり及び設置を行っております。避難所へ活用する住宅や居住者への減免制度の広報活動。

五つ目としまして、村内の上下流交流プロジェクトでは、SNSを活用した地域情報ネットワークの構築に向けて情報化推進委員会議を行っております。森林資源の有効活用に向けた山江村ゼロカーボン宣言、地場食材活用の協議、NPO主催によります復興むらづくりカフェフォーラムの開催。

最後に六つ目としまして、海幸・山幸交流プロジェクトでは、本村農産物を使用した商品開発、流域市町村の学校と連携した環境教育交流活動を八代市で開催、山江村観光交流促進協議会主催によりますフットパスハイキングの開催、このような事業は令和4年度で取り組んでまいりました。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介君） ただいま説明いただきました。住民の方々を巻き込みながらですね、非常に多種多様な取り組みをされております。また、各委員会の観光交流部会であるとかNPOにも委託をされながらですね、住民主導でもかなり復興事業をやられているようでございます。令和6年度から本格的な復興事業にも取り組むということで計画がなされておりますので、今後ですね、どのような事業を展開されていくのかですね、答弁を求めます。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和4年度までに取り組んできた事業に併せて、令和5年度につきましては、デジタル技術活用した地域課題の解決と題して、東京大学大学院、越塚教授による講演会や鳥獣害被害の現地視察、また、9月10日に実施した山江村防災訓練では、G空間情報収集システムの活用などに取り組んでおります。引き続き復興事業に取り組むとともに、デジタル技術を活用した新たな農村集落形成事業にも取り組む計画としております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介君） 山江村が得意としますデジタル技術ということで、今後展開されるということでございます。この復興計画はですね、山江村の総合計画及び第2期山江村まち・ひと・しごと総合戦略とですね、整合性をとりながら、今回の災害により新たに見えてきた山江村の課題というものをですね、復興計画を通してしっかりと力強い村をつくっていこうということでございますのでですね、復興の鎮山親水の理念に基づいたですね、力強い復興をぜひ進めていただきますようお願い申し上げます。

最後にですね、災害記憶の継承ということで通告いたしております。現在、山江村のホームページにですね、山江村復興ポータルサイトがございますが、このポータルサイトの目的、発信内容、期待される効果とですね、その経費について答弁を求めます。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。山江村復興ポータルサイトは、令和2年7月豪雨からの復旧・復興までの記憶、記録や、被災の思いを未来へつなぐ目的で開設されております。その効果と発信内容でございますが、山江村の災害復旧情報や復興プロジェクトの取り組み状況、災害当時の動画など即時に閲覧できることで、記憶の継承につながるサイトとしております。このサイトの運営費は、令和4年度が249万7,000円、令和5年度が231万円となり、財源につきましては、地元進出企業であります伸和コントロールズのSDGsの取り組みの一つとして寄附を受けたものを活用して運用しております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介君） ただいま答弁いただきました。このポータルサイトですね、災害の当時の状況とかですね、復興の様子が動画で見られるということでございまして、非常に私も見ておりますけれども、内容が一目でわかるというサイトでございます。しかしながらですね、ここに閲覧回数が出てくるんですけども、なかなか数字が伸びないと思っております。一部分についてはですね、かなり見ていらっしゃる場所もあるんですけども、なんか249万7,000円とか231万円をかけて毎年あるんですけども、少し閲覧が少ないように思いますけれども、直近のですね、どのような閲覧状況かというのをちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。このサイトの閲覧状況でございますが、令和5年4月から8月末までの状況となりますけれども、5カ月間で1,446件閲覧されております。主にサイト内のブログや復興の旗印、復旧状況、復興プロジェクト、災害記憶など多くの閲覧がなされております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介君） 1,446件ということで、サイトの中を見ますと、小さく閲覧回数が出てきますけれども、そこが十数回であるとかですね、そういった数字がちょっと出てきておりますので、その動画とかそういう発信内容の個別についてはですね、少し少ない数字が出ているんじゃないかなということを思っております。また、内容につきましてもですね、復旧状況とか当時の状況というのは、非

常にわかりやすくあるんですけども、この中に情報が多すぎるといいますかですね、むらづくり、これはこのサイトをつくる上でですね、必要なことだろうと思うんですけども、山江村のことを全然知らない方にはそういったことも見ていただくことが必要かと思えますけれども、少し内容がですね、多すぎるということをちょっと感じておりまして、このサイトは、復興の理念とかですね、工事の進捗状況、復興事業の情報など見られ方についてはですね、村の様子がよくわかりですね、村内外を問わず情報発信をしながら村の状況を見ていただくということは、非常に有効な手段であるとは思っております。この山江村の状況を見ていただきながらですね、多くの方に山江村の状況をご理解いただいて、山江をご支援いただけるようなですね、そういうサイトになればと思っているところでございます。

それでですね、災害記憶の継承ということで、非常に重要なこの情報発信ツールであるとは思いますが、令和4年度で整備されました自然休養村管理センター、今回、万江体育館として条例改正が出ておりますけれども、この施設、先日現地を見させていただきました。今回新しく指定避難所としてですね、立派に完成をしております、万江地域の方々も近くに避難所ができて安心されているかとは思っております。体育館となりですね、多くの方々が今後利用されると思いますので、この体育館の一角にですね、お金をかけずにですね、当時の被災時の写真であるとか資料であるとか、復興の状況などを展示してですね、災害記憶の継承という形で、情報発信の拠点の一つとして活用される考えはないか伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。地区によっては災害当時の写真を公民館に掲示しているところもございますので、日ごろから村民の目に触れながら、災害の記憶の継承につながるよう、自然休養村管理センターや、同じく指定避難所であります改善センターにも冊子等の資料展示を検討していきたいと思えます。貴重なご意見ありがとうございます。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） 大項目が災害復興についてということで質問いただいております。これの復興計画の策定についてはですね、実は北田議員副村長時代、策定委員長として策定されたところでありますので、しっかりその思いを受け止めながら、復興の事業を着々と進めなければならないと思っているところであります。

六つのプロジェクトでありますけれども、ただ、当然このプロジェクトを進めていく中で、その課題も少しずつ変わってきます。その課題をしっかり受け止めながらですね、推進していきたいと。もちろん復興計画はむらづくりと関係しますので、

総合計画、また、まち・ひと・しごと総合戦略の計画とリンクもしておりますから、取り組んでいければと思っているところでもありますし、また先ほど言いました農村のあり方についてもですね、この復興計画の中にしっかり動きをつくっていければとも考えているところでもあります。

あと、それからポータルサイトについては、もちろんポータルサイトでありますから、令和2年7月豪雨災害でどうということが起きたんだというようなアーカイブですね、あの災害を忘れないというアーカイブでありますし、それを教訓として今後どのような活動を、行動をすればいいんだというようなことの参考になるようなポータル発信でありますし、もう一つは、その山江村が令和2年7月豪雨災害から復興の六つのプロジェクトを中心としながらですね、どのようにその歴史を刻んでいくといたしますか、というような発信の場でもあろうかと思えます。幸いにもSDGs活動にですね、SDGs推進室を伸和コントロールズ本社がつくられて、山江村のこの復興ポータルサイト自体がSDGsとお認めいただきながら、寄附金を受けてしっかりこのポータルサイトを充実させなさいと、またそのことの重要性を認知されて支援をいただいているということでもありますので、その思いもしっかり受け止めながらということでもあります。

ただ、多くの人に見ていただくということについては、やはり発信を続けると、それからまたタイムリーな話題をですね、発信し続けないとやっぱりなかなか見ようとは思っていただけないということでもありますから、最近では村長室を中心としたいろんな復興の話題を収録し、それを発信するというような方法もとっていきまし、今後いろんな方に、村民の方にも村長室に来ていただきながら、そういう話題を話す風景を発信するというような手法もですね、とらせていただきたいと思います。

それから、管理センターの件ですけれども、10日に行いました全村あげての避難訓練で、災害訓練でありますけれども、オープンしたばかりでありますということもあって、30名近い方々がですね、万江地区の方、避難をいただいております。避難いただきました方、大変ありがたく思っておるところでありますし、万江地区の山田地区が20名ぐらいでしたので、防災意識の高さというのがやはりあるんだなあと、危機意識もあられるんだなあと感じたところでもあります。

従いまして、今回指定避難所としての機能を持たせてありますし、令和2年7月豪雨災害は万江川を中心とした大きな災害が起きたということでもありますので、その万江川の様子も含めて、しっかりその付近の災害についてのどうということが起きたんだというような展示、また災害が、少し冒頭申し上げましたけれども、災害はないほうがいいわけですがけれども、必ずあるのも災害でありますから、いざ災害が

起きたときのその行動についてですね、どういう行動をするかというようなことについての啓発の資料展示もできればタイムリーでありますので、十分検討させていただきながら、実現に向けて取り組みさせていただければと思います。

○議長（森田俊介君） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介君） ご答弁ありがとうございました。ポータルサイトにつきましてはですね、私も村長室での懇談の様子を見させていただいております。今後も続けていかれるということですので、いろいろな方をお招きいただきながらですね、山江村の復興を見守っていただけるようなポータルサイトにしていただきたいと思います。そのときにそこに出ておった数字がですね、111と出ておりました。一番閲覧されておるところではございましたけれども、多くの方々に見ていただけるように、今後もタイムリーな話題を送り続けていただきたいと思いますし、また、万江体育館につきましてはですね、先ほど申されましたように、いろいろな防災の拠点として活用していただければということでは思っているところでございます。

また、先ほど答弁にありましたように、私も復興計画の策定委員としておりましたので、しっかりとそのあたり見届けさせていただきたいと思っておりますので、力強い復興をですね、お願い申し上げまして一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（森田俊介君） 北田愛介議員の一般質問は終了しました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時10分とします。

—————○—————

休憩 午前10時57分

再開 午前11時09分

—————○—————

○議長（森田俊介君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、7番、立道徹議員より、1. ケーブルテレビについて、2. 山江温泉センター「ほたる」について、3. 小・中学校の熱中症対策についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、ケーブルテレビについて、2点目は、山江温泉センター「ほたる」について、3点目は、小・中学校の熱中症対策についてです。

まず1点目の質問です。ケーブルテレビについてですが、平成20年度に地域情報通信基盤整備推進交付金事業の補助金をいただきまして、平成22年4月に開局され現在に至っております。そこで、現在の加入件数、加入率について伺いたいと思います。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和4年度末の数値となりますが、実質世帯数1,137軒に対しまして加入件数は923件で、加入率につきましては81.18%となります。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） 令和4年度で1,137に対して923と、加入率が81.18%ということで、開局に当たってですね、運営する財源は、加入された方の使用料によってできる計画だったか、答弁を求めます。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。山江村の地形としまして、山々に囲まれた環境であるため、テレビの難視聴地域もあり、また、平成23年7月に地上デジタル放送への完全移行対応や、当時村内の一部でしかブロードバンドが利用できなかった状況もあったため、村内の情報格差の解消に向けて、山江村ケーブルセンターが平成22年4月に開局されております。

ご説明のとおり、ケーブルセンターの事業は、テレビの難視聴対策及び情報通信の格差是正、行政情報の提供など、住民福祉の向上のため整備されたところもありますので、運営する財源につきましては、加入された方の使用料だけで運営する計画ではございませんでした。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） 当初からですね、一般財源を持ってこなればならなかったということですね。はい。年々ですね、令和4年度におきましては、使用料、手数料で2,750万円ほど、繰入金、繰越金はその半分ほどですね。こういう半分ほどお金を使って運営されている状況ですけど、今後ですね、高齢化が進んでいき、また限界集落も数年後には予想され、ますます加入件数も減ってくると思います。そしてまた、開局より10年が過ぎ、通信機器等の老朽化も進んでですね、随時交換していく経費もかかっております。

そこですね、これから将来に向けてこのケーブルテレビ事業をですね、広域化
するお考えはないか。広域化した場合はですね、CM、コマーシャル料金とかなん
かとれるんじゃないかという考えをしていますので、そのへんを伺いたいと思いま
す。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。ケーブルセンターは開局
から12年が経過しております。開局当初に整備された機器や撮影機材の老朽化に
伴う交換や修繕が発生しているところでございます。また、大規模な機器の更新等
の際には、多額の更新経費がかかっているところでございます。

今回ご質問のケーブルテレビの事業の広域化でございますが、近隣市町村含め広
域化並びに民営化に向けた動きがございましたら、山江村としましても検討する機
会と考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） ケーブルテレビについては、議員おっしゃいましたとおり、平
成20年度に国の補助金を活用して、地域情報化通信基盤整備推進交付金という事
業を活用して、全村的にですね、光を張りめぐらせたという事業であります。目的
は三つありました。

一つは、難視聴地域が山間地域に点在しておりまして、その方々が難視聴に伴う
アンテナをですね、管理するのに大変だというような声があがっていたというのが
一つであります。

それからもう一つは、コミュニティチャンネルをつくりまして、これによりまし
ていろんな山江村の情報を全村民に発信をしていくということがありました。そし
て、いろんなコミュニティ政策を推進していく、今日の議会放送もですね、生放送
で今、村民の方、加入されている方は観られるわけでありまして、そういう議会が、
政治が身近になるというような利点もあろうかと思っております。

そしてもう一つ、先ほど言いましたとおり、光ケーブルをですね、山江村のどこ
でも張りめぐらされておりますので、高速のインターネットを利用されたい方も、
いち早くもう10年以上前からですね、実は、当時私、錦のほうに仕事に行ってい
たときがあって、そのときは山江は光なのに錦のほうのちょっとある地域だったん
ですけど、まだISDNが来ていたことで、非常に先進的にいろんなことが山江村
ではできるというような利点もあろうかと思います。

それともう一つ、光ケーブルが張りめぐらされたという利点は、ケーブルもそう
ですけど、コミュニティチャンネルを使ったコロナ発生時には、山江村即座にです
ね、ケーブルを通じて小中学校の授業ができておりますし、その通信網を通じてリ

モートの授業もですね、行うことができたということで、これはコロナ発生して、あとからよその市町村追随されたわけでありますけれども、当時そのときにインターネットの加入者もですね、大分増えたということもあったわけですが、そういう利点もあったということでもあります。

そういうことを全体的に言いますと、独立採算制で最初からいこうということじゃなくて、コミュニティチャンネルを含めた住民の福祉の向上を主題におきながらのケーブルテレビ事業を推進させていただいたということでもありますし、いろんな、よそから来られた方は、山江はよかなと言われるわけですが、いつも観ておられる方はなかなか気づかれませんかかもしれませんが、そういうメリットもあろうかと思っております。

ただ、やっぱり課題は議員がおっしゃった機器の更新なんです。機器の更新時には、7億円近くかけて今、整備したわけですが、それに7億円まで要らないにしてもやっぱり相当な金額をかけて更新作業がいるということでもありますので、何らかの方法が必要だということでもあります。この件は総務省のほうに、そういうところも全国自治体が経営しているケーブルテレビたくさんあるので、そういうところの機器通信についてはぜひ制度事業、補助事業とかですね、交付金事業をつくってほしいというようなことを言っているんですけども、なかなか実現までは至っていないというところでありまして、総務省のほうは、議員がおっしゃられるように、できれば広域化で隣の町村と組んでやってもらったらそういう制度をつくりやすいとかいう話はされます。ただ、なかなか隣とやろうとしても隣の自治体の意思がいりますので、なかなか難しい部分もあるというのが実態であります。できれば私もう人吉球磨は同じような運命共同体の地域でもあるというようなことをよく申しておりますが、この地域全体でケーブルテレビを民間でやるということが、新たな産業をつくるということにもつながって、良いことではないかというようなことも町村会でも話しておりますが、なかなかその温度差がそれぞれ町村でありますので、実現に至っていない。できるところからやろうかという話も実はあっているところです。

ただもう一つですね、びっくりしたんですけど、民間でこのケーブルテレビをやりたいというような申し出が、計画書がきました。ただ、その計画がですね、本当に今までと同様にしっかり村民の方々を中心としたコミュニティの促進につながるものなのか、明らかに利益を求めるものだけになってしまったらですね、形態が変わってきますので、その付近のところしっかり見極めながら、対応をする必要があらうかと思えます。ただ、そういう過渡期が、切り替え時期も含めてですね、ケーブルについて考える時期もきていると思っているところでもあります。さらに、今後

ともですね、このあり方について検討を続けていきたいと思いますし、ただ、メリットも先ほど言いましたとおりありますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） ケーブルテレビでですね、C Sがいよいよ廃止になるということで、そのへんのことは村民の方たちには早めにとにかく、発信していくのがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。議員申されましたとおり、今年度でC S放送の終了を予定しております。こちらにつきましては、先に行われました審議会のほうで決定しておりますが、現在のところまだ終了の時期を定めておりませんので、終了の時期を定めた際には、きちんと住民のほうに周知しながら、終了に向けて動きたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） いろいろですね、ケーブルのこともメリットもあるデメリットもありますけど、総務省あたりに陳情され、少しでも器具等の補助金をいただければ、繰入金等も使わずに経営ができるのではないかと思います。引き続き陳情のほうをよろしくお願いします。

じゃあ2点目に入ります。山江温泉「ほたる」についてですが、コロナ禍において来客もですね、コロナ前よりも少なく、5月8日には5類になり、いよいよ制限もなくなってというときにですね、6月9日にレジオネラ菌が検出されて休館となりました。そのときの状況を伺いたいと思います。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回のレジオネラ菌発生に関する対応でございます。6月1日の夜に人吉保健所から来館され、温泉施設の一部から温泉水の摂取が行われております。6月2日に人吉保健所から、レジオネラ菌発症患者の発生について連絡がありました。併せて温泉水を8カ所から採取され、塩素濃度の測定も実施されております。簡易検査による検査結果で陽性の反応が出たことから、同日の夜8時に人吉保健所が再度来館され、簡易検査の結果及び培養検査のために大浴場と家族風呂から再度検体の摂取が行われております。なお、簡易検査の結果を受け、午後9時30分以降の入浴の受け入れを停止しております。

6月3日に臨時取締役会を開催し、正式な検査結果となる培養法の検査結果が出るまでの期間、営業を自粛する方向で合意がなされ、危険管理マニュアルの作成及び清掃マニュアルの見直しを指示しております。培養法による検査結果が出るまで

は一週間程度の期間が必要となることから、営業自粛期間に配管の清掃処理など機会点検を実施し、6月7日に清掃後の施設から検体の採取を行っております。

6月9日に、2日に摂取された検体の培養法による検査結果が陽性であったため、正式にレジオネラ菌が検出されたことを公表し、引き続き休館の措置をとっております。

6月16日には、人吉保健所を招き全職員向けに温泉施設の衛生管理について研修を実施しております。また、配管洗浄後に摂取した検体の培養法による検査結果がすべて陰性であったことを人吉保健所から報告を受けております。

6月17日には、臨時取締役会を開催し、検査結果が陰性であったため、翌日の6月18日から営業再開が決定しております。

6月18日、午後8時から通常の営業となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） ありがとうございます。お客様に対してですね、どのように説明されたかも伺いたいと思いますけど、期間がですね、大分かかりますので仕方ないんですけど、お客様にですね、どのような説明、そしてまた対応をされたか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。簡易検査による検査結果を受け、6月3日から施設の休館を行いました。が、培養法による正式な検査結果がでる6月9日までは、先に説明しましたとおり、機械設備の点検等も行っておりますので、機械メンテナンスによる休館という形でお知らせを流しております。

また、正式に陽性を確認してからは、レジオネラ菌発生による休館ということでお知らせを切り替えて周知しております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） 説明がちょっとわかりにくかったかと思いますが、レジオネラ菌が発見されたというのは、簡易検査によって出たわけでありまして。それで本当に出たかどうかというのは、おるかどうかわからないのは、培養法というやり方で、基準内であるか基準を出ているか、その基準の数値は忘れちゃったけれども、基準内であれば陽性反応が出てもオッケーですよということになります。陽性反応はレジオネラ菌は大丈夫ですよということになりますので、そのレジオネラ菌の培養法による検査結果を待たないと公表できないというような間はですね、自主的に休館して諸々の点検を行ったというようなことになりますので、補足して説明いたします。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） 一週間かかるということですのでいろいろですね、お客様に対しては文書的な文言も大変難しかったと思いますけど、その後再開されたときの文書なんかはすぐ貼られて、そういう説明はあったのか、そのへんを伺いたいと思います。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。再開後につきましては、特段そのような対策等はとっておりません。報道というか、お知らせ等はしておりません。以上でございます。

すみません、訂正いたします。ホームページ等を活用して周知のほうを行っております。すみませんでした。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） 当時ですね、別の課長でしたので、当時再開するにあたり、丁寧なお詫びの文章とですね、今後しっかり発生についてですね、点検、それから二度とこういうことがないようにやるということで、安心してご利用くださいというような旨の文章をホームページ等々で発信しておりますので、ちょっと課長が違うように申し上げましたが、ということでもありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） そのレジオネラ菌に対してもですね、大変な、いろいろ土壌の中にもあるということで、いろいろ簡易検査で出てもですね、培養検査で出ればということで、期間も長くかかったということですけど、今後のですね、そういう菌を出さない対策としてどのようにされているか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回の発生を期にですね、まずは職員の意識改革として、職員向けの研修会を実施しております。また清掃につきましても清掃マニュアルを作成し、清掃の徹底を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） 課長が答えましたとおりでありますけれども、要するにレジオネラ菌が自然界にはおりますので、それを入浴者の方が持ち込んでそれが増幅するというのが、このレジオネラ菌が基準以上に発生し、陽性反応を示すということになります。ただ、いろんなですね、次亜塩素酸をてん入するとかいろんな対策はとっておりますけれども、また、その濃度を測るとかっておりますが、やはり社員に、このレジオネラ菌に対する認識がやっぱり甘かったということはぬぐえないと思います。

従いまして、今回の休館を契機にですね、重く受け止めながら、レジオネラ菌をしっかりと意識して、その対策をしているんだという認識の中で徹底するというようなことを申し出ておまして、そういうことに関するマニュアルをですね、しっかりとつくって、今回は新館のほうにも一応送ってございましたけれども、その次亜塩素酸を送ってございましたけれども、新館の露天風呂とひのき風呂がある部屋につきましては、届くときにはですね、ちょっと次亜塩素酸の濃度が薄くなっているという事実がありましたので、さらに予算をお願いしてその機械を付けまして、またその濃度をしっかりと保つというような措置もしているところであります。以上であります。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） 対策をされる、浴場の清掃マニュアルなんかもつくられたということで、くれぐれもですね、手抜きがないように、お客様第一の経営ですのよろしくをお願いします。

そしてまた、今後の将来に向けてのですね、運営、経営方針についてお尋ねしたいですけど、令和4年度はですね、補修等の経費で8,000万円ほどですね、予算がかかりましたけど、県内でもですね、道の駅、不知火温泉とか菊水ロマン館、あと熊本城温泉城の湯、阿蘇山麓ニフティ温泉、美里町の佐俣の湯等が閉館になっております。そこで今後ですね、こういう財源を一般財源から投資していかなければならないんですけど、村長の考えですけど、民営化等に対しての考えはありますか、お伺いしたいと思います。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、最近の経営状況も含めた民営化の考えはないかということでありましょうけれども、当然コロナウイルス感染症ここ3年間続きまして、大きな経営的に影響を及ぼしたというところであります。それに加えてウクライナ戦争といいますか、ロシアのウクライナ侵略によりまして、原油高に端を発したあらゆる物価が上がったということが、非常にその経営に大きく影響を及ぼしました。その原油高、A重油を焚いておりますけれども、年間に大体1,000万円ほど焚いておりますけれども、今回の決算を見ますと、1,500から1,600万円に膨らんでおります。年間に焚く重油の値段がですね。要するに1年間で5,600万円のいわゆる赤字が出ると。固定経費ですので、というような状況が続いております。ずっと料金改定もしてこなかったわけでありまして、50円上げて30万円の回復というような計算を原価をしますということも含めて、どうしてもですね、100円程度上げないといけない。実は100円上げても5,500人ぐらいの月間の入浴者では、若干の赤字がでるというような状況ではありますが、そうせざるを得ない。これはすべてのこういう施設では値上げを実施されておりますが、

という状況であります。

そして、今後のことも含めて考えますに、しっかりあそこは物産館がありますので、栗の販売がしっかりしている、また宿泊は黒字でありますので、その付近をしっかり経営しながら、全体的に経営がうまくいくようにということを思っておりますけれども、その民営化については、私個人としてはですね、あそこの社長をしておりますので、できれば本当に専門家の人にやってもらったがよいはないかというような気持ちはあります。ただ、この温泉については長い歴史がありまして、当時の田村村長が温泉を掘られる折にですね、出るか出ないかわからんときですね、職員の皆さん、祈ってくださいというような思いの中で温泉を掘られて施設を造られたと。そして、福祉の向上に役立てたいというような施設としてスタートしてきました。そういう歴史もありますし、いろんな方々のそういう思いもありますので、そう簡単に、はい、じゃあ民営化しますとは言えないところもありますが、その初期の目的あたりがですね、はたして到達、達成できているのか。それから、今後将来を考えたときに、温泉センターのあるべき姿はどういうことなのかということを、ちょっと検討させていただきたいと思います。

そして、もしそういう方々が今の形態をあまり変えずに、より良いサービスをされながら運用されるということであればですね、お譲りしてもいいのかなと思いますし、議員の皆さん方、そういう方がおられたらということであれば、ぜひ紹介してもらえればと思っておりますので、よろしくお願いします。

今の私の正直な触感を申し上げたところであります。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） ありがとうございます。いろいろですね、経費面を考えたらですね、もう1回沸かさない、重油を使わないような掘削等もご検討されていますか。いかがでしょうか。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） 温泉掘削をしたら今の温泉ですね、1,000メートル掘ってあるわけですが、温度を測ったら1,000メートル下の泉源は54度ありました。54度あるわけです。ただし、そこから温度計を引き上げていくと、地上から400メートルのところでいきなり温泉の温度が下がる。そして、現在は37、8度あると思いますけれども、温度で上がってくるということでありますから、簡単に言いますと、地上から400メートルのところで水漏れしよとということが判明しました。これを塞げばいいんじゃないか、修理すればいいんじゃないかということで、その専門の業者に尋ねましたところ、もちろん機械を入れて、噴射をしながらその水漏れを防ぐという方法ができるということであります。ただし、そ

れをした場合、管全体を壊す可能性もあるということでもありますから、壊れたら温泉と言えませんので、なかなかそのリスクは負うことはできないということでもあります。

ただ、その37、8度を沸かすのに1,500万円要するということでもありますから、54度そのまま上がってきたら1,500万円はもう要らないという話になりますから、実は新しい泉源を掘って54度が出たら、4年間で今の掘削はですね、6,000万円かかっていますので、6,000万円は4年間で取り戻す、それ以降は1,500万円残るということになりますから、その方策も実は検討させていただいていかなくはいけないと思っているところでもあります。ただし、同じく54度が出るか出ないかということについてはですね、専門家を交え、先ほど当時の村長が祈ってくれと言われたようなことで、地上の中でもありますから、何とも一大決断がいるところでもありますけれども、そういう方法が必ず出るということであればですね、そちらが一番手っとり早いと考えております。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） いろいろ検討されて村長もですね、大変頭を悩ませる課題あると思いますけど、ひとつ良い方向に進むようにご検討をお願いしたいと思います。

続きまして、3点目ですけど、小中学校の熱中症対策ということで、今年はですね、全国で異常といわれる猛暑で、多くの熱中症が発生し、亡くなられた児童生徒もおられるということでございます。

そこでですね、最近は朝晩少し過ごしやすい気候になってきましたが、まだまだですね、日中は暑い状況です。夏休みが終わり、身体がですね、この気候に慣れない子どもたちがいるのではないかとということですけど、そこで学校生活の中での熱中症対策において、まず4点ありますけど、4点一緒に答弁していただければと思います。教室内での授業中、教室外での授業中、そしてまた校外授業中、学校行事中の4点について伺いたいと思います。

○議長（森田俊介君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。今、議員おっしゃられましたように、今年の夏はですね、全国的に非常に平均を上回るような1898年冬季以来、非常に日本の気温変さは過去最高だったということが報道であっておりますけれども、例年にない暑さであったということで、先ほどもありましたように全国でですね、熱中症による事故が数多く発生しております。特に記憶に新しいのが、部活動後の下校中にですね、中学生が熱中症で亡くなったり、あるいは体育の授業後、熱中症により小学生が亡くなるというような事件が発生しております、ほかにもですね、全国で熱中症による死亡、それから救急搬送、こういうのが非常

に相次いだ年でもございました。

そういう状況を受けましてですね、本村教育委員会といたしましても、まずは子どもの命を守ることが最優先だと私、思っておりますので、そういうことを考えながら様々な対策を講じているところでございます。幸い本村ではですね、小学校では平成23年に各教室にエアコンを整備しておりますし、中学校は新校舎が建設されました平成18年には、各教室にエアコンが整備されております。それから令和2年度にはですね、小中学校の体育館にも冷房が設置しておりますが、まだ小中学校の体育館まで入っているところはまだ少ないというような状況でございまして、非常に山江村は恵まれているなと思っております。それによりまして、子どもたちは新型コロナウイルスの感染もございますので、そういう対策もですね、しっかり取りながら、換気等も適切に行いながらですね、快適な環境の中で授業は受けているということでございます。

また学校ではですね、熱中症におきます危機管理マニュアルというのがございまして、それを作成して取り組んでおります。各学校にですね、熱中症予防を目的として、これは環境省が提案しておりますけれども、暑さ指数というのがございます。それを測る、今日持ってまいりましたが、これでございます。暑さ指数系というのがございます。これを10分間外に置きますと温度が上がっていくということで、これは気温だけじゃなくて湿度と、それから乾燥度とかですね、そういうのを加味したやつでございまして、これを基に熱中症の指数を判断して、警戒、それから嚴重警戒、危険とかですね、出して対応するというところでございます。私は部活中もこれを必ず持っていきます。体育の時間も必ず持っていきます。持っていきながらこれを測りながらやっているという状況でございます。

ちなみに今はですね、18.6℃ということで、ここの環境ですね、大体21℃以上になったら水を飲みなさいとかですね、そういう基準がありますけれども、大丈夫でございますので、安心して議会が続けられるかなと思っておりますけど、今は18.6という数字が出ています。こういうのをですね、必ず使いながら、各学校に常備しておまして、毎日これを使いながら体育の授業、それから校外学習ももちろんこれを持っていきますので、学校行事等の可否をですね、判断して行っております。さらにですね、運動場での体育の授業、それから校外学習の実施に当たりましては、この暑さ指数計の計測とともにですね、子どもたちの健康状態、これをしっかりチェックしながらですね、学習を進めております。

それから、子どもたちは毎日水筒を持参しております。その水筒の水を飲みながら、あるいは適度な休憩等を取りながらですね、校外学習等を行っているところでございます。

それから、全体が集まりますような学校行事等におきましては、朝の涼しい時間帯に行ったり、あるいはエアコンが設置されておりますランチルームもございますので、あるいは体育館ですね、こういうのを活用しながら行っているというところがございます。

また、休み時間等、子どもたちは本当に元気に外で遊んでおります。遊びたくて遊びたくて仕方ないという子どもたちですので、ただ、それにつきましてもですね、熱中症の警戒アラートが出たり、あるいはこの暑さ指数を必ず測りますので、これによって危険であると判断した場合には、室内遊びに切り替えるというような措置もとっております、非常にそういういろんな対策をとっております。登下校をですね、必ず水筒を持参しておりますので、とりながらしております。私が朝から立っておりますと、西川内から来る子どもたちは、警察署のところでですね、いったん6年生が低学年の子どもに補給の時間、水を飲ませているんですね。しばらくですね、飲ませてからまた歩いていくというようなところでですね、非常にそういう措置もですね、上級生がしっかり意識しながらやっているというようなことで、非常にありがたいなあと思っているところでございます。

そういうことでいろいろな対策をしながらやっております。また今後ですね、暑さはどんどんまた続くと思いますけれども、先ほども申し上げましたような対策を講じながら、子どもたちの命を守ることを最優先としながらですね、しっかりとした教育活動を進めてまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） じゃあ山江村の小中学校での熱中症等の事例はないですか。

○議長（森田俊介君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 今のお尋ねのことでございますけれども、今現状ではですね、ございません。今年は今のところあっておりません。私が記憶している中ではですね、救急搬送されたのは5年前にですね、1件ありまして、これはですね、午後の水泳の授業中に見学をしておりました女子生徒が、熱中症の症状で体調不良を訴えまして、すぐ応急処置をして救急車を要請しました。そして医療センターのほうへ搬送しております。女生徒は点滴を受けた後に帰宅したということで、大事には至りませんでしたけれども、そういう事故は1件ほどあっておりますので、今後もですね、いつそういうのが起こるかわかりませんので、常に危機意識を持ちながらですね、熱中症対策を強化しながら、子どもたちの命を守る対策をしっかりと講じていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） 子どもたちはですね、各自水筒を持参しているということで、水筒の水がなくなったら学校側で補充されるわけですね。そこで学校にもですね、今、ウォーターサーバー等の設置等はお考えがないか、そのへん伺いたいと思います。

○議長（森田俊介君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） ウォーターサーバーの件でございますけれども、中学校のほうには冷氷機を買っておりますので、冷氷機を使ってそれをできるかと思います。小学校のほうはそれは設置しておりません。部活で特に冷氷機は使いますので、氷をきちんと入れて冷たい水ができるというような形でございますけれども、そのあたりはそういう熱中症が気温との関連もございますけれども、今後ちょっと検討していきたいと考えております。

○議長（森田俊介君） 立道徹議員。

○7番（立道 徹君） いろいろ対策していただきまして、熱中症の事例はないということで大変ありがたく思っております。熱中症の対策の基本はですね、やっぱり、ちゃんと朝御飯を食べているか、それによって大分大きく変わると言われておりますので、家庭でもですね、このように子どもに朝御飯を食べさせながら、そしてまた子どもの体調を管理していくのも親の責任ではないかと思っております。いろいろですね、学校側に責任があるようなことを今、マスコミでは言われていますけど、まずは家庭、足元からの取り組みが大切ではないかと思っております。

これからもですね、毎年毎年このような異常気象の暑さが続くのは間違いないと思いますので、これからも引き続き熱中症事故の防止について、適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（森田俊介君） これで立道議員の質問は終了しました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時30分とします。

—————○—————

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時28分

—————○—————

○議長（森田俊介君） 休憩前に引き続き、ただいまから一般質問を行います。

次に、5番、赤坂修議員より、1. 山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例について、2. 清流万江川の景観整備についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。5番、赤坂修議員。

赤坂 修君の一般質問

○5番（赤坂 修君） 5番議員、赤坂でございます。議長より発言の許しがありましたので一般質問をいたします。

今回、山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例について、2点目、清流万江川の景観整備について通告しております。

まず1点目、山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例について質問いたします。

山江村鶴さん・亀さん応援手当支給条例は、第1条、目的として、この条例は、70歳以上の高齢者に対し、鶴さん・亀さん応援支給手当を支給することにより、長寿の象徴である鶴と亀のようにいつまでも元気に暮らせるよう、高齢者の生活を支援するとともに、福祉の増進を図ることを目的に支給するものであるとなっております。

まず第1点目ですが、受給状況についてとして通告しておりますが、条例第5条、申請として、手当の支給を受けようとする者は、村長に対して書面にて申請しなければならないとなっております。令和5年度の鶴さん・亀さん応援手当の申請が、6月30日を期限として申請書類が送付されておりますが、申請率はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、赤坂議員のご質問にお答えいたします。令和5年度の鶴さん・亀さん応援手当の支給状況ということでございます。私どもの把握した数字を申し上げますと、対象者が673件いらっしゃいます。そしてこちらのほう、申請書及び通知書をお送りいたしまして申請が出てきた数、現在のところで635件の申請があがっております。申請率で申しますと94.4%となっておりますが、令和5年度につきましてはですね、今もなお申請を受け付けておる状況でございますので、今後申請率はもっと上がる見込みでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） ただいまの答弁をいただきました受給状況についてであります。これは9月6日に全協のときにですね、配付していただきました令和4年度事務報告の中で記載がありました。令和3年度の事務報告にもですね、載っておりますので、確認しております。今、令和5年度の件を言っていただきましたけれども、お手数をおかけしました。

この中で、これは、令和4年度は私ちょっと書いておりませんが、対象人員がですね、なんか870名で、申請者が628名で載ったつたつですよね。それで申請率が72.何パーセントということで、今、令和5年度の答弁をいただきましたけれども、これは対象者が673名で申請者が635名、申請率が94.4%ということでございますけれども、なんか数字的にちょっと数字がおかしいんではないかなと思ったわけですが、これがちょっとはつきりせん先に進まないものですから、今わかりますか。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） ただいまご質問いただきました令和4年度の状況というところでお話をさせていただきますと、令和4年度、確かに赤坂議員が申されましたとおり、申請が628件あがっております。この628件に対し、実対象者となられた方は648件でございました。ただいま申されました事務報告のほうに870人とございますが、この数字につきましてはですね、すべての対象者という意味ではなくて、70歳以上の方をあげた数字になるかと思えます。引き続き1年以上居住されている方というしづりがございまして、例えば施設等に長期入院されていて、住所も山江村にない方とかは対象で外れてしまいますので、そういった方々が抜けているのかと思えます。この870人の整合性についてはまた確認をさせていただきますけれども、対象につきましては、令和4年度は648件、これに対し628件の申請がございまして、申請率は96.9%というところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） それでは次に移ります。条例第2条、支給対象として、支給の対象者は、本村に引き続き1年以上居住している者であって、支給基準日において、住民基本台帳法の規定による本村の住民基本台帳に記載されている70歳以上の者とする。ただし、被保護者には支給しないものとする。条例第6条、支給決定、2項、村長は、支給が適当でないと認めた場合は、理由を付して申請者に通知するものとするがありますが、これまでに不支給とされた案件があるのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） ただいまのご質問にお答えいたします。これまで申請をいただいた方で、不受理または妥当でないということで申請を却下した方はいらっしゃらないのが現状でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） 私のところにもですね、母親が対象者であるというところで申

請書が来たんですが、申請書の内容といたしましては、条例第5条に基づき下記のとおり申請しますとして、個人情報保護条例関連で、条例第6条、支給決定及び条例施行規則第3条、認定の通知に基づき、山江村が手当の支給決定に必要な申請者及び世帯の情報を閲覧、調査についての同意、次に申請者、世帯の全員の生年月日等が記入され、下段に振込先、裏面には委任状が付いていたかと思いますが、私が申請書を書く上でですね、わからないところがあったんですが、世帯主である私が母親の応援手当を申請するのに委任状が必要であるのかないのか。裏面にわざわざ委任状も付いていましたので、ちょっとわからなくなって、担当課のほうに聞きに行ったんですが、委任状は要らないということでございました。私の場合はそういうことだったんですが、ほかにも何か問い合わせ等なかったのか、わかるようであればお願いいたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。問い合わせと申しますのは、先ほど赤坂議員のほうがおっしゃられたようにですね、書き方がちょっとわからないから教えていただけないかというお電話がございます。また、この委任状につきましては、どこまで委任状が必要なのかというところでお尋ねがある場合がございます。

今現状といたしまして、私どものほうで受け付けさせていただいているのは、一緒に同居をされているご家族の、例えば、赤坂議員のお母様の分を赤坂議員が書いて出されると、こういった場合には委任状を必要としておりません。こういった場合に委任状が要るんですかというご質問が非常に多ございましたので、その一例を申し上げますと、なかなか役場に行く機会がないので、別の方に持って行っていただいてもいいでしょうかというご質問がございます。隣近所の方でございましたりということで、ご家族でない方が持ってこられる場合には委任状の提出をというご案内をしているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） 先ほどの申請率ですね、事務報告には72、3％程度で、令和3年から4年度書いてあったので、それを基準にしてですね、今度一般質問は内容を変えたつもりでございましたので、ちょっと確認のためにですね、令和5年度の当初予算には鶴さん・亀さん応援手当として464万5,000円計上されておりますが、この対象人員は何名になるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） すみません、予算のところをちょっと私、今おっしゃったんですが、宙に覚えていない。対象者につきましては、673件と把握してお

ります。予算のほうがですね、若干といいますか多く計上させていただいているのは、まず、新年度、当初の予算を編成する際にですね、まだ70歳に到達される方、これまで継続でもらわれている方の人数、70歳以上の方をすべてひろった上で、その中で5,000円を掛けまして予算を編成いたします。そのあとに実際に対象になられる方、1年以上継続して山江にいらっしゃる方とかの条件を付しまして対象者を絞ってまいりますので、当初予算を計上させていただいたものよりも実際には少ない予算ですむという形になっております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） これは今現在6月30日が期限として申請書にはあったんですが、今も受け付けをさせていただいているということでですね、良いことだと思いますが、この申請率、当初私、70%程度と思っていたんですが、令和4年度が96.9%、令和5年度が今現在94.4%ということでございます。100%支給が目的だろうと思いますし、今年度当初予算には私、単純にですね、464万5,000円を計算したときに、925名分だなあと考えてですね、えらい令和5年は増えるんだなあと考えてびっくりしたんですが、この申請率に対してですね、一応100%が基本だと思うので、申請率に対してどのように思われますか。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは答弁させていただきます。赤坂議員がおっしゃるとおりですね、せっかく予算をいただいております、私どもとしましても100%の交付率を目指しております。でございますので、今年度の申請状況を例にとって申しますと、6月中旬に通知書及び申請書を発送いたしまして、第1回目の支払いを7月の18日にしております。それで未申請の方を対象に7月末にもう一度、再通知をお送りいたしまして、取りまとめしてお支払いしたのが8月25日、これにまた2回目のお支払いをしているところです。今後は9月中に再々通知を送らせていただく予定としておりますが、先ほども申しましたとおり、まだまだ受け付けの期間は絞っておりませんで、いったん取りまとめをさせていただいてまとめて支払うという形を取らせていただいておりますが、この9月中に再々通知を送らせていただいたのに間に合わなかったから受給できないかということではなくてですね、年間を通してですね、最後までお声かけをさせていただければと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） そのように丁寧な申請のほうのあれをされているということでございますけれども、令和4年度の96.9%というのも、それを1年間通してやった結果が96.4%の申請率になったということですか。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） おっしゃるとおりでございます。1年間やっております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） 受給状況については、今のところ5.6%の方が申請をされていないということですね、比率的には高いなあと思ったんですが、今現在ですね、高齢化が進み、一人暮らしの老人世帯も増えております。そのような状況の中で、5,000円の支援金の支給を受けるために毎年申請書を記入して、役場までの提出となりますと、交通手段を持たないお年寄りの方などは、かえって負担になっているのではないかと思います。年に1回ということで、先ほどもありましたように、記入方法もわからない方もおられるのではないかと。また、申請手続きがですね、面倒だとして申請しない方もおられるのではないかと考えております。中には5,000円の生活支援は必要じゃないという方もおられるかと思いますが、この条例・・から今、1年を通してですね、申請のほうの紹介をしているということで伺いましたけれども、対象者全員に支援金を届けることが基本だと思っております。1年目はですね、振込先等の届出が必要となりますので仕方がないと思いますが、高齢者の生活支援と福祉の増進を図る目的から、2年目以降についてはですね、担当課で世帯状況も把握できると思いますし、今まで不支給とされた案件もないということでございますので、ぜひ自動口座振り替え等ですね、簡素化できないかと思っておりますので、そのへんについての答弁をお伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。先ほどから議員申されておりますとおり、条例の目的でございますけれども、この長寿の象徴ということで鶴・亀という名前が付けられております。いつまでも元気に暮らせるように高齢者の生活を支援するとともに、福祉の増進を図るとございます。

確かに申されるとおりですね、手当を受けるために申請書をご提出いただくというのは、お手間はあるかもしれません。しかしながらでございます。高齢化が今後さらに進んでいく見込みでございますので、ご自分でできることはなるべくご自分でしていただきたいという思いもございます。面倒であっても今、ご自分でなされる作業をですね、させなくしてしまうということは、本当の意味での福祉の増進につながるかというところも疑問視しております。

また、生活を支援するための手当でございます。これも議員申されましたとおり、支援が必要ない方は申請不要ということでもございます。さらには、70歳以上の方にお一人当たり5,000円、年間320万円ほどの予算を使わせていただいて

おりますが、予算を使わせていただく、山江村の財源を活用させていただく手当てでございますので、所定の手続きを終えた上で受領いただいて、大事に使っていただきたいという思いもございます。

以上のようなことから、現状では申請方式による本手当ての支給体制を継続させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） 現状高齢化が進む中でですね、今までどおりに申請方式でやっていくということでございますが、もし交通手段やら持たない場合とかいろいろあるかと思います。一人暮らしの方も私の部落にも増えておりますのでですね、親切丁寧な対応を今後ですね、とっていただけるようお願いいたします。

1点目の質問は終わります。

2点目といたしまして、清流万江川の景観整備についてとして通告しておりますが、令和2年7月豪雨災害の復旧工事も着々と進んでおりますが、万江川及び万江川支流の県工事分と村工事分の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。万江川及び万江川支流の災害復旧工事につきまして、県発注工事分及び村発注工事分の進捗状況をそれぞれお答えいたします。

まず、県工事分でございますが、工事件数が21件、そのうち令和5年8月末までに完了しました工事が17件で、進捗率は約80%でございます。それから村工事分につきましてですが、万江川支流の宇那川河川工事がございますけど、工事件数4件のうち完了しました工事が2件で、進捗率は50%でございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） ありがとうございます。次に、親水公園構想についてお伺いいたします。

親水公園整備構想委託料については、令和4年度一般会計当初予算に計上され、修正動議により削除されましたが、そのときの説明では、令和2年7月豪雨災害発生以降、ホタルが乱舞する幻想的な光景が見られなくなった。構想についてはまだ決まっていないが、山江村復興計画では、ホタルが乱舞し、村内外からたくさんの人が訪れる清流万江川を取り戻すため、住民とともに取り組む六つのプロジェクトの一つである、山江の森水管理推進プロジェクトに川に親しむ環境づくりを位置づけ、親水公園の整備に取り組むということでしたが、復旧工事が進む中で、委託料については今後予算計上されると思いますが、その後、構想委託料を発注する上での発注者として、基本的な構想について協議が進められているのか、進展している

のかお伺いたします。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。平成28年度に作成されました山江村総合公園基本計画では、今ある資源を最大限に活用し、山江村全体を大きな総合公園とみなし、山江まるごと公園を基本理念としております。万江川におきましても清流が流れるせせらぎの空間と位置づけ、表情豊かな万江川で川遊びがしやすい空間づくりの整備を計画しております。

しかしながら、議員申されましたとおり、令和2年7月豪雨では万江川でも甚大な被害が発生し、現在も復旧工事に向けて工事が進められております。併せて、熊本県が主体として取り組んでおります万江川大規模特定砂防事業が現在進められており、砂防、治山、治水の連携した対策が検討が進められております。令和4年8月には、熊本県が策定しました球磨川水系河川整備計画においても、人と河川の豊かなふれあいの場の確保が定められており、自然豊かな空間で人と河川がふれあうことにより、環境が教育の場としての活用もうたわわれていることから、山江村としては、鎮山親水の理念のもと、また住民と共に取り組む、先ほど議員申されました六つのプロジェクトの一つであります山江の森水管理プロジェクトにある、水と親しみながら水の恐ろしさを学ぶ場としてをあげておりますので、河川管理者である熊本県と連携しながら、また、県が進める工事と調整をとりながら親水公園の整備を図りたいと思っております。

なお、今現在の構想につきましては、山江村総合公園検討委員会のほうともですね、協議を進めたいと思っておりますので、まだ現在準備段階でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） 構想の委託料については、今現在、前年度と変わらない状況でこれから進めていくというようなことでございますけれども、今、企画のほうでもですね、今から進めるということで、親水公園のイメージについては、なかなかそのイメージがわからないのですが、水に親しむ環境づくりを位置づけ、親水公園の整備に取り組むということですが、景観についてであります、県道坂本人吉線、清流万江川通りの川沿いの雑木、特にカズネカズラ等が巻いている景観をそこなう雑木の伐採など、支流の宇那川を含めた景観を考慮した整備や、8月30日の熊日新聞に、県は、万江川流域の約28キロで取り組む土砂洪水氾濫対策として、令和31年度までに9カ所で砂防堰堤を整備するといった、11項目の対策を示したと報道されておりました。

その中で、砂防堰堤2カ所の新設や堤防1カ所で60センチの嵩上げ、既存の砂

防堰堤など7カ所で山腹からの流木を止める支柱の整備など、具体的に報道されております。新設される砂防堰堤、今後整備される既存の砂防堰堤など、県の整備工事が完了する8年後を見据えた親水公園の整備も構想に含めて考えていただけるのか、これから協議していただけるのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうから今後の取り組みについてでありますのでお答えしたいと思いますが、親水公園の必要性についてはですね、議員がおっしゃられましたとおり、万江川が相当荒れ果てて川の形が変わってしまったというようなことであります。まだまだ大量の土砂が万江川にも溜まっておりましてですね、これをまず撤去する必要もあるということでもありますし、河川工事としての復旧工事も今、進んでいるというようなところであります。議会には何度ほどですね、この構想について予算をあげさせていただいたということではありますが、時期尚早として、復旧が先だというようなご意見の中、予算が通らなかったという経緯を持つ事業でありますので、しっかりその内容を固めた上で、大きな事業でもありますので、県の大きな整備事業を併せて、本当にいろんな方が万江川を大切にしながら、山江のシンボルの川として、また、のみならずですね、人吉球磨のシンボルの川でもあろうかと思っておりますので、そういう河川、親水の公園をですね、整備することは、計画にもうたっておりますので、折りを見てまたその構想をですね、ご相談させていただきたいと思っております。

今、課長が申し上げましたとおり、具体的にその形が見えておりませんので、形が見え次第、またご提案をさせていただければと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） 答弁ありがとうございます。今後10年間万江川は大分変わってくると思います。親水公園の構想もですね、ぜひそれを見据えた公園ですね、そのへんをよろしく願いしたいと思います。

次に移ります。次に工事用資機材の回収についてとしておりますが、令和2年7月豪雨災害の復旧工事を進めていく中で、何回か豪雨が発生し、工事現場の仮設道路が増水により崩壊、流出し、使用されていたフレコンバッグ、大型土のうといったものが、バリケード、ブルーシートなどが流され、清流万江川のいたる所に漂着しているのを確認されておられるでしょうか。

○議長（森田俊介君） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。河川における災害復旧工事等をですね、進めていく中で、先ほど申されましたとおり、水が増水してですね、資

材等が流出するというようなことは確認しておりますけれども、具体的にですね、万江川、または支流、どの場所にどの資材というのがですね、まだちょっと確認を全部できておりませんので、今後ですね、現地を確認して調査したいと思っているところでございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） 私は土木工事に従事しております、万江川の河川工事を行っており、毎朝万江川を見て通っておりますが、いたる所に引っかかっております。黒いやつとかブルーシートとかですね。そういうのがありますのでぜひ確認をしていただきたいと思います。

ホタルが乱舞し、村内外からたくさんの人が訪れる清流万江川の復活、水に親しむ環境づくりを位置づけ、親水公園の整備に取り組む上で、景観をそこねると考えられる、いわゆる産業廃棄物の撤去回収については、今後計画されていくのか、お伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。この工事用の資機材、工事を進めていく中でですね、河川でございますので流出をしておるというような状況でございます。この回収につきましてはですね、工事中であれば工事の請負業者、それから、それ以外の発注者もでございます。それから河川におきましては河川管理者というようなところでございますけれども、この回収をですね、どこがするのかというのもございますので、まず現地を調査しながらですね、どのくらいこの資機材が流出しているかを確認の上、また県もですね、関わりがございますので、県とも協議しながらですね、回収について検討したいと現在思っているところでございます。やはり良好な河川環境の維持に努めるということは申すまでもないことでございますので、なかなか資金面も伴ってきますので、すぐすぐにはできないかもしれませんが、検討していきたいと考えております。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） では私からもありますが、河川工事中にまた大雨が降って、その折に建築中の資材が流れているというのを、私もたびたび目にさせてもらっているところでありますし、近くに流れた建築資材はですね、請負業者が拾いながら、また再利用するか処分するかというようなことをしてもらっているようであります。ただ流れすぎたものについてですね、どうするのかということが非常に頭が痛いところもあります。河川工事の発注者である地方自治体が回収しなくちゃいけないのか、受注者であるその業者がですね、流した業者が下までおりていって回収しなくちゃいけないのか、もう一つは、河川の管理者である、万江川でしたら熊本県です

けれども、熊本県がその回収作業にあたるのか、もちろん経費も要るわけでありますので、その付近のところをしっかりと課長が申し上げましたとおり、誰がすべきなのかということと、その経費は誰が出すべきなのかということも含めて、ちょっと検討をさせていただかないとここで即答はなかなかしにくいということでもあります。

いずれにしまして、万江川の河川環境、景観環境といいますか、非常に村民の誇り、万江地区の住民にとっては本当に大事にされている川でありますので、その付近のことについても思いを受けて、しっかり対応しなくちゃいけないというようなことを考えているところであります。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） 今、答弁をいただきましたけれども、工事業者についてはですね、復旧工事は早3年ですかね、経っておりますけれども、工事が完了して、終わられない工事業者もおられますし、また、万江川の管理は今言われましたように熊本県ですが、清流万江川のですね、恩恵を受けているのは山江村が一番だと思います。7月豪雨災害復旧工事についても県工事80%、村工事が50%の進捗率ということですが、私が思うには復旧工事が完了した場合ですね、この廃棄物については置き去りにされていくのではないのかなと危惧しております。まずですね、この復旧工事期間内に回収、撤去計画を立て、清流万江川を取り戻すべき環境整備の計画なりですね、あと2年後ぐらいには工事も完了していくかと思っておりますけれども、それまでにですね、ぜひその回収の計画を立てていただきですね、実行していただければなおお願いしておきます。

次に移りたいと思います。次に、水質検査についてとしておりますが、人吉新聞の7月の河川愛護月間に併せて国土交通省は、令和4年の1級河川の水質調査結果を公表し、川辺川が17年連続、球磨川が2年連続で水質が最も良好な河川に選ばれたと報道されておりました。

私は前々からですね、なぜ万江川については何で公表されないのかなあと思っておりまして、河川の水質調査について調べてみたんですが、県のホームページに県内の河川等の水質調査の結果が公表されておりました、万江川、山田川についても水質調査が実施されておりました。ご存じでしたでしょうか。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。先ほど議員が申されましたとおり、万江川は県の管理課でございますので、毎年県のほうで水質調査を行っているということで聞いております。現在のところ令和3年度版が出されているということで伺っております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） 山田川、万江川の水質調査については人吉市が調査をされておりまして、山田川については出町橋、球磨川病院のところですが、万江川については下原田町の中神のところにあります万江川橋で調査をされております。令和3年度についてはどちらの川もトリプルAの水質が最も良好な河川でした。万江川については、令和3年度以前の水質調査の結果を見ても、トリプルAで球磨川の合流地点で水質が最も良好な河川ですから、山江村の中です、調査をするのであれば結果は明らかですが、清流万江川といいますが、科学的にですね、水質の調査を実施して、村のホームページや山江村のパフレット等に載せたらどうかと思っております。

7月豪雨災害からの復旧や県の万江川整備計画、親水公園の整備構想を進めていく中で、ホテルが乱舞し、村内外からたくさんの方が訪れる清流万江川を取り戻すため、方策としての一役になるのではないかと考えておりますが、万江川での水質調査の実施については、執行部としてはどのように今後考えておられますでしょうか。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。先ほど議員申されましたとおり、山田川、万江川につきましても県が検査を実施しているところですが、実際に測っているのは流末の球磨川の近くのところと測っているところがございます。ちなみに、この万江川の水質がきれいな数値を表すBODという値がございます。この数値が低ければ低いほど水がきれいというところがございますけれども、万江川の値は0.8ミリグラム／1リットル当たりということでございまして、1より低うございますので非常に優良な水質かと思えます。これが川辺川でございまして0.5ミリグラムということでございまして、多少川辺川のほうがきれいな感じになっておりますが、実際は測るのが人吉市内で図っておられますので、山江村の村内で測っている数値は異なっております。

今後ですね、またおっしゃるとおり、山江村を観光地としてきれいな万江川の水を前面に押し出していくのであれば、やはり水質というのは重要なポイントになってくるかと思えます。この人吉市のほうで測るというポイントをですね、決められているのが、熊本県のほうに尋ねましたところ、先ほどおっしゃってございましたように人吉のほうで測っていらっしゃるということでございます。この検査結果、数値を公表するに当たりましても、山江村が独自にというよりも、国土交通省がとか、熊本県の調査の結果という肩書きというのにも必要になるかと思えますので、こちらのほうは熊本県のほうに、万江川のほうでも調査ができないかという、場所の相談をさせていただけないかと思っております。こちらで場所の熊本県のほうにお尋ね

した結果ですね、村内のほうで調査ができるようであれば、その数値が県の調査結果として報告できるものかと思っておりますので、その際の働きかけをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） 万江川の水質の件ですけれども、川辺川が水質日本一でしたというような報道がよくなされるわけでありまして、それより山江の万江川はきれいかと私いつもそぶいておりましたとか言っておりましたら、今、話がありましたとおり、万江川がBODの水質が0.8で、川辺川が0.5ミリグラムリットルですね、ということでしたので、あれっと思ったところ、万江川の下流域でのその数値であるというようなことがわかりましたので、もちろん下流域の人吉市のほうでは住宅地もありますし、それから大きな焼酎工場がありますから、あれより上といますか、上流部、下の段、小森、それから屋形あたりの数値を見ますと、もっともっときれいなはずというようなことを考えています。

川辺川日本一水質というのはですね、国が管理しております1級河川の中での水質だそうでありますので、万江川は県が管理しております2級河川でありますから、その結果がなかなか表に出てこないということでした。ただ、先ほど言いましたとおり、川辺川よりきれいなはずでありますから、それは大いにアピールできる材料となり得ると私も考えます。

従いまして、議員のおっしゃるとおり、県のほうにぜひその水質検査を行ってもらいながら、人吉球磨、川辺川に次ぐ大きな河川が万江川でありますので、その清流ぶりについて、また水質が本当にきれいな水質なんだということをアピールする材料にもなりますので、そういう要請もしながら、また、山江村としてもその数値をもとにですね、アピールできるような形をとっていききたいと、議員のおっしゃるとおりとっていければと考えたところであります。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） 県のほうに要請していくということでございますけれども、やっぱり村で調査をするというのはやっぱり難しいことなんでしょうか。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） もちろん村のほうでも検査できないことはないわけでありまして、その比較もできるわけですけれども、ただ、県が検査した比較する数値が一番きれいだったという根拠がはっきりするのが、やっぱり第三者がした場合がアピール力はあるわけですので、できれば県のほうにさせていただくように要請したい。もし県がしないということであれば独自にしながら公表してもいいわけですが、なかなか独りよがりじゃないんですが、そのような見方も、独りよがりの見方もさ

れがちでありますから、できれば第三者にしてもらったほうがいいのかと考えているところでございます。

○議長（森田俊介君） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修君） 積極的な働きかけを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介君） これで赤坂修議員の一般質問を終わります。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後2時20分といたします。

—————○—————

休憩 午前2時10分

再開 午後2時17分

—————○—————

○議長（森田俊介君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、9番、久保山直巳議員より、1. 土石流警戒区域の防災対策について、2. 今後の中山間地の制度事業に関わる本村の方向性について、3. 県道沿い通学路等、安全確保についての通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。9番、久保山直巳議員。

久保山直巳君の一般質問

○9番（久保山直巳君） それでは、9番、久保山直巳、議長のお許しをいただきましたので一般質問を行います。

また事前にですね、議長に許可を得ておりますので、パネルをですね、提示させていただきます。

まず、1番の土石流警戒区域の防災対策についてということでございますが、これは4区地区のですね、丸岡へと向かう寺ノ下地区の大王谷の水路のところでございます。パネルをちょっと説明しますと、ちょっと見えないかもしれませんが、上のほうからですね、ここが下流のほうの地区でございまして、黄色の部分がですね、最近新しく新築がされたところでございます、6件ですか、今、新しくここに家を建てられたということと、また下流のほうにも住宅がですね、たくさん旧住宅とかあるところございまして、右側にもですね、住宅がたくさん点在しておるところでございます。

また水路においてはですね、今ここが一番上流のほうの家の水路のところござ

います。上流のほうがですね、この上の右の部分が高速道路が通っておるところの水路、また、その下流のほうがこういった状況で川底がですね、上がってきておるような状況になって今おるところでございます。

といったところでですね、4地域の丸岡公園へ向かう大王谷水路、正式にはですね、4区寺ノ下地区排水路であります。九州自動車道八代人吉間建設時に施工がされており、先の令和2年7月豪雨を含め、過去の豪雨の際にも排水路からの越流による宅地及び水田への浸水災害が発生しております。この排水路はですね、丸岡公園から新寺ノ下、住宅南側の西川内側へ接続されており、九州自動車道から排水等も流出しております。

また、ここ2、3年でですね、排水路、左岸側にはですね、複数の新築住宅も建設されており、現状からしましてもですね、安心安全な環境が望めます。つきましては、越水を防ぐためにですね、上流部排水路、下流部排水路の土石流防止等の対策について、整備、工事、施工について調査等及び着手していただけないか、答弁を求めます。

○議長（森田俊介君） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。近年、梅雨時期など全国各地に発達した雨雲が流れ込み、広い範囲で記録的な大雨が降っている状況でございます。村内でも継続して大雨が降り続いた場合、急傾斜の崩壊、土石流や地滑りなど、土砂災害が発生する恐れがある地域は多数あり、この大王谷周辺につきましても土砂災害警戒区域で、土砂災害が発生する恐れがある地域であるかと思っております。

議員ご質問の先ほどもパネルで説明ございましたけれども、上流部の丸岡付近から下流部の集落内を通り、村道を横断して河川に注ぐ寺ノ下地区排水路につきましては、令和2年7月豪雨を含め過去に住宅や農地に越水し、浸水被害が発生している状況でございます。そのようなこともあり、先般、地区関係者から排水路の整備について要望がなされていると認識しております。

この地域につきましては、最近多くの住宅が建設され、先ほどもございましたけれども、居住者も増加傾向にあります。集落の安心安全な暮らしを守り、防災対策を図る観点からも、排水路対策の整備は必要ではないかと村でも考えているところでございます。

○議長（森田俊介君） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳君） 今、課長より答弁いただきましたようにですね、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。下流地域のですね、安全確保など、越水、土石流対策をお願いし、次の質問に移ります。

2番のですね、下城子地区の高速道路付近から水路の側溝が破損状態にあり、早

急な修繕が必要と思われるという今後の対策を伺うというところでございますけれども、これにつきましてもですね、この排水路においても九州自動車道八代人吉間建設時にですね、施工され、高速道路付近からの排水路であります、途中側溝が破損状態にあり、豪雨時においての土石流発生も危惧されるところでございます。早急な修繕工事が必要と思われますが、今後の対応、対策をお伺いします。

○議長（森田俊介君） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。議員ご質問の水路は、高速道路付近から下城子地区の山林や農地からの排水を集水し、民家の横を通り河川に注いでいる排水路であるかと思えます。この排水路につきましては、年数経過により管が腐食し、その部分から排水が進入したことにより、隣接する住宅の基礎部分を浸食している状況であったため、平成30年度に村で排水路の布設替え工事を施工した経緯がございます。

先般7月に大雨が降った際にも建設課で現地のほうを調査しておりまして、側溝が設置されている片側が洗掘され、側溝がずれて傾いている状況を確認しております。この側溝の修繕につきましては、村で対応したいと考えております。再度現地を調査した後、修繕にかかる経費を算出いたしまして、できるだけ年度内にですね、予算を計上し、承認されれば速やかに修繕のほうを対応したいと考えております。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） 議員お尋ねの土石流警戒区域という大王谷対策でありますけれども、現地見てみますと、あそこは土砂災害警戒区域になっております。大王谷が急峻に立っておりますし、その上流の丸岡公園、広い台地からあそこに水が集まり、大王神社の横の道路を水兼道路のように水が流れる状況ということであります。最近になって新しい家がですね、議員6戸とおっしゃいましたけれども、新しい家が建設され、溢れた折には家のほうにですね、水が流れ出しはせんかなあと心配もして見ているところであります。地域のほうからも要請書が出されまして、排水路を整備してくれというような要請であったわけですがけれども、どれぐらいの危険度があるか全体的にですね、ちょっと検討する必要があるんじゃないだろうかということも考えております。

従いまして、安心安全な暮らしを守るということを前提におきましてですね、土石流警戒区域ということも勘案しながら、どういう対策が最適なのかというのをちょっと検討をさせていただければと思います。

それから、2点目については、村が設置しておりました排水路が壊れたと聞いておりますので、早急に対策をするように予算化をさせていただければと思います。以上であります。

○議長（森田俊介君） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳君） 土石流警戒区域と、また下城子とまた石原間のですね、排水路についてはですね、前向きに検討いただくということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問を行います。2のですね、今後の中山間地の制度事業に関わる本村での方向性についてということでございますが、先のですね、7月21日の臨時議会においてですね、村長の行政報告の中で、7月の5、6日にかけて、全国中山間地域振興対策協議会が定例総会が行われたと、これに関連して今の農業・農村・食料基本法が20年ぶりに改定されようとしており、農政の大きな転換期にあり、特に中山間地をどう扱うのか、位置づけするのかといろんな議論がされているところであるとのことでした。また、いろんな中山間地に対する制度事業が示されており、この制度事業について、山江村の今、また将来の農業のあり方、農村のあり方についての事業を展開していけたらと思って帰ってきたところでした、との報告をされました。

そこで、将来の山江村の農業・農村のあり方を、今後の事業展開をどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。日本国内の中山間地域では、高齢化、人口減少の進行により、農業生産活動である農地水路などの保全のみならず、住民生活に必要な買い物など、集落そのものの維持に必要な機能が弱体化している状況であることから、農家、非農家が一体となり、農地保全と社会サービスの向上に取り組みながら、地域コミュニティの維持、強化を図る組織として、地域運営組織、通称RMOを現在国が進めております。

山江村におきましても農業を取り巻く情勢は厳しく、他の中山間地域同様に農家の高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増加など懸念されていることから、農業を核とした産業振興と適正な農地保全及び地域課題の解決に向けて、様々な関係者が参画し、協議する組織として、農村RMOへの取り組みを検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは前回のですね、臨時会後の行政報告の中で、中山間地の総会に参加してきましたという内容を報告させていただきました。その中で今後の農村のあり方が、法律の改正とともに大きく見直されようとしておりますというようなことも申し上げたところであります。

今日は午前中の北田議員とのやり取りの中にありましたとおり、人口減少する中

で、中山間地の今、置かれている状況は非常に厳しい状況にあるということを申し上げたところでありますけれども、ある意味では危機管理としてですね、早急に手を打たないと手遅れになってしまうというようなことも考えております。

例えば有害鳥獣の問題もですね、何度も申しておりますが、猿の問題として、昔は鹿は全然里部では見なかったけれども、40年ぐらい前はですね、今は里部にどんどん下りてきておるといようなことを申しました。猿の問題も今ほったらかすと将来手に負えなく里部にも下りてきて、大変なことになりはしないかというようなことでありまして、まさにその危機管理的な課題として、早急にですね、危機管理が見えてきたら手を打たなくちゃいけないということだろうかと思います。

そういう資料も含めて農水省の課長のほうから説明されたのが、中山間地域における農地保全とむらづくりの推進のためにというこういう冊子を示されました。これは農業・農村基本法が変わるということに対します、農水省の一つの方針ですといようなことであります。特に中山間地を中心に諸々分析されておりますけれども、その中で、農村RMOといいますと非常にわかりにくいんですけども、要するに地域運営組織をつくりながら、いろんな課題を解決するような体制をとっていくといような地域運営組織をつくりながらですね、この農村を見直すというのが一つありました。

それから、これは産業振興課長が言いました農地・水計画を令和6年中に見直さなくちゃいけないということで、地域計画をつくると、要するに農地・水計画から地域計画へということで、担い手から要するに農村をどう守っていくかといようなことの計画をつくらなくちゃいけないわけですけども、その事業が実は示されております。それが最適化土地利用総合対策事業というのが示されております。

そして、先ほど猿の話をしましたけれども、デジタル田園都市国家構想の中の中山間地域版というのがありまして、中山間地域のいろんな課題について、そのICTを活用した対策を打つことができるということで、まさに猿対策も当然猟友会にお願いしながら、頭数を減らしてもらおうということでもありますけれども、最新のICT技術を地図上に落とし込んで猿の移動経緯を見るとかですね、今、ちょうど夏から猿の目撃情報を集めておりますけれども、どこで何月何日何時ごろ見つけたといのを地図上に落として、その移動を確認することにより、ある意味先回りしてその猿を捕獲するといようなこともできましょうし、そういう交付金事業がですね、示されておりますので、交付金事業といいますと、当然国も県もですね、しっかり連携して地域課題に解決する方策を一緒に考えてあげましょうといことでありますし、また、この計画自体が村民の方の課題をしっかり把握しながらといことになりますので、まさに地域を巻き込んでのそういう農村の形成事業ができ

るということで、非常に有効な、有用な手段であろうかと思っているところであります。ぜひこの事業に対してですね、今年の10月が申し込みの申請というか、10月中旬がですね、申請締め切りというか、予算要求のための手を挙げる必要がありますので、ぜひ手を挙げさせていただきながら、その来年度事業としてですね、危機管理としての今の山江村の課題解決をするための事業を展開できたら、また、この事業を展開することで山江村の復旧、また復興むらづくりの一助となればというようなことも関連させていきたいと考えているところでありますので、また採択されるかどうかはまだわかっておりませんが、努力をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（森田俊介君） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳君） 今、村長からもですね、中山間地の件でいろいろな課題があるということで、農業に対する今後の山江村がですね、どういうふうに示されていくか、発展していくかというところの一番瀬戸際になるのかなと思っております。そういった交付金の締め切りが10月ということで言われました。今回の定例会の中で、11日でしたか、7月26日の石蔵活用拠点整備基本構想策定支援業務委託プロポーザルというのがあったわけですが、これもその事業の一つとして、やっぱりリンクしているということになるんでしょうか。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） 石蔵の活用については、何度かここで申し上げたと思いますが、けれども、教育委員会が石蔵の保存として石蔵文化を継承しようというようなことで、計画策定してきたところでありますけれども、ただ石蔵を再生するに当たり、ある程度まとまったお金が要ということでありましたので、企画調整課のほうにその計画の策定を再度たたき直すんだというようなことで今やっているところであります。それに際しましては、石蔵を活用した産業再生の場、物産館という言葉がいいのか、まだ全然固まっておきませんので、あんまり具体的には言えませんが、物産館とか道の駅とかいう機能を持たせながらですね、山江高速道路を下りて人吉に行くところの信号機は、ほとんどの方が人吉に向かいます。それを何とか山江村のほうに向かせながら、入ってきてもらいながらですね、いろんな山江村での物産を買ってもらい楽しみをってもらうというような、その道の駅というのか物産館というのか、そういう機能を持たせた石蔵公園のをどうかなと思っているところです。

農村集落の形成事業との関連性であります、今のところは直接的には関係ないということですが、形成事業の中の枠組みが固まってくると、やはり拠点となるですね、施設をもってこようかと思えます。そういう方々がいろんな農村作物をつくって、売る場も必要ですし加工する場も必要でしょうから、また飲食する

場も必要であろうかと思しますので、入ってきた人がですね、そういう場としてのリンクができるのかどうか、今からそういうのを探っていくということになりますけれども、本当に山江村の活性化にとりどういう形がいいのかということをしかり検討させてもらいながらですね、進めさせていただければと、この事業を進めさせていただければ、できれば結びつくことができればすばらしい形になるのかなということも併せて考えているところであります。

この件は今後まだアウトラインもはっきりしていない事業でありますので、一つのこういう形になればなあというようなことでありますけれども、冒頭申し上げましたとおり、協議会を立ち上げ、委員の方を村民の方から募集したいということでありますが、非常に大事な山江村の今後のための委員会もなろうかと思しますので、議員の方々の代表もですね、ぜひこの議会とつなぐというような形で、数名委員会の中に入ってもらえば非常にありがたいと思っておりますし、また、その件についても相談させていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森田俊介君） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳君） 石蔵の件についてはですね、農村型地域運営組織、農村RM O形成推進事業等を活用されてというようなことで、今、村長言われたとおり、高速からですね、ほとんどの方は左側、人吉方面に向かわれるということで、山田地区においてはですね、やっぱり行き止まりじゃございませずに、山江を通過して小山田別府を通過して、相良、五木方面にも行けるということでありますのでですね、もしこういった事業を進めることで、村長が言われておりますので、その際には、あの付近には看板をですね、こっちには相良、五木方面にも行けるというようなですね、方向を示していただいて、山江でも何か人吉の方面だけじゃなくて、山江のほうにもですね、出向いていただけるようなですね、何か村が活性化につながるような事業をしていただいて、ぜひそういう方向性でですね、進めていただければと思うところでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。3番のですね、県道沿い通学路等、安全確保についてということでございます。これについてもですね、ちょっとパネルを用意させていただいております。

県道沿い通学路等ということで今回出しましたのはですね、ほかにもまだ安全確保が必要などころがあるというところで、今回はこの堂園地区ですね、分譲住宅が村のほうで整備されたところの3軒あるところ、松木さんの道向かいのところですね、こちらのところでございますけれども、私が夏休み中でしたが、県道名は162号ですね、人吉相良線、人吉方面にですね、私、運転しておりましたところ、その堂園付近のところで、その分譲住宅地ですね、新しい住宅地の手前を走行し

ていたんですが、子どもたちが4、5人ですね、新しい住宅のほうから舗道側ですね、松木さん宅のほうに走ってですね、渡っておられたということでありましてですね、あの付近は大変車のスピードの出るところでありまして、非常に危ないなと思いましたし、最近では大型ダンプカーの往来も非常に工事車両多いということで、危ないなと思ったところでした。また近所の方にも聞いてみますとですね、学校の登下校時も同様に、住宅地から舗道側、舗道側から住宅地へ横断しているということで、危なくてですね、本当に心配でならないというような近隣の方の声も聞いているわけでございます。

また、その新しい住宅地の方にも聞きましたけれども、本当に危なくて、ここに横断歩道が設置できないだろうかということを切に願っておられるということでございますので、非常に危ないところということで、新住宅地付近の横断歩道の設置はできないか、公安委員会への要望をしていただけないかですね、お伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。横断歩道の設置要望ということでございますけれども、議員おっしゃられるとおり、警察署の中にあります公安委員会が設置をするということになっております。堂園の分譲地ですけど、今、3戸が建っております、小学校へ通学している児童は4名今のところいるそうでございます。

この児童につきましてはですね、自宅から横断歩道まで行かずに、家沿いの路側帯を通過してタクシー事業所の前の横断歩道を渡って登下校するように指導はしてあるそうでございます。しかし、この道路は路側帯が狭くなっているところもありまして、大型車などが通行する際はとても危険な状況ですので、通学路の点検が毎年ありますけれども、そのときに警察署も同行させていただきます。そのときにですね、警察署に横断歩道の設置を要望しているというところでもあります。

そのほかに交通量や横断歩道の設置につきましては、道路交通法によりまして、基本的に交差点、そのほかに交通量や横断歩行者が多いところ、そして歩行者の安全を確保する必要がある場所には設置できるとされておりました、また横断歩道の間隔ですけれども、間隔は概ね200メートル以上離れているのが基準としてあるそうでございます。

議員申された箇所に対する横断歩道の設置は難しいと警察署から意見をいただいているところでありまして、村としましても、今後も就学してくる児童がいることから、引き続き子どもたちの安全対策を講じていただけるよう、警察署、公安委員会にこれからも要望をし続けたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳君） 警察、公安のほうにですね、今、横断歩道については申請は1回行われたということで、また再度申請をしてみるということでしたけど、課長、今、子どもさん、小学生ですか、子どもさんは今、4名と言われて、全体的にあそこには7名の子どもさんがおられるということで、ちょっと私、聞いておりますのでですね、また、そしてその新しい住宅地だけのことでなくてですね、そこにまだほかに家は何件か点在しているわけでございますので、村の自治会に行くにもですね、遠回りして向こうの横断歩道から行くということも今、発生しているのか、また、何も横断歩道ないところを横断されて自治会館のほうに行かれている状況じゃないかなと思いますので、一番場所的には今の新しい住宅地のところが横断歩道としては最適と考えますので、再度ぜひ要望を公安委員会のほうにお願いしたいと思います。

続きまして、これに関しまして私、通告ではですね、スクールゾーンと書いておりましたけれども、正式にはグリーンベルトと言うそうでございます。この住宅地からタクシー会社、タクロウさんですかね、あそこまでをですね、このグリーンベルトを設置していただけないかということでございます。このグリーンベルトはですね、ちょっと先ほど事務局のほうでパソコンで局長より出してもらいましたけれども、グリーンベルトは歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに路側帯であることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに、通行帯を明確にすることで歩行者との接触事故を防ぐことを目的にしていますということでございます。ここは歩道は反対側にはありますけれどもこちら側にはないというような状況でもありますので、そして、それにまた加えましてですね、子どもたちの登下校時はですね、婦人部、青年会館のトイレをですね、利用しておられるということでございますので、このグリーンベルトの設置は、やはりどうしても必要かなと思うわけでございます。

それに加えて、この婦人会館、青年会館におきましては、まだ舗装がされておらない状況で、この写真を撮ったときにはですね、草は生えておりませんから、ちょっと手作業でとられたのかもしれませんが、今現在はですね、やはり草が生えた状況で、裏手のほうはですね、水田もありまして大変高い土手がありますので、そちらのほうも草も大変生えておりますので、草がですね、こちらのほうに入り込みやすいところかなと思いますので、ぜひ子どもたちが安全安心してこのトイレを利用できるようにですね、舗装工事、グリーンベルトと併せてですね、お願いしたいと思います。

私もトイレは確認しましたが、男子用と女性用分かれていて、水洗でウォシュレ

ットも付いていて、非常に清潔なトイレが新しく設置されておりますので、ぜひ子どもたちが登下校時に利用できますように、そしてまた、婦人部、青年団のですね、重要な拠点でもありますので、環境整備をお願いしたいと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。グリーンベルトの設置ということでございます。議員申されましたとおり、基本的には歩道がない場所にグリーンベルトは設置するということでありまして、そのパネルの箇所には道向かいに歩道があります。ただしですね、この歩道に行くためには横断歩道をちょっと渡らなくちゃいけないということがありまして、トイレとかも近くに歩道がないから遠回りしていかなくちゃいけないということがあります。

このグリーンベルトはですね、設置につきましては道路管理者が設置するということになりますので、県道の管理者であります熊本県に要望していくしかないかなと思っておりますので、そのへんも引き続きといいますか、横断歩道と併せてですね、要望をさせていただきたいと思っております。

それから、青年会館、婦人会館のトイレの前のアスファルト舗装ということでございます。子どもたちはですね、確かにあそこを横切るのではなくて、手前のタクシー会社の横断歩道を通って路側帯を行ってトイレに行くということを、学校から指導をされているということでありまして。ただ、基本的には登下校時はトイレを済ませてから登下校してくださいよということを書いてあるそうでございますけれども、近くにどうしてもトイレに行きたいということであれば、J Aのスタンドがありまして、あそこですね、こども110番の店で登録はされているということで、極力そこを利用させていただくということをですね、指導してあるということでございます。

ここの衛生面ということでございますけれども、衛生面も考えて舗装ということでもあります。この施設につきましては、青年団と婦人会と委託しましてですね、適正に維持管理をして清潔にさせていただくということを契約をしてあるそうでございますので、再度その点はですね、青年団、婦人会のほうにお願いしたいと思っております。ただ、現在のところ安全面とか衛生面に対して、何か課題があるという状況では思われませんので、このアスファルト舗装につきましては、今後何か衛生面とかで課題が出てきましたら検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） すみません、子どもたちが大変ご迷惑をおかけしているとい

うような状況でございますが、この新しい住宅ができた当初からですね、そういう話は何回か聞いておりますので、学校のほうにはですね、その都度指導のほうを徹底するようにということで言うておりますけれども、今、課長から説明がありましたように、帰る際は必ずトイレの時間を10分ほどとりまして、それから一斉に帰すと。特に低学年はするようにしております。それから、一斉下校も月に1、2回しますし、それから地区児童会というのもございます。その中でもあそこを通る子どもたちには指導をしているわけですが、今のところですね、なるべく今ありましたようにJAさんをですね、利用させてくれということで、子どもたちには話をしております。今はほとんどJAさんをお願いをして、トイレを使わせてもらっているということで指導しております。きちんとあいさつをしてですね、きれいに使うという約束のもとに、しっかり話をしているところでございます。ただ、急にもよおした場合がちょっと心配するところはございますけれども、そういう場合もありますけれども、なるべくJAさんを使わせていただくということと、それから、どうしても会館を使う場合にはですね、先ほどありましたように、やっぱり横断歩道を通っていくというようなところで、学校のほうとしては指導しているということでございます。

それから、婦人会、それから青年団のところでございますが、社会教育の面から教育委員会は関係しますけれども、その点につきましてはですね、草取りをしっかりやってくれということではですね、いつも非常に見苦しいからということで言うておりますけれども、それをしっかりしていただきながら、アスファルトが適切かどうかというのはあまりわかりませんが、そういうことで、子どもたちにつきましてはそういう指導をですね、繰り返し繰り返しやりながら、しっかり子どもたちの安全を守っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳君） 今ですね、総務課長からも教育長のほうからもですね、トイレについてはJAスタンドさんのあそこはこども110番ということでもありますので、利用を子どもたちに勧めているということでもありましたけれどもですね、このJAのスタンドにおきましてもですね、JA球磨、先日説明会があった折に、存続についてはいろいろと苦慮されておるということで、基本的には廃止に向けた撤退ですね、ということで話も出ておるところでございます。要因とすればタンクの老朽化が期限がきているというところでございますので、今、JA球磨さんのほうでいろいろと検討をなされておるというような状況でございますし、将来的にですね、これがずっとあのスタンドがあるとは限りませんので、これは将来を見据え

たところの今回グリーンベルト、あるいは横断歩道、そしてあそこの婦人部、青年会館のトイレの利用と舗装をお願いしたところでございますので、そういったところも検討していただきましてですね、できるだけ子どもたちが安全に通学、登下校できますことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（森田俊介君）　これで久保山直巳議員の一般質問を終了します。

通告がありました本日の一般質問はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会　午後３時０２分

第 3 号

9 月 1 4 日 (木)

令和5年第7回山江村議会9月定例会（第3号）

令和5年9月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白 川 俊 博 君

2番 北 田 愛 介 君

3番 本 田 り か さん

4番 中 村 龍 喜 君

5番 赤 坂 修 君

6番 横 谷 巡 君

7番 立 道 徹 君

8番 西 孝 恒 君

9番 久保山 直 巳 君

10番 森 田 俊 介 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君

副 村 長

教 育 長 藤 本 誠 一 君

総 務 課 長 平 山 辰 也 君

税 務 課 長 迫 田 教 文 君

企画調整課長 清 水 弘 文 君

産業振興課長 松 尾 充 章 君

健康福祉課長 今 村 禎 志 君

建 設 課 長 蕨 野 昭 憲 君

教 育 課 長 一 二 三 信 幸 君

会 計 管 理 者 高 橋 忍 君

農業委員会事務局長 新 山 孝 博 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（森田俊介君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は 10 名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（森田俊介君） 本日は、会期日程日時第 4、一般質問となっております。

3 名の議員の一般質問を通告の順に従って許します。

なお、会議規則、発言時間は、質問・答弁を合わせて 60 分といたします。

それでは、はじめに 8 番、西孝恒議員より、1. 大雨時の道路冠水対策について、
2. 有害鳥獣被害対策についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8 番、西孝恒議員。

西 孝恒君の一般質問

○8 番（西 孝恒君） おはようございます。8 番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いします。

本日の質問内容は、ただいま議長よりありましたように、1. 大雨時の道路冠水対策について、2. 有害鳥獣被害対策についての 2 点であります。

まず、大雨時の道路冠水対策については、村内のメイン道路の中では県道、村道もあるかと思いますが、冠水している道路を車が、中には飛沫を上げて走って行くこともありますので、歩行者も用心しなければなりません。冠水するのは水が側溝にはけきれないからであります、そのような箇所は毎年大体決まっているようです。県道であっても村で把握されている箇所についてどのくらいあるのか、改善の要望等ないとわからないかと思いますが、その状況をお願いします。

○議長（森田俊介君） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。近年、活発な梅雨前線などの影響で記録的な大雨となり、至るところに大量の水や土砂が流出している状況であります。村内でも梅雨時期や台風の接近時など、大雨による大量の水が山から県道や村道などに流れ込み、冠水している箇所は数多くあるかと思いますが。

ご質問の村内の具体的な箇所についてということでございますけども、大雨時に村民からの連絡や建設課における現地調査等により、その都度確認してですね、把握している箇所もございますけども、逆に確認ができてない箇所、これも大雨時期

は多数ございますので、具体的な数字につきましては把握できない状況でございます。

○議長（森田俊介君） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） 毎年ですね、梅雨や大雨の豪雨の場合は決まって側溝があふれるところの一つがですね、万江小学校近くの県道であります。原因の一つは山や谷からのまとまった水量が側溝に入ということで、そういうこともあります。その付近の側溝はかなりの水量までははけるようにですね、そのような容量にもなっているようであります。深さも思ったより深いと思います。しかし十分はけるはずの水量であっても、側溝の途中から水が吹き上がり道路半分くらいまで冠水することがよくありますので、大雨のとき、問題視されるわけであります。そのようなことが繰り返されておりますので、もうそろそろ側溝のですね、その辺点検をされて中の砂利をすべてさらえるのがよいと思いますが、県道ですので県への要望はどのようになっているのでしょうか。優先順位もあるかと思いますが、よろしくお願い致します。

○議長（森田俊介君） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） お答えいたします。議員、今申されました県道につきましては、県道坂本人吉線の万江小の前、山江村の自然旧農村環境センター付近の側溝のことであるかと思います。大雨時には、山側からの水がうまく排水できず冠水している状況はたびたびあることは、村としても認識しているところでございます。

8月下旬に球磨地域振興局土木部、警察署、村内学校及び村の関係課で通学路合同点検を実施いたしました。その際にも現地をですね、調査・点検し対策が検討されたところでございます。

その後ですね、県道の管理者でございます県に確認いたしましたところ、側溝内には石などが溜まっている箇所が数か所あるということ、それから集水桝にも土砂が堆積して排水に支障を来している状況であるということでございましたので、その整備をですね、年度内に行いたいということでございました。

また、その後の対応につきましてもその都度村といたしましても県に状況を報告しまして要望したいというふうに考えております。

○議長（森田俊介君） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） 今話されましたように、今回の場所は学校近くの通学路であります。現在もまだ災害復旧の途中で、大型ダンプ等が連なっていくこともあります。中には仕事で急がれるダンプもありますが、地域の方から巻き込まれるようで大変恐いと言われまして、私も確かに当初の頃よりスピードが上がっていると思いましたので、そのことを建設課の方へ話しましたことがありますが、最近ダンプは

割にスピードダウンしているように見えます。これは質問通告にはありませんが、通学路ですので特に学校の近くや集落では引き続きゆっくりめの走行をお願いしたいなと思います。

また、一般の車は道路冠水状態でもしぶきを勢いよく上げて走ることもありますので、ハンドルを取られたら怖いと思います。いずれにしても側溝が側溝としての排水能力が十分発揮できますようですね、整備が必要と思いますが、先ほどのご答弁によりますと年度内に対応したいということでございました。

次に、通学路の状況の把握ということで、先ほどちょっと話されました教育委員会の方や学校PTA、また駐在さんなどですね、合同で視察されますこともあるようですが、その後の改善例とか、先ほどちょっとお話が出ていたかと思いますが、その改善例がありましたらお願いします。

○議長（森田俊介君） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。通学路点検箇所については、事前に保護者から危険箇所等の情報を各学校に挙げてもらい、その箇所を関係者で確認を行っております。令和5年度は8月23日に山田地区14か所、万江地区6か所で実施しております。

主な点検結果及び対応状況につきまして申し上げます。なお、現在取りまとめ中であり確定しているものではございませんのでご了承お願いいたします。大型車の通行やスピードを出す車が多く危険であるという意見については、工事用車両については発注業者に対し、熊本県、山江村、それぞれ注意喚起を行っていただくという回答をいただいています。村民の方々にも通学路を通る際や登下校の時間帯にはスピードを落として、安全運転をお願いしたいと思います。万江地区の神園橋付近は路側帯が狭く非常に危険であるという意見に対しましては、路面標示に減速帯の追加を検討すると道路管理者の熊本県から回答がございました。街灯がなく暗いという要望につきましては、要望箇所が集落内であるところは街灯の設置は地域で行ってもらうことになりますので、地域自立支援事業を活用して整備してもらうよう地区に働きかけを行っていただくと総務課から回答をされています。横断歩道やダイヤモンドマークが消えかかっている場所については計画的に塗り直しを行っていくが、横断歩道の新たな箇所への設置については、設置基準等を考慮すると難しいという警察署からの回答がございました。

結果につきましては、関係機関で情報を共有し改善につなげていくこととしております。

また、学校でも危険箇所等における登下校時の注意喚起や指導を行っていくということでございます。児童生徒の登下校時の安全を守るため、今後も引き続き関係

機関と協議、調整を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（森田俊介君） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） その合同視察は、安全・安心な通学路のために視察いただいていると思います。車の安全運転もですが道路冠水で児童生徒に水がかかったり、また歩道もでこぼこでは水が溜まって靴に水が入ると気分が悪いですから、要改修箇所の整備を県への要望などで改修が必要かと思います。

昨日は久保山議員からも山田地区の側溝や通学路について質問がありましたが、併せてよろしくお願いしたいと思います。

次に、2番目の質問ですが、有害鳥獣類被害対策についてであります。実はこの類の質問につきましては、既にこれまでに立道議員、森田議長、赤坂議員、ほかにもおられるかと思いますが、過去に行われていまして、本当にその対策の重要性を考えるわけであります。私も有害鳥獣類被害対策につきましては、本当に深刻な状況になってきていると思う一人です。その重要性について、去る7月に常任委員長研修として、オンラインで演題「これからの地域社会と獣害対策」という兵庫県立の大学教授の先生の講演を聞きましたが、これは主に獣害対策についてでありました。シカ・イノシシ・サルなどでしたけども、今回の質問は中でも特にサル対策についてですが、最近本当に増えてきましたですね。次第に人里にも慣れて、食べられる経験をするるとまた来ることになり、徐々に人に強くなるということで、ますます増えてくることになりそうです。そこで研修では、正しく追い払ってサルに恐怖感を学習させるとその場所を避けることになるそうですけども、できればやはり絶対数を減らす。サルはグループなど集団でいるようですから、なるべく一度に捕獲して絶対数を減らすには、囲い罠でサル被害が減少したという例があるようです。特に資料もあるんですけども、議長より許可をいただきました資料であります。これは一生懸命作った農産物をサルに食べられると本当に悔しい思いですということで、これは福井県の若狭町岩屋というところですが、ここにサルの捕獲用の囲い罠を導入されたそうです。導入する前にですね、この囲い罠の先進地である和歌山県湯浅町を視察してその罠を設置されたということでもあります。

ちょっとこちらのほうが外観ということですね、ちょっと小さいんですけど外観であります。これに見回っておられるのがその環境を守る会の会長の方ですね。ここにこういうふうになっております。こういう例があるわけです。この例ではですね、効果てき面で1回で多いときは20頭捕獲ということで、群の数にもよりますが、そのようなことがあるとサルもですね、人里の恐さを学習すると思えますし、ハンターの方もサルはやりにくいと思いますので、そのような囲い罠の活用についてのお考えをお願いします。

○議長（森田俊介君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、西議員のご質問にお答えいたします。有害鳥獣類の対策につきましては、これまで幾度となくですね、議員各位からのご質問もあっておりますし、村といたしましても基幹産業である農林産物ですね、被害が非常に深刻であるということに加え、近年ではイノシシなどがですね、通学路にも出没する恐れがあるということで、山田地区のある場所ではですね、山江村だけではなく近隣の人吉市のハンターさんのほうにも罠を設置してくださいというような要望を行ったところでございます。

今回は特にサルについてということでございまして、サルにつきましてはなかなか議員が申されましたとおり、駆除の頭数も増えていないところでございます。令和4年度はサルは31頭捕獲をされております。令和2年度からすると3倍強の増加となっておりますけれども、生息数に対して31頭というのは多いのか少ないかというのは考えていただければというふうに思っております。

また、議員が申されましたサルへの対策につきましては、捕獲方法を含め現在検討を行っているところです。議員が申されました大型の罠を設置するというのも非常に有効な対策の一つであるということで、その設置方法についても検討をしているところではございますが、いろんなところにご相談すると、まずはそのサルの生息行動、これを把握することが重要だというふうにお話をされます。闇雲にサルがここにいるかということで罠を設置しても、そこにサルがもう罠が設置されているというのに気づいてしまったら違うところに行動してしまうということで、サルがどういった期間でどういった場所に移動するかというような生息行動をまず把握することが非常に大事だということを常々いろんな機関に相談と言われておりますので、今その調査を行おうとしているところでございます。8月ですね、先月ですけれども回覧にてサルの目撃情報を提供くださいというような回覧のチラシを配布をいたしております。いつ・どこで・何頭ぐらい、例えば何をしていたとかですね、ただ歩きよったとか、うちの作物を食べとったとか、山のところにおったとかですね、そういった情報を住民の方からいただきたいということでチラシを配布しております。複数件の情報が寄せられておりまして、地図のデータのほうにその情報を入力しているところでございまして、情報がなかなか集まってこないということもありますので、また今月下旬発行の広報紙へも掲載し情報提供を呼び掛けるようにいたしているところでございます。大型の囲い罠の設置も非常に有効なのですが、もちろん費用もかかりますし、一回設置してここに来んけん違うところに移動しようとなると、またその移動の費用もかかりますし、場所につきましても村有地にするのか、どなたか樹園地なり畑なり、適当な場所を提供していただくのがい

いのかというのにも検討させていただくことも必要ですし、来年度、熊本県の補助金を活用したいということで、今県のほうにも相談をいたしております。また、7月に講演をいただいて議員の皆さんにも聞いていただきました東京大学の越塚教授がですね、ICTデジタルを活用した有害鳥獣対策などの先駆的な取り組みもされておりますので、そのような方のご助言をいただきながらサルの対策に取り組んでいきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） サル集団のですね、何集団かあると思います。その行動を把握した上での設置ということ、それはそうだろうと思います。この囲い罠の設置、非常に大型ですよ。これ本当にどう見ても目立ちます。サルが気づかないわけはないですね、これは何だということになると思います。このやり方としてですね、ちょっと見たんですけど、実はこれをですね、入り口があります。普通は開けて中に餌を置いて、しばらくはそのままにしておく。そしてサルは入っても自由に出入れる。それを何日も繰り返す。そすと安心して食べて出ることになるわけですね。ところでこの建物に慣れてきたところで入り口を閉めると。そしたら、下からは餌が見えるわけです。これはどうして中のを食べたいということでサルが上に登って中に入るわけですね。しかし、食べた後今度は出ようとしたら、この波トタンのようなものですけどね、これが今度は裏には全然足掛かりがないわけです。登れないということでどんどん入って来る。そのようにして20頭ほど入ってしまったということです。ですから、いきなりこれは、そのように目的としてはですね、まずは餌をしばらくは食べさせるというのが必要ということのようであります。そういったことであります。

この囲い罠を導入されたところは、やっぱり農産物の被害が非常に減少して助かっていると言われまして、今後も罠の管理を3日に1回定期的に見て、被害に負けない地域を目指すと言気込んでおられるようです。

それから、私昔見ましたSF映画についてなんですけども、猿の惑星というのがありました。宇宙飛行士が地球に帰って来たら猿の惑星になっていて、猿が支配していたという映画です。サルの増え方から恐い感じがいたします。

次に、これまで野生鳥獣被害対策は主に獣害対策がメインのようですね。研修もそうでしたが、次の質問は川などの魚や畑の果実を狙う鳥についての対策であります。こちらの対策があまりないのは、有害鳥獣駆除補助金の交付対象に鳥は今までのところカラスだけだったわけですね。最近カワウも増えて、魚を捕りますから、カワウもその対象になっているようですが、川は最近、令和7年7月豪雨の後、浚

渚工事や護岸工事が続いているから魚が住みにくいということもありますが、実はそれ以前、1970年代頃から次第に少なくなっているようですね。いるのはヤマメ、アユですね、これは淡水養殖で稚魚を放流されたもので、年々様々な魚の種類は絶滅の危機になっているのではと思いますが、鳥害、鳥の害でカラス、アオサギ、シラサキ、カワウが主ですが、特にカワウは一日に捕食する量は500グラムとされていますので、1羽でアユ、ヤマメの稚魚なら一日で70匹以上捕食してしまうという計算になるようですね。そのような鳥についての対策はどのようにお考えをお願いします。

○議長（森田俊介君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。有害鳥獣類の鳥類ですね、こちらにつきましては議員が申されましたカワウなどのほかですね、28種類が捕獲できるようになっております。カワウは議員が申されましたとおり、令和2年7月豪雨以降は魚の数も減っているようでございますので、鳥類が魚を食べているというような、たくさん食べているというような報告等はあっておりませんけれども、それ以前はやはりたくさん食べていてですね、せっかく村や球磨川漁協が放流するヤマメやアユの稚魚をたくさん食べているんじゃないかなというふうに危惧をいたしているところでございます。

現在、熊本県に確認いたしましたところ、特段ですね、県全体で取り組んでいると、対策を非常に強化しているということはございませんということでした。人吉球磨管内でも30羽から40羽ほどの捕獲の実績はあっているということですが、抜本的な頭数、鳥類の数を減らすというような対策は今のところ行っていないというような報告でございました。熊本県のホームページに載っております対策方法といたしましては、人が定期的に見回って鳥が寄りつかないようにすること、食べられないような環境づくりをすることということで、これは万江川なので村がすることはできませんけれども、川に人工的な魚の隠れ家を設置するとかですね、また畑等につきましては、畑の上部にも網を設置するということが対策としてホームページに載っております。村といたしましてもそのような被害が非常に増えてきているという声があれば、また対策を講じていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） そうですね、私たちの子どもの頃ですね、昔のことですが、簡単な釣りで釣れるのはですね、アブラメとか溜め池にいるようなタバイとか来てましたが、またシラハイを釣るのは上級者の人で、アユやヤマメ、当時はマダラと言っていたんですが、それを釣るのはもう別次元の人と思うくらいでした。川や溝にいる

魚を捕っていましたが、当時はアサジとかヤンモト、それからドグラとかですね、またウナギテゴでウナギも捕れるという本当に自然豊かな時代で、当時のよい思い出の川や溝でありました。

現在は世界的に淡水魚が自然とともに各地で深刻な危機になっているようです。日本のレッドリストを見ましたら、評価対象となったのは400種の中で165種が淡水等に生きる魚類が危機的状況にあるようです。つまり、川にいる魚は養殖による稚魚を放流するアユやヤマメぐらいしかいない状況になるようです。川が当時の自然豊かな天然の魚がいる川らしい川の魅力あるイメージから、現在は何となく無機質なイメージになってきます。そのようなことで、鳥害、鳥の害についても深刻であると思いました。

昨日は赤坂議員より清流、万江川の景観についてもありましたが、その景観とともによろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問で、鳥獣害の被害を減らすには、やはり個体の絶対数を減らすことと思ひまして、ハンターの方や後継者のなり手の確保対策ということですが、これについては以前にも他の議員からもあつていふようですから、今回はそれについて改善された状況がありましたらお願ひします。

○議長（森田俊介君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。有害鳥獣捕獲隊につきましては、4月1日の隊員数は銃の狩猟免許取得者が25名、罠のみの取得者が13名ということで38名になっております。6つの班に分かれて捕獲活動を行つていただいております。最高齢が90歳、最年少が50歳ということになっております。平均年齢が70.6歳というふうになっております。数字だけ言いますと高齢化が進んでいるというような状況でございます。

補助制度につきましては、狩猟免許新規取得補助として10万円、罠の免許取得補助といたしまして2万円を補助を出しております。

また、捕獲隊の活動支援といたしまして、昨年度、銃取得者のみ1万5,000円を1人当たり支給してございましたけれども、罠の免許取得者に対しても1万5,000円を支援するようにいたしております。これは昨年度の補正予算のほうで議員の皆さんにお認めをいただいたところでございます。これにつきましては、先ほどから出ておりますサル捕獲を促進していただくために1万5,000円を支給するというようなことになっております。

また、なり手の確保につきましては、免許取得にかかる情報を広報紙やケーブルテレビにて周知しているような状況でございますし、本年7月にありました狩猟の試験におきましては、産業振興課の職員2名受験いたしまして、罠の免許ですけれ

ども無事合格をしたということで、これに2名がプラスされているような状況になるということでございます。

免許取得には年齢は非常に関係ございません。有害鳥獣対策に非常に関心を持たれている西議員におかれましても、議員ですね、3名ほど免許の取得をされておられます。積極的に議員も免許取得をさせていただきまして、この有害鳥獣問題の解決の先頭に立っていただきながら、私たちの指導をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） ハンターや罾についてもですね、補助金を増額とかよい対策と思います。

最後にですね、捕獲に対するその補助金についてもですね、増額についても今お話もありましたが、以前の質問にもあったかもしれませんが、事務報告を見ますと捕獲頭数も年々増えていますことや、それに伴って有害鳥獣駆除の補助金も年々増やしてもらっています。予算書を見ますとですね、毎年上がってきているということは、それだけ鳥獣害防止に力を入れられているということだと思います。さらに有害鳥獣駆除が進みますようにですね、その対策やそれから有害鳥獣の指定を増やすことも同様であります。先ほど鳥はカラス、カワウということで、事務報告にはそのように書いてありました。ほかに指定が何かありましたらお願いします、アオサギとかシラサギ類、ありましたら。

○議長（森田俊介君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。カワウやカラスにつきましては、村の補助、カラスにつきましては1,000円ほどあるんですけども、先ほど申しましたほかの鳥類につきましては、村のほうでは補助金はないということでございます。ただ国・県のほうで捕れる鳥類が28種類あるということでございますのでご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（森田俊介君） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） 本当に補助金関係もですね、それから上げていただいているということは本当によい対策だと思いますが、やはりハンターの方も平均年齢が70歳を超えることで、後継者については本当に大変かと思います。

獣害の指定はそうように、獣害は4種類、鳥害はカラス・カワウなどですね、ということがあります。しかしほかにアオサギとかおるんですが、特にアオサギはですね、我が家のことでなんですけども、実は池の鯉を以前に全滅させられたこともあります。当然、川の魚も捕るわけありますので、それでアオサギもそのような指定、補助金対象とかにしてですね、これは全滅させるわけではなく、適度に減ら

すということは必要かと思えます。

通告しました質問は以上ですので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介君） 西孝恒議員の一般質問はここで終了しました。

暫時休憩をする前に、一般質問でありますのがあくまでも質問に徹してください。関係のない話や要望やお願いなどお礼の言葉などは謹んでいただきたいというふうに思います。

ここで暫時休憩をいたします。

お諮りします。ここで暫時休憩をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認めます。再開時刻を１０時４５分といたします。

—————○—————

休憩 午前１０時３５分

再開 午前１０時４４分

—————○—————

○議長（森田俊介君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、６番、横谷巡議員より、１．高齢者等の見守りを支援するについて、２．農業振興について、３．教職員の働き方改革について、４．温泉ほたるの運営についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。６番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問

○６番（横谷 巡君） 通告に従い、６番議員、横谷巡から一般質問を行います。

特産栗の収穫も始まり、色づき始めた稲穂の風景は初秋の臭いを感じさせる季節となりました。６月議会定例会で質問しました県道相良人吉線の長ヶ峰手石方間の生い茂った被り木の伐採につきましては、村長から土木部へ動いてみますというようなお答えどおり、早速伐採の対応をしていただきすっきりと明るくなりました。お陰様で村民の皆様も気持ちよく安全に通行ができると思います。今年４月に民法第２３３条が改正され、所有者に連絡の上、承諾がなくても道路通行に支障を及ぼす場合には伐採することが可能となりましたので、行政にとっては有益な法改正だと思います。

それでは、質問に入ります。まず、高齢者等の見守り支援について伺います。通

告しています1点目の一人暮らしの状況把握、2点目の見守り支援の実施状況については、この後質問をします白川俊博議員の内容と重複していますので割愛させていただきます、3点目の今後の取り組みについて質問いたします。

少子化や核家族化、高齢化などあいまって、一人暮らしの高齢者が年々増加の傾向にあります。そのような中、一人暮らしの高齢者が誰にも看取られず、孤独死・孤立死するケースが本村においても見られます。今後、孤独死・孤立死が懸念される中、地域と行政の連携によるこれからの防止策について伺います。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、ただいまの横谷議員のご質問にお答えいたします。議員申されますとおり、重要なのは地域と行政の連携、そしてコミュニティ内での他者の気づきであるかと考えております。地域の協力を得まして公民館事業はお陰様を持ちまして全地区で開催をさせていただいているところでございますが、公民館事業に毎回参加をされていたのに今回は来られない、どうしてだろうかというような気づきが対象者の安否確認にもつながる状況でございます。ここで大事なのは、コミュニティに参加を拒まれる方、または参加したくても身体的な事由等により参加のできない方たち、この方たちをどのように見守っていくかということが重要になってくると考えております。本村におきましては、ケーブルテレビの告知端末を利用した「お元気ボタン」の取り組みなども先駆的に行っております。現状といたしましては5名の利用がっております。それから健康ポイント付与制度を導入いたしまして、公民館事業等に参加された方がメリットを得られる仕組みをつくっております、この事業への参加を後押ししているものでございます。

今後につきましてもタブレット、またスマートフォンなど、ICTのツールを活用した見守り体制の整備も検討していかななくてはならないというふうに認識しているところでございます。

しかしながら、人と人のつながりというこれ以上の強固な見守り体制はほかになんと考えておりますので、これまでと同様に地元区長様、それから住民の皆様、地域ボランティアの方々、民生委員・児童委員の皆様、それから社会福祉協議会とのつながりと連携をより密にいたしまして、研修会や講演会を介しながら理解を深めさせていただき、見守り体制の輪をさらに村内に広げていく必要性を切に感じているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 確かに人と人とのつながりが大事だと思います。人にはそれぞれの人生、生涯があります。本村にも一人暮らしの方が相当いらっしゃると思いますので、こういう方々が安心して人生を全うできるように見守り等の充実をお願いしたいと

思います。

次に、農業振興について伺います。農業情勢は今大変厳しい状況に置かれていることは重々承知をしておりますが、農家の方々の切実な願いをお聞きし質問させていただきます。

本村の基幹産業である農業の担い手、後継者不足で現役世代が高齢者であることを踏まえ、持続的な経営が危機に瀕しています。農業、農地を守るためには現状の耕作を続けていく方が年々減少していく中、耕作を受託していただく農家等を核として育成を図り、新たな形で農業、農地を守る仕組みづくり等が必要と考えますが、昨日の農地の管理等のあり方については質問があり、大変難しい課題でもあります。こういう状況の中で本村で先んじて今の農業現場の実情に即応した振興策の考えはないか伺います。

○議長（森田俊介君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質問にお答えします。農業を取り巻く環境につきましては、議員が申されましたとおり本村のみなく全国的な危機的な状況であるというのは十分認識をいたしております。

担当課といたしましては、現状と課題、今後の農業経営のあり方を直接農家の方に聞く機会を本年の3月、年度で言いますと昨年度ですけれども、3月に設けました。認定農業者の方や農業委員の皆様、若手農業者、機械利用組合の方々をお呼びいたしまして、現状と課題や今後どういった農業経営をやっていったらいいのかというようなざっくばらんな意見交換会をさせていただきました。村長のほうも後の部出席をされまして、農業者の方と色々な意見交換をさせていただきながら、今後の農地の管理や農業施策の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

また、昨日の答弁と若干重複をいたしますけれども、農地管理につきましては、村長も昨日の一般質問でも答えておりますけれども、ひと・農地プランから地域計画へ移行するというような、今ですね、農地法の改革によりまして、「ひと・農地プランから地域計画へ」という合言葉で将来に向けた農地管理のあり方をやっていこうというような取り組みが進められております。この計画を策定する中では、地域での話し合いが必要と、これは必要不可欠だということが謳われておりますので、今後、名称はちょっとわかりませんが、農家の方を対象とした座談会を開催し、農地の所有者、また今受けられている方、一同に会して現状や課題、今後どのように農地を活用していきたいのかというようなご意見を伺いながらですね、地域計画の策定をしていきたいというふうに考えております。

地域計画では、将来の農地利用の姿を明確にすることが求められておりますので、

より具体的な農地集約や管理の目標などを設定する必要があります。

一方、これも村長や企画調整課長が昨日答弁されております「農村型地域運営組織（農村RMO）」という取り組みがスタートいたします。こちらにつきましては、農地の保全をはじめですね、地域資源の活用、生活支援など、中山間に属する農業集落を支援する制度もスタートいたしております。このような制度を活用しながら受け手の育成や農業法人の設立の支援、スマート農業などの推進を図っていきたいと考えておりますし、一例をあげますと、移住定住対策の一環としてある程度まとまった農地をですね、移住定住の、家と一緒にセットでお貸しをして農業をやっていただくと。ただ移住定住されても働く場所がないからとか仕事がないからじゃなくて、農業を思い切ってやってみようという方に対して、農地などを集積して貸し出すというような制度もですね、このRMOでできるようになりますので、そういった方策も他に先んじて取り組んでいければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 確かに国もこの基幹産業である農業に関心を持っていて、いろいろと取り組んでくると思いますが、今課長が言ったように相対的な山江の現状を捉えて、今のままでは本当に山江は兼業農家経営の方が多いですから崩壊する恐れがあります。そういったことを踏まえて、今後の農業振興に当たっていただきたいというふうに思います。

これも農業振興の一つですけれども、本村農業の大きな柱であります畜産農家。今、畜産農家は飼料の高騰、それから子牛価格の下落、市場の需要と供給のバランスの変化、それから畜産農業協同組合が一本化、合併しましたので、畜産を辞めることも考えているという人の意見も聞きます。その畜産離れの傾向も見られますので、非常に今、何らかをしないと経営危機に直面していると。この畜産存続に向けた対策のお考え、これも非常に難しい問題ですけれども、担当課として考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（森田俊介君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。畜産農家の現状といたしまして、現在山江村の畜産農家は31戸、酪農家は3件ということで酪農家の方はすべて畜産もされているということになっております。

肉用牛の価格につきましては、一時期上昇傾向、高止まりが続いておりましたが、最近はやっと下落の傾向ということになっております。本村の肉用牛の平均価格は、令和3年度が75万4,932円、令和5年度の7月期までが59万2,975円となっており、比較しますと約16万1,000円ほどの減となっております。

これは球磨畜協全体での平均も同期間で17万4,000円ほどの減少というふうになっておりまして、山江村の販売価格は球磨畜産農業協同組合管内の平均価格と変わらないというようなことになっております。

一方、飼料価格につきましては、もう議員ご承知のとおり世界情勢などの影響により高止まりが続いておりまして、現在でも通常時の1.5倍程度の価格上昇ということで、農業経営の経営を圧迫しているというような大きなこととなっております。それに加え、議員が先ほど申されましたが、令和6年4月には球磨畜産農業協同組合は熊本県畜産協会と合併し、競り市などが熊本市内で開催されるということで、環境の変化も出て来るということで畜産農家の方も非常に心配をされていらっしゃる方もいらっしゃいます。

そのような中においても山江村肉用牛振興会をはじめとしてですね、畜産農家の方々では、合併する熊本県畜産協会の市場へ実際に視察に行かれて、どのようなルートで今後子牛などを搬出していくのかというのを実際にルート回られたり、上質な肉用牛を生産するため、優良な精液を確保されたり、受胎率が向上するような研修会、これは独自でされてますけれどもそのようなことをされておられます。厳しい環境においても一丸となって乗り切ろうというようなことでですね、独自でいろんな活動をされておられます。

また、最近の競り市では、本村畜産農家の方が出品された肉用牛が最高値で取引をされているということで、これは3か月ぐらい連続ですけれども、本村の出品された方の子牛が一番高値で取り引きをされているということになっております。村といたしましても、基幹産業である畜産業が衰退しないよう、昨年度は畜産経営の継続支援金を支援させていただきましたけれども、今後につきましても畜産農家のみならず、水稻生産、野菜生産等ですね、農業全般に対して支援策を講じていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 本当に山江で生産された子牛が近頃最高値で取り引きをされているということがよく私も見ています。やはりうちの村の畜産農家は、大半が2、3頭の小数飼育なんですよね。ですから優良な牛を導入して経営改善を図ればいい方向になるかなということもありますし、また農地が今、どんどんと作り手がない中に飼料高騰対策としてトウモロコシとかあるいは小麦等の栽培奨励をしていけばどうかなということも私自身が考えているんですけれども、一生懸命農家の方と協力して畜産振興にあたっていただければというふうに思います。

次に、教職員の働き方改革について伺います。本村の小中学校教職員の皆様には、日頃から熱心な子どもに寄り添った教育のご指導をいただき、身体的、学力面にお

いて健全かつ確実に成長し、元気な山江っ子が育っています。教育は人を育てる尊い職業であると私は信じています。教職は人気があり、狭き門でもありました。しかし、今は少し様子が違ってきています。教員の魅力が低下し、教職の就職率の低迷、優秀な人材確保が困難になってきています。学校業務や時間外労働の常態化など、多忙し過ぎることが大きな要因だと言われています。

そこで、長時間勤務の是正や労働環境の改善など、予算が伴う国の抜本的な改革を待つことなく、教職員の働き方改革のために、今すぐにでも村として取り組むことができる対策はないものか教育長に伺います。

○議長（森田俊介君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えしたいと思います。この働き方改革につきましては、本当に非常に喫緊の課題でございますけれども、文部科学省のガイドラインを受けまして、超過勤務の上限がですね、月４５時間、年間３６０時間を基本としているということでございます。それを受けまして、教育委員会におきまして令和２年度に教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定したり、それから在校時間の上限等に関する方針ですね、こういうのも策定をしたところでございます。さらには令和３年には山江村の小中学校における働き方改革推進プランというのを、これも早めに策定をしております。これにつきましては、保護者や地域の方々との理解や協力を得ながら、教育委員会と学校が一体となって学校現場の働き方改革に取り組みまして、子どもたちの充実した学びと教職員のワークライフバランスに両立を目指した取り組みを行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、本村の特徴でございますＩＣＴをまさにフル活用いたしまして、成績処理、それから通知表の作成、こういうのにつきましては校務支援システムというのを導入いたしまして、今まででしたら学期末に一生懸命夜なべしてやっていたんですけれども、それも成績表、通知表ともにすぐに出来上がっているような状況でございます。それから留守番電話、保護者からの電話がございましたので留守番電話の設置であったり、それからいろんな台風とかそういうのがあった場合の保護者の連絡アプリですね、こういうのも導入いたしまして、すぐに保護者へ連絡できるというようなアプリの導入もやっておりますし、校納金でございますが、学年費とかＰＴＡ会費、こういうのも今まで地区委員さんとかが集めておられましたけれども、こういうのも全部公会計化を図りまして、すぐこちらのほうでできるようなシステムをしております。

それから学習面におきましてはですね、学習支援員ですね、これを配置いたしまして、各学校に配置をしながらいろんな角度から教職員の負担軽減を図っているというふうなところでございます。特に山江村におきましては、非常にそういうかた

ちで進んでいる状況でございます。

それから、一番長時間労働の要因と上げられますのが中学校の部活動でございます。この部活動をどうするかということが一番の課題だろうと私も思っておりますが、これにつきましては現在、土日の部活動の地域移行、これを国のほうが言っております、これに向けまして山江村といたしましても、国は本年度から3年間で移行しなさいというようなことを言っておりますけれども、本村におきましてはもうすでに、今度検討委員会を立ち上げまして、関係団体と協議しながらなるべく早い時期に移行していきたいと考えているところでございます。

こういう様々な働き方改革の取り組みを行いながら、本村の教職員の月平均超過勤務時間でございますが、これにつきましては年々減少をしております、昨年度は小学校で33.1時間、それから中学校で42.3時間と国の上限の基準を下回っているというような状況でございます。こういうさらに働き方改革につきましてはしっかりと取り組んでいながら、今後も働き方改革を積極的に取り進めまして、先生方が子どもたちの夢の実現のために、教科指導が一番になると思いますので、教科指導にしっかり専念できるようにですね、教育活動に取り組んでいただけるようなそういう働き方改革の環境整備、これをしっかりとやりながら、先生方が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 今の教育長の答弁をお聞きして、国というよりもかなり進んでいるのかなというふうに感じます。うちにも孫がいるんですけども、非常にICTとかアプリ等、よく親たちが学校の先生から連絡が来たりとか、素早く対応ができて、情報ができているようです。そういった点も気づいておりますので、今後ともよろしく願いしておきます。

人を育てる大切な教育の場、学校。課題であります学校現場での労働環境の改善を少しでも進めていただき、優秀な学生、人材が夢と志を持って教職を目指すことができるような学校現場づくりをお願いしたいというふうに思います。

次に、温泉ほたるの運営について伺います。このことにつきましては、昨日も関連質問があつていますのでお答えできる範囲内で結構ですのでよろしくお願いをいたします。

温泉ほたるにレジオネラ菌が検出され、施設としては大変残念なことでありました。しかし、レジオネラ菌の検出はどこの入浴施設でもあり得ることではありますが、要は営業再開後にいかにして危機管理体制と衛生管理等の実践徹底に努め、利用者の信頼を損なわないように全力で対応していくかであります。特に事件当初の休館

する理由について、虚偽と思われるような説明や対応は福岡県の高級老舗旅館での事件に対する虚偽報告でわかりますように、その後の顛末はご承知のとおりであります。村が関わる施設として、利用者本位からもあってはならないことであり、このような事例を含めて、営業再開後の施設全体での危機管理の認識を含めた意識改革はどのように進めていかれたのかお伺いをいたします。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） まず私のほうから答弁させていただきますが、議員、虚偽という言葉が使われましたけれども、発生当時ですね、レジオネラ菌が検出されたという事実が保健所の検査でわかって、それを報告があったということであります。受けて、そのあらゆる機械器具を総点検しながら清掃活動に早速入ったということでありまして、そのときに培養法による検査をですね、保健所が温泉水を持ち帰りしました、7か所程度ですね。この結果が出るまでは、レジオネラ菌が陽性か陰性かということが判明しなかった。要するに基準以下であればですね、今までどおり営業はしてよかったということになりますし、ただレジオネラ対策としての管掃除を、管の清掃工事をしたというようなことであります。別に隠してそういうふうに管の工事に入りましたということで、施設を止めたというわけではありませんので、その付近は誤解のないようによろしくお願ひしたいと思います。

したがいまして、培養法によりまず結果が一週間後、陽性ということが判明した後に緊急に取締役会を開催し、温泉施設でレジオネラ菌の陽性による休館しますというようなことを正式に告知をさせていただいたということでありまして、そのレジオネラ菌が出たと、陽性か陰性かわからないときに管の清掃工事をしたということによって、早めに陰性、全くの報告が、陰性に検査ができるような体制が整ったということでありまして、その陰性を確認して、保健所に確認してもらいながらまた再開したという運びでありますのでよろしくお願ひします。

お尋ねのもろもろの職員、社員に対する衛生、レジオネラ対策の教育等々については、企画調整課長が答えます。

○議長（森田俊介君） 清水企画調整課長。

○企画調整課長（清水弘文君） それでは、お答えいたします。先に立道議員のご質問の際にお答えしておりますが、発生後は危機管理マニュアルの作成並びに清掃マニュアルの作成、そして6月16日には人吉保健所を招き、温泉施設の衛生管理等に係る研修会を実施しております。また、7月の臨時議会においては、薬剤注入器の増設に必要な予算もお認めいただき、早急に取り組み、衛生管理の強化に努めております。また、現在では職員による水質検査も毎日行っているところでございます。今後は、今回の事故を風化させないように来年度からは年次計画を立て、衛生管

理に関する研修会を実施するよう計画しております。

また、7月に実施しました職員向けのアンケートでは、施設の管理や修繕に関すること、各部門に関することなど多くの意見が挙がっております。この意見から、職場内の情報共有や連携、また各種研修の必要性を感じておりますので、まず職員の意識改革に努めながら経営改善を図るよう（株）やまえと調整を取っているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 虚偽と思われるというようなことを質問しましたがけれども、このことは利用者からの声でございます。というのは休館したときにあそこに看板が出ました。そのときに配管とか機械のメンテナンスということであって、数日たつて連絡したところが、あそこの従業員が実はレジオネラ菌が出たけん休んでおりますというようなことを言ったけん、あがん嘘を言うとはだめばいということが何件があったわけですよ。そういうような事実がはっきりと利用者に伝わってなかったことも、当初の対応がちょっとまずかったかなというふうに感じます。

今後はですね、何よりも危機管理とそれから意識改革の認識、徹底が必要だというふうに思います。取り組みをお願いしたいと思います。

次に、温泉センターの施設の今後について伺います。温泉センター施設の現状は、経年劣化によって全体的に老朽化が進んでおり、今後の維持管理費は増加していくことが考えられます。当面は部分的な保守修繕で済むと思いますが、近々の大規模なリニューアルの必要性も考えられる中、温泉センター施設全体の点検を行い、整備計画書をつくり、それに備える考えはないか伺います。

○議長（森田俊介君） 清水企画調整課長。

○企画調整課長（清水弘文君） それでは、お答えいたします。平成3年4月にオープンしました山江温泉ほたる（旧温泉健康センター）でございますが、機械器具の更新並びに施設の老朽化に対しまして、平成14年度に大規模リニューアルを行い、現在の大浴場の建設を行っております。また、平成26年度には、大浴場内の改修工事も行いながら、魅力あふれる温泉施設なりをリニューアルを重ねてまいりましたが、近年、施設の修繕、機器の入れ替え工事など、施設の改修箇所が増えていることも現状でございます。本議会においても施設の雨漏り対策にかかる予算を計上しているところもありますが、維持管理につきましては経費が今後も増加する傾向にあるかと思っております。

そこで、今現在（株）やまえと協議をしながら、施設の管理に対する整備計画について、今現在投資している機器の入れ替えのタイミング等を図るよう計画のほうを進めるよう協議をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 今回も予算が計上されていますように、補修修繕経費が近頃たびたび計上されていますので、やはり施設全体をいっぺん全体的に点検をして、そして整備計画書をつくって、それに基づいて健全な施設にしていくということが必要ではないかなというふうに考えます。

今後の温泉センターの持続可能な施設経営につきましては、以前にも質問させていただきました。民営化等への移行のお考えをお聞きしたところでございます。昨日も民営化については質問がありました。まあ再度の質問ということでお許しを願いたいと存じます。

今回のレジオネラ菌検出事件の対応などの経営体質を見たとき、いざというときには村が後に控えているからというような、甘い認識もなきしもあらずのように感じを受けました。指定管理者体制の抜本的な意識改革を図ることももちろんでありますが、これから先の経営を見据えたとき、民間活力の導入等の検討も視野に入れるべきではないかと考えます。温泉センターは、昨日村長が話されましたように、当初、村民の福祉健康増進を図る目的で村直営でスタートをいたしました。その後、第三セクター、そして今の指定管理者制度の経営になっています。

しかし、昨今の同様な入浴、物産施設を抱える多くの市町村が運営に対する継続的な財政的な事情を抱え、厳しい運営の課題に苦慮し、今後の新たな方向性を模索、検討していることも事実なことであります。

そこで、このまま温泉ほたるの運営に対する危機管理等の意識改革が進まず、経営体質や収支の改善が見込まれないと判断されたとき、単なる民営化ではなくて、本村の観光振興、村民の健康増進、地域活性化を図る重要な施設として条件をつけた上で、プロポーザル方式等によって民間活力や民営化等への検討をする考えはどうか、率直な村長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。ふるさと創生1億円で泉源を掘り、その後、温泉センターを建立しながら村民の健康、福祉の増進のためにつくられたこの施設であります。そのときの本当に思いというのは我々も当時の村長の思いがひしひしと伝わってきます。まさにこの温泉健康センターを中心としながら村の活性化を図っていくんだという強い思いもあります。窯業場を潰してまでの事業でありました。その後、おっしゃるとおり三セク、それから指定管理者制度と移ってきたわけですが、この手のリゾート施設と言われるこの手の施設については、やはり十年に一度程度の大きなリニューアルをしないと施設維持管理できない。また利用者に飽きられてしまうというのがあるかと思います。それで平成14年

度に新しい温泉施設を建設するなどの第一次リニューアルを行い、平成26年度に館設備、また大浴場の陶板浴等の大改修を行って現在に至っています。26年からもう既に7、8年たっておりますので、また大きな、大規模なリニューアルをしなくちゃいけないという時期が差し迫っているということになります。そういう中において、温泉センターの経営状況につきましては、コロナが始まる前までの令和2年は利益剰余金がですね、通算利益剰余金が1,800万円ほどございました。非常に黒字として各市町村の第三セクターの経営が非常に困難な中に、うちは栗の生産がですね、栗の加工が経営を引っ張ってきておりまして、黒字が積み重なったというようなことであります。

しかし、令和2年に始まったコロナが3年間続きました。また、その間、ウクライナ戦争により原油高、また農作物がなかなかウクライナから出て来ないということで、世界的な経済に大きく影響を及ぼし、あらゆる物価がですね、エネルギーをはじめとした物価が上がったということでもあります。受けて、年々年々その経営が悪化をいたしまして、現在は1,800万円程度だったと思いますけれども、逆に赤字が出ているということでもあります。通常の経営に戻りまして、物価高に対する原価計算も行い、対応も値上げというかたちで山江の温泉センターも、類似施設に従って値上げに踏み切ったというところでもあります。

今後、しっかりと経営をすることでこの赤字解消に向けて、取締役、社員一同意を同じくしているところでありますけれども、ただ、昨日も話しましたとおり、今後多額のリニューアルの資金がいる。同時に黒字経営を目指すには、温泉の泉源を掘ったが一番近道ではありますけれども、その点についてもですね、やはり多額の資金がいるということでもありますので、その付近の課題をどのように解決していくかと、どのようなリニューアルをしていくか、どのように経営を改善していくかということについて、さらなる検討が必要かと思えます。

ただ、新しい民間の方に、民間の方々が経営するとなると、公益的な公的サービスよりも利益を上げるということが第一義に来ますので、今のような営業ができるかどうかというようなことについて、しっかり点検をしなくちゃいけないということになりますけれども、今までの歴史の重さを感じながら、今後、将来に向けて温泉センターのあり方をどうするかということについて、議員提案のありましたプロポーザル方式による民間活用ということも含めまして、しっかり検討させていきたいというふうに思っております。

実は、民間のほうに譲っていただける方法がありますというような問い合わせも実は来ておるわけであります。ただ、そのことが本当に温泉施設の今後のあり方に適しているかどうかということ、また村民の方々の了解も得る必要があるというこ

とでありますので、そういうところも併せてしっかり検討していきたいと思ひますし、昨日も申しましたけれども、ぜひ議員の皆様方にもそういう情報収集につきましては、よろしくお願ひできればと思ひているところでもあります。以上、私の所感でもありますけれども、答弁をいたしたいと思ひます。

○議長（森田俊介君） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 歴史がありますし、本当に山江村にとっては重要な活性化図る重要な拠点施設であります。ぜひ、今の体制の中でですね、意識改革を進めていただいて、お客様から衛生的で安らぐよい温泉、食べ物もおいしい、従業員の応対も素晴らしいと言われるようなサービスの提供で、多くの利用者に足を運んでいただくような山江温泉はたるとなることを強く切望し、一般質問を終わります。

○議長（森田俊介君） 横谷巡議員の一般質問を終了します。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思ひますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時12分

-----○-----

○議長（森田俊介君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、白川俊博議員より、1. 地域見守りの状況について、2. 委託業務の処遇についての通告が出ております。

白川俊博議員の質問を許します。1番、白川俊博議員。

白川俊博君の一般質問

○1番（白川俊博君） 議長より発言の許可をいただきましたので、1番議員、白川が質問いたします。内容は、地域見守りの状況について、委託業務の処遇についての2点通告しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告書に従いましてまず1点目、地域見守りの状況について質問いたします。これにつきましては、先ほど横谷議員の一般質問に対しての答弁と重複する部分もあるかと思ひますがお許しをいただきお答えをよろしくお願ひいたします。

近年、高齢社会が進み、また少子化が続くいわゆる少子高齢化が急激に進み、人口減少に拍車が進んでいる状況でございます。今後、2050年には高齢者が1人を家族1人で支える肩車型社会や、高齢者が高齢者をケアする老々介護も増えてく

る社会となると見込まれております。二世帯、三世帯同居の世帯も減少し、高齢者世帯及び高齢者独居世帯が増加し、時代の変化とともに人口構造の変化が著しく起きていると思われます。

そこでお尋ねいたしますが、本村の高齢化の状況です。一般的に65歳以上が高齢者と定義がなされておりますが、村内における高齢者及び一人暮らしの世帯などの近年の状況等をお伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。高齢者及び一人暮らしされている世帯数と、まずそちらのほうをお答えしたいと思います。

推移ということでございますので、令和3年度から5年度の3か年について、住民基本台帳をベースにいたしまして、山江村地域包括支援センターが集計、チェックをいたしまして台帳をつくっております。その台帳上の数字を申し上げたいと思います。それでは令和3年度、高齢者世帯数164世帯、独居世帯数が198世帯となっております。令和4年度、高齢者世帯数が182世帯、独居世帯が203世帯となっております。それから令和5年度におきましては、高齢者世帯181世帯、独居世帯が209世帯となっております。

次に、高齢化率ということでございますが、こちらにつきましては熊本県が運用しております地域包括ケア見える化システムというシステムがございます。これが介護保険等の計画を立てる際に利用する数値でございますので、こちらのほうから数値を申し上げたいと思います。同じく令和3年度から5年度の3か年の高齢化率を申し上げます。令和3年度35.1%、令和4年度35.9%、令和5年度36.2%となっております。徐々にではございますが率が上がっている状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） 今、高齢化状況を答弁いただきました。30%を超え、村全体で約3人に1人の割合という状況で、山間地域においてはさらに進んでいて5割以上の高齢化の状況かと思えます。年々村全体の人口も減少している中、高齢者の状況の推移は全国でも同じようなことで、異常な状態で進んでいると思えます。

このような状況の中、国においては給付を高齡世帯へ、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度の見直しを検討し、全世代型対応の社会保障制度へと改革が進められている状況かと思えます。このような状況の変化の中、本村においても住民が求めるニーズを的確に把握し、社会変化に対応した福祉サービスを提供されると思われます。

しかしながら、村内においても一人暮らしの方、疾患がある方の孤独死をされている事案もございました。日常の生活に支障がなく日々を暮らしていても、持病がある方や疾患があり定期的に受診されている方、常に常備薬を携帯し体の安定を保ち暮らしている方々は多いと思いますが、高齢者も含めてそんな方々の状況は把握されているのか伺います。個人情報等もあり難しい面もあるかと思いますが、わかっている範囲で結構ですがお尋ねいたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、お答えいたします。まずは毎年行っております住民健診があげられるかと思えます。本村の住民健診受診率は65%、これが令和3年度の数字でございますが、令和4年度の数字がもう近々出るかと思えますが65%でございまして、熊本県内では第2位という数字でございます。このデータも貴重なデータでございますので、活用させていただいているところでございます。

また、国民健康保険加入者の方及び社会保険加入者の方の一部の方を対象にいたしまして、保健師や看護師が村民の方のご自宅を訪問させていただきながら、受診勧奨や健康状態の聞き取りを行っております。年間の訪問件数は延べといたしまして1,000件を超えます。平均いたしますと1,100から200の間になるかと思うんですが、これを実施させていただいております。先ほどの住民健診と申しましたけれども、この情報もチェックをさせていただいて、重篤な方になる可能性がある方も含めまして、こちらの訪問事業で対応させていただいているところでございます。

また、すべての訪問データは記録させていただき、パーソナルデータとして厳重に管理をしながら、訪問のたびに情報を更新しておりまして、住民の皆様の健康状態の把握に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） 疾患のある方、特別な把握とはいわずにいろいろ訪問しながら健康管理に努めているということでございます。行政でやる対応は限界がありまして、毎日のように伺うことは無理なことだと思います。ここで大切なのが、地域での見守り、声かけが重要になってくると思われます。村内においては、独居及び高齢世帯が増加する中、介護世帯も増え、近年は悪徳商法の被害など多様な問題も多く、また高齢者の重大事故、孤独死へとつながる可能性もあります。そのような中、それぞれ地域において高齢者の相談や見守りを行うなど、早期に高齢者の状況を確認されていると思いますが、また、地域の見守りと併せた在宅福祉サービスの生活支援事業など取り組まれておりますが、その活動実績などをお尋ねいたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、お答えいたします。見守り活動ということでございます。まず、先ほど横谷議員の答弁の際にもちょっと申し上げましたけれども、公民館事業が今全地区で開催をされております。この中で介護予防拠点事業といたしまして、介護予防健診事業というのを行っております。この健診を行うことによりまして、この健診に参加される方につきましては、はい、いいえで答えることで生活機能や運動機能、閉じこもりや認知症、うつといったそのような項目のチェックをすることができまして、早期発見にもつながるような事業でございます。

それから、保健師、看護師の訪問につきましては先ほど申し上げましたとおり、訪問させていただいて、その中で見守り活動をしているという実績もございます。

それから、山江村社会福祉協議会へ委託事業として行っております見守りネットワーク活動も大きな活動ございまして、村内すべての行政区でこれは行われております。見守り協力隊員の数は令和4年度末で184名にのぼっております。協力隊員による日常的な見守りを行っていただいているほか、各地区において協力隊員の定例会を開催したり、把握された状況を社会福祉協議会を通じて役場へご報告いただいているところでございます。

そのほかにつきましては、民生委員、主任児童委員の方々の定例会で日頃の見守り状況をお知らせいただくなどしながら、民生委員の方も積極的に訪問や見守りにご協力をいただいているところでございます。

もう1点、在宅福祉事業というご質問がございました。これは在宅で受けられている生活支援サービスについてかと思いますが、これはまず、こちらも社会福祉協議会への委託事業として実施しておりますおおむね65歳以上で一人暮らしの方、または高齢者のみ世帯の方を対象といたしました「いきいき在宅生活支援サービス」がございまして、この内容といたしましては、配食サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、軽度生活支援サービス、外出支援サービス、生きがい対応型デイサービスがございまして、これも毎年度実施をさせていただいております。またそのほか、山江村健康福祉課、それから地域包括支援センターが行っております要支援1・2の方、または総合事業対象者の方に向けまして、介護予防生活支援サービス事業も実施してございます。こちらの内容につきましては、軽度生活支援サービス、保健師・看護師訪問事業、ゆったり入浴サービス、元気が出る学校、達者化クラブ、達者化弁当サービスがございまして、こちらも見守りと併せて事業実施をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） いろいろな事業を展開されております。高齢者や疾患がある方

への新型コロナ感染に感染拡大が予想され、計画も思うようにいかなかったところもありますけれども、各人の健康維持が重要ですので感染防止に努められた中での対応は大変であったかと思います。地域での身近な存在としてご活躍いただいている、先ほどもありましたけれども民生委員・児童委員の方々は高齢者の相談、それから児童・生徒との交流事業なども取り組まれ、地域課題解決に向けた活動をされていることは重要な役割とされているところでございます。

本村でも本格的な超高齢世帯社会を迎え、高齢世帯、独居世帯が増加している中に、高齢者の方々が安心して暮らせる住み易い地域環境整備を進める各種事業に取り組んでおられることに対しましても感謝申し上げます。

県内自治体では試験的に血液検査を導入され、その分析を基に保健師の指導とスマートフォンアプリを併用し、運動や食事の提案などの生活習慣や、血液中にあるたんぱく質の分解などの数値の改善検証へ取り組んでいるところもございます。情報通信技術が発達し、ＡＩなど人工知能も活用した健康維持への事業等も今後ますます展開されると思われます。

先ほど横谷議員の質問の中にも、課長のほうからＩＣＴ機器の活用という答弁もありましたけれども、本村でもスマートフォンを日常的に利用されている高齢者の方々もおられます。本村の現状に対応可能かわかりませんが、今後機器を利用した取り組みなど検討されてもよいのではないのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、お答えいたします。スマートフォンやアプリなどを活用した見守り健康増進ということでございますが、議員おっしゃるとおりですね、県内でも実証実験をされている自治体が、私が知るところでは荒尾市さんのほうでされているようであります。内容につきましては、実際血液検査を行われまして、血液検査は自治体が費用を出されるということで無料で実施されるということで聞いております。その血液検査の情報を基にその方に合った健康づくりのプランなどを、保健師それから看護師等が計画を立てまして、それをアプリに落とし込んで実行していくというような、簡単に申しますとそういう仕組みかと思っております。

実際、非常にいい取り組みではないかと私どものほうでも考えておりますが、情報をちょっと見ていく中でですね、利用者数が初期は７６％あったものが、終了期には１３％まで減っていたというところを聞き及んでおります。これはあくまで試験段階の数字でございますので、実運用に関わるときには改良されながらですね、もっと利用される方々を増やしてやっていかれるものかと思いますが、こういった

いろんな要因によりまして、実際に使っていただきながら、改良しながらということも出てまいりますけれども、これを導入するための費用でございましたり、この費用をどうやって賄うかという財源とかも絡んでまいるかと思えます。また荒尾市さんの状況で申しますと、熊大とか医療機関との提携なども行っているようでございまして、そういったことにも時間を要するようでございます。

いずれにしましても、先ほど申しましたようにこういったアプリなどを使った事業展開というのも、当然、今後考えていかななくてはいけないということでございますので、情報を集めながら中身をよく精査させていただいてですね、山江村に合った実施ができるようであれば、取り組みの検討をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 村長。

○村長（内山慶治君） ICTを活用した生活扶助といいますか、生活支援というようなことは、まさに山江村としてはそのICTをいかに活用するかということに取り組んできたわけでありまして、いろんなやり方についての研究も今までしてきたということでもあります。

そういう中において、特に先ほど横谷議員のほうから言われました孤独死とか孤立死の問題とかありましたし、そういう人たちの情報をいかに集めていくのか、いかに寄り添っていくのかということについて、先ほど課長が言いましたとおり独居世帯が209世帯ですね、209名の65歳以上一人暮らしの方が山江村にはおられるということでもありますし、もちろん元気な人も当然おられますけれども、非常にいろんな不安を抱えながら生活をしておられる方もたくさんおられるだろうということが容易に推察できるわけであります。そういう方については、今、民生委員、児童委員の方々が月1回、地域を守り、その情報を共有するための会議を持っておられます。私も1回参加したところがあるんですけども、ただその情報があくまでもアナログ的で、1回だけ集めて、また次の会議のときにまた出てくるというような状況でありますから、これを何とかICT化できないかというようなことを考えているところでありまして、実は昨日からいろんな話が出ておりますとおり、農村RMOと新しい言葉、これは日本語で言いますと農村型地域運営組織とありますが、いわゆる山江型の地域運営組織を今後手を挙げてつくっていかうというようなことを申し上げてきたわけですが、その中には農用地の保全と地域資源をどういうふうに活用するかと同時にですね、生活をですね、村民の生活をいかに扶助していくかという運営組織でもあるわけであります。特にこの中の一環として、デジタル田園都市構想と今いろんなかたちで地域が取り組んでおりますが、デジ活として地域型のですね、地域農村型のデジタル技術を活用した仕組みがありますので、例

えば民生委員の方にタブレットを持ってもらいながら、山江村はどこでも光が通じておりますので、そういう情報を常に共有していることによって孤独死、孤立死は防げるというふうに思っておりますし、いろんな方への寄り添い方も随分違ってくるんだろうということも考えます。これは民生児童委員の方のみならず、いろんな方が持って、もちろん個人情報もありますのでどこまで使えるかということでありますけれども、そういう検討も実はこの運営組織の中で、デジ活として検討させていただきたいという思いも私今持っているところであります。

いずれにしてもですね、DXとしてデジタルトランスフォーメーションとか何とか言って国は一生懸命勸めておりますけれども、このDXは役場がデジタル技術をいかにICTを使うということよりも、村民の皆さん方が、スマートフォンはまさにデジタルでありますから、スマホをいかに活用しながら自分たちの暮らしを便利に変えていくか、村民のデジタル活用による地域変革というふうに私いつも言っておりますけれども、ぜひそういう、村民の皆さん方がスマートフォンなどを使える、特に3Gがなくなって4Gになって、すべてスマートフォンしか携帯電話がなくなるような方向で向かっておりますので、そういう講座もですね、健康福祉課のほうでやっておりますけれども、さらに充実させる必要があるんだろうと思います。人間は基本的にアナログといいますか生身であります。先ほど議員おっしゃいましたとおり、ICTをいかに活用するか、またAIをいかに活用するかということで、いろんな便利な暮らしが見えてきますので、積極的にそういうことについても取り組ませていただければと思ってやり取りを聞いていたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） 事業を進める中で、諸問題もありということでございますけれども、本村可能だということも聞きましたので、ぜひ実現していただければと思います。

誰もが健康への意識は少なからず関心があり、安心して暮らせる日々を送りたいと願っていると思います。全村民が健康寿命を延ばし、将来の医療負担軽減に結びつけるのも重要な政策と思われます。生活改善も含め、さらに利用者の声を聞き入れられ、現在進めておられる高齢者の見守りと併せて福祉事業と今後もサービス面の範囲の中、さらに充実した事業を進めていただければと思います。

それでは、次に認知症予防についてと通告しております。予防と対策、全般について質問をさせていただきます。

認知症とは高齢者に限らず、脳の病気や障害など様々な要因によって認知機能が低下し、日常生活に支障が出る状態を指し、代表的なのがアルツハイマー型で物忘

れや失語といった症状が起こる病気で、国は2025年には65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると予想しております。本村も今後急増すると見られる認知症への対策として、包括支援事業の取り組みの中で予防推進を行っており、認知症初期集中支援推進事業を進め、専門的な知識を持つ関係者でつくる支援チームを立ち上げ、定期的に会議を開催し、早期診断、早期対応に向けた体制、話し合い、家庭訪問や家族支援などの事業を進められております。

最近の予防対策への取り組み状況など、事業等の現状をお伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、お答えいたします。先ほどの答弁でも少し申し上げましたが、まず地域が主体となって行われる公民館事業、この場合は認知症予防にも非常に有効な場かと考えております。地域の皆様の協力を得まして、今や地域、全地区に広がっておりまして、介護予防健診事業を行っているところです。

先ほど申しました「はい」「いいえ」で答えるチェックリスト、これにつきましては、これを行うことで認知症やうつといった事前にそういうふうになる前に、予防的なところでその可能性を探ることができます。このチェックリストを活用しながら、リスクの高い方の早期発見、予防事業への参加を促すように努めております。

また、予防事業の具体的な内容につきましては、こちらも公民館事業になりますが、タブレット端末を使った脳トレゲームを行っております。このタブレットを使った取り組みといいますのは、先ほど議員申されたとおり、アプリを使ったご自分の確認にもつながってまいるかと思えます。それから医師をお招きしての認知症予防講演会の開催でありましたり、認知症カフェ「カフェまるおか」と題しまして、中央グラウンドにございます仮設団地、仮設住宅内のみんなの家において、カフェまるおかを開催することで、この場の情報交換を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。公民館事業など様々な認知症予防に取り組んでおられるということで、今後も地域のニーズに合った活動を実施していただきたいと思っております。

また、認知症問題においては予防対策はもちろん重要ですが、認知症となり安否捜索となる場合もございます。近年行方不明者の届出件数が全国的に増加していると新聞記事にもありました。早期の発見や保護が課題となっていて、いち早く見つけるのは、公共の交通機関や地域社会との連携が欠かせないと思われています。実際、私自身のスマートフォンにも毎週のように、熊本県の警察のほうから行方不明者の情報のメールの送信がっております。

そのようなことから、本村も増え続けるであろう認知症、今後不明者が発生した場合などの対応、対策など考え等がありましたらお尋ねいたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、お答えいたします。議員申されましたとおりですね、団塊の世代に生まれた方たちがこれから８５歳を過ぎ、日本全体の約３分の１を高齢者が占めると。これにより医療体制や経済状況に影響を与えると想定される社会問題を総称しまして「２０３５年問題」というそうでございます。高齢化が進めば認知症も大きな社会問題となることが予想されますので、そういった取り組みを進めていく必要があるかと認識しております。

このような中、現代では認知症になりやすい生活習慣や認知症になりにくい栄養補給などの認知症のメカニズムが解明され、その予防手段も少しずつではございますが進歩してきているところでございます。これまでの事業に加えまして、認知症予防の正しい知識を身につけていただくための情報共有にも力を注いでまいります。

また、認知症の方を理解し、サポートしていくための「認知症サポーター養成講座」これを毎年度実施させていただいております。こちらにつきましては、熊本県下では３年連続受講者数がトップという状態で継続をさせていただいているところでございます。

今後も引き続き、認知症に対しての理解を深めまして、認知症になってしまった方にも優しい村づくりに向けて、今後もさらに理解を深める取り組みを継続していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○１番（白川俊博君） いろいろ認知症予防、それから認知症にかかった方への取り組み等もやっただいてるところですけれども、行方不明になった場合、認知症の高齢者を早期に発見・保護するため、その個人情報スマートフォンアプリへ入力し、家族、行政、警察などが協力をして捜査にあたるというのがございます。家族が捜索依頼を出し、不明者の特徴、捜索場所の位置情報が共有されるもので、不明後の保護、発見につなげるものでございます。認知症は当事者や家族だけでなく社会全体に向き合うべき問題、誰もが納得できる目標を示し、皆が安心して暮らせるような社会実現を目指すため、このスマートフォンアプリ等のですね、こういった機器を使った対策についてはどう思われるかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、お答えいたします。白川議員のご質問にあるアプリを使った認知症の方の見守りというところで、今回ご質問をいただいて、私も情報のほうを収集させていただきました。見ますれば、熊本県内では玉名市、

それから玉東町、和水町、南関町の1市3町が協力いたしまして、オレンジセーフティネットというネットワークを構築されております。この中でアプリに協力いただける方、見守りに協力いただける方を募って、その方たちに携帯にアプリをダウンロードしていただく。その中で認知症の方が行方不明になられたという事例が出てきた場合には、その協力者の携帯にアプリを通じて、認知症の方、行方不明者の方の情報が発信される。それで早期発見につなげるというようなアプリの取り組みかと思います。これは非常に画期的な取り組みかと思っております、先ほど村長の話の中にもありましたとおり、そういった土台というのはですね、これまでの山江村の取り組みの中でできているのではないかと思います。これは1市3町と申しましたが、非常に広範囲でこのアプリに協力いただける方々を募って実施されている事業でございます。こちらにつきましても山江村の規模、そして山江村の特徴を生かした有効な利用ができるかどうか、またそれはどうすればいいかというのを今後検討させていただきながら、実際に使えるものでございましたら今後検討をさせていただいて、導入にあたりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） ありがとうございます。高齢者が増加する状況の中、今後は家庭内での高齢者が高齢者をケアする老々介護も増加になると思われます。介護する側と介護を受ける側の両方が認知症を患っている認々介護と呼ばれる家庭も、いかに早く見つけサポート支援につなげるのが重要と、国は今年の6月に認知症の人は希望を持って暮らせるよう認知症基本法を成立いたしました。今後においても、介護している自身も認知症などで支援が必要と感じている家族も身近な存在になってくると思われます。当事者が家族への支援はもとより、地域全体での見守りが重要だと思います。すべての人や地域の方々が安心して暮らせる住みよい村づくりのために、他人事ではない認知症です。私たちでできることを今一度考えまして、誰もが住みやすい環境になるよう対応、対策をお願いできればと思っているところでございます。

それでは次に、委託業務の処遇について通告しておりますので、まず交通指導員の現状について質問させていただきます。

本村の交通指導員は、山江村交通指導員設置要綱に基づき、交通安全行政の推進を図るため設置されており、ご承知のとおり各地区から推薦されたものと山江村が委託契約のもとに業務を遂行しているのが現状でございます。以前は村から委嘱を受け活動をしておりましたが、業務内容が特別非常勤、職員としての業務ではないということで、地方自治法の改正に合わせまして村と個人契約を締結し、現在は活動等を行っていただいている状況だと思います。その交通指導員の主な業務としまし

て、児童生徒の登校時における保護誘導、交通安全運動への出動、各学校及び各地区での交通安全教室の指導、村内で開催される行事での交通誘導及び啓発などがあり、契約を交わし業務を遂行されておられます。

そこですが、行事等街頭指導、その他交通指導員として出動された実績状況等をお尋ねいたします。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。出動実績ということでございます。まずは交通指導員の方々には多くの出動日数がある中、ご協力いただいておりますことに対しまして深く感謝を申し上げたいと思います。

令和4年度の実績で申しますと、出動いただいた日数につきましては、毎月1日と10日、20日に早朝街頭指導をしていただいております。それが年間には36日です。それから、祭りなどのイベントが3日間、それから春秋及び年末年始の交通安全運動の期間が10日間で、それから地域や小学校の交通安全教室もあり、併せて昨年度出動いただいた日数につきましては51日間ということであります。以上が実績でございます。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） 今、実績ということで、毎月の1日・10日・20日の安全日の早朝街頭指導、学校へも要請があり指導も行っていたということで、いろいろまた自主的に地域の街頭指導も行っている方もおられると思います。近年は豪雨災害、コロナ感染拡大防止によりイベントが開催できない状況が続いたところですが、今年に入り、本村も災害から復旧・復興を進め、コロナ感染症も5類に移行され、ようやく本来の生活に戻ってきたところで、今後もイベント、行事等の内容も多少変化はあるものの開催されるようでございますけれども、それらへの交通事故防止のため、交通指導員の出動も考えておられると思いますが、例年のような交通指導体制を要請されるのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 交通指導の要請ということでございます。コロナ禍におきましては、いろいろなイベント等が中止がありましてですね、要請はしておりません。ただ、早朝の街頭指導につきましては感染対策を取りながらやっていただいたということもあります。コロナも5類となりまして、従来 of 行事が開催される状況となります。交通指導員の出動日数もですね、コロナ禍といたしますと増えるといえますか、元の出動回数に戻るということでございますので、交通指導員の方もまた今後ご協力をいただきながら支援をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） 例年どおり要請することになるということでございます。コロナ感染も5類に移行され、感染も心配されますけれども、お互いが感染対策をしっかり行いながらそれぞれ行動を行えば大丈夫かと思います。感染への注意喚起も促しながら、交通指導等も併せてお願いできればと思います。

村と交通指導員との関係ですけれども、先ほども申しましたけれども村からの委嘱ではなく、個人との契約期間を一年として業務活動を行っておりますけれども、その契約での委託料については、以前委嘱を受けていた年報酬が現在の金額として年契約されている状況かと思います。地方自治法改正以降の個人契約となってから、本村のイベント等の開催は豪雨災害から復旧・復興とコロナ感染対策への自粛が要請され、ほとんどが開催されていない状況でしたが、委託料は以前報酬を受けていた額により契約されて支払われていたかと思われます。それはそれで先ほど総務課長が申しましたけれども契約内容のとおりで、毎月の立番、活動、その他交通安全指導啓発等活動を行っていただいているところでございますので、日頃の活動への報酬と思っているところでございますけれども、私が思うにはですね、今年度も含め今後ですけれども、この先、例年通りのイベントや行事等も開催が計画されております。おのずと出動回数も例年よりも増えると思われますので、委託料の改善等の考えはないかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。コロナ禍とコロナが5類になった以降の出動回数は、イベントが中止になって出動回数が減るだけでしたので、3日間が減ったということでもあります。したがって、委託料は先ほど議員申されました9万9,000円ということでございます。それは毎年コロナ禍において、今後も支払っているということでございます。

この金額をほかの町村も、近隣の市町村もお調べさせていただきました。山江村はほかの町村としますと高いほうということでございます。ただ、支給方法としましてはですね、本村では出動回数には関係なく、年間委託料として9万9,000円を支給しているということでございます。ほかの町村によりますと、委託料のほかに、例えば出動いただいた費用弁償を支払っている市町村もあるということでございます。この山江村の9万9,000円が、一律9万9,000円が妥当なのか、郡市内の近隣市町村ともちょっと比較してですね、その今後の支給のあり方、金額の改定につきましては検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） 今、答弁の中に近隣の市町村より本村の委託料は高いと、若干高いということですが、各自治体ですね、実情も異なりますし、本村の実情

に合った委託料でございますので、出勤に対しての対価の支払い、根拠のある算出であれば委託料の増額は可能であるとは思うところでございます。交通指導員は毎月の立番、運動期間中の街頭指導、行事、イベントなどの交通誘導などですね、村民の方々が交通事故に遭わないよう留意され、委託を受けた業務でもあります。ボランティア活動と言っても過言ではないかと思っているところでございます。地区役員の交替時期も毎回悩まれて、推薦もなかなか人選も厳しいと聞きます。どうぞご検討いただきたいと思っているところでございます。

それでは次に、区長、区長代理者についての質問に移らせていただきます。

先ほどからの交通指導員への改善でもお話をしましたが、こちらも同じように令和2年から地方自治法の改正に合わせて、村と個人契約を締結し現在は活動等を行っていただいておりますが、その区長としての業務を村からの配布物の回覧揭示、村民の要望取りまとめ、伝達、調査物の配布、まとめ、提出など、ここ3年ほどは災害関連やコロナ感染等、村民と村とのつなぎ役をされ、さらに地区住民の不安解消に努められておられます。また区長代理者におかれましても、区長を補佐し、村民の健康維持のため、健診への受診勧奨、地区での美化推進、一般廃棄物の処理など、それぞれ業務を遂行しておられます。どちらも地域の方々が安心・安全に暮らせるよう地区をまとめていただいているところをご承知のところですよ。

そこでお尋ねをいたします。委託業務の内容について、コロナ感染拡大防止や災害からの復旧・復興の中、例年の業務に多少の動きになり、仕事となる業務等がここ最近変化したのかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） コロナ禍と現在の区長の職務の変化ということでございます。基本的には村からお願いしている業務は変わりませんが、ただ区長さんがいろいろ判断されるとき、行事とか地区の行事とか判断されるときは集まりといえますか、打ち合わせとかは増えたんじゃないかなというふうには思っております。業務としましては、区長さんの業務としましては議員申されたとおりであります。それから区長代理者につきましても議員申されたとおりでありまして、この委託料につきましてはですね、区長さんが20万3,000円、基本給が。それから戸数割が1戸当たり1,000円ということになります。それから区長代理につきましては、委託料が年間8万8,000円という内容ですね、業務内容は先ほど議員申された業務に対して村からお願いするような委託契約を結んでいるということでございます。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） 基本的には変わらない、集まりが若干増加したということでご

ざいますけれども、コロナ感染防止対応や災害からの復旧・復興で以前より減ったということでございます。非日常的な生活を送る中、地域住民の方々は不安な暮らしが続いておりまして、業務としての役場からの喫緊の情報等、常に住民に伝えられたと思います、区長さんの仕事ですけれども。そのような中で、先ほども申しましたように、業務としての基本的な地区の取りまとめ、現在のニーズに合わせた村民の要望事項など、以前より増して、業務量は増してくると思われるのではないのでしょうか。業務の対価となるその委託料についても、個人契約になる前の委嘱を受けていた報酬と同額と思いますが、委託料の増額の検討はいかがかと思っているところでございます。直接的な関連はないと思いますが、今年度最低賃金の引き上げが実施されるところでもありますし、近年の物価高騰、特に燃料費の値上がりも少なからず生活に影響を来していると思います。区長・区長代理者の方もボランティア活動もされ頑張っておられます。先ほどと同じ質問となりますが、区長・区長代理者への委託料の改善等の考えはないかお尋ねいたします。

また、区長への委託料に基本額と戸数割による算出がありますけれども、区によっては班の数が多い地区、地域が広い地区などあり、地域の実情や地区の見守りを行うのも区長さんの役目でもあります、地域の実情を含め、地域手当など委託料の改善の検討はできないか、重ねてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。委託料の検討ということでございます。区長の皆様にはですね、村からの行政文書の回覧とか配付、これが年々増加しているということは確かであります。これも行政としての情報を村民の方へ詳しく伝えたいためということでありますので、ご了承をお願いしたいと思います。

委託料につきましては、ほかの町村とも一概に比較するという事はなかなか難しいものがあります。ただ、議員おっしゃられますとおり、平野部と山間部の地域につきましては、平野部のほうは世帯が多いわけなんですけれども、世帯が多いということは戸数割の金額が多くなるということです。それから山間部は世帯は少ないんですけれども、そこまで班長さんとかに配付する文書がですね、家が遠いものですから経費もかかるということは確かなことだと思っております。ただ、戸数が少ないですから委託料の戸数割は少なくなるということであります。近隣の市町村もちょっと調べましてですね、山間部と平野部とで戸数割を、金額に差をつけている市町村も確かにありますので、今後この委託料につきましてはちょっとほかの町村の支払いの基準も参考にしながら検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（森田俊介君） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） 課長のほうから、近隣の町村等と比較をしながら今後検討し対応したいということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

各地区において、区長・区長代理の方々、また交通指導員の方も任期は基本2年で交代がっておりますが、なかなか人選には毎回のようには苦慮されていると聞きます。区長さんも地域の代表で地区をまとめ、区長代理さんは地域の衛生面の把握と区長のサポート、さらに交通指導員の方は、交通安全啓発など朝夕の立番とイベント等で安全指導を、誰もが大変なものと認識をしているものでございます。いろいろ行政の運営面で財政の負担もあろうかと思えますけれども、再度ご検討をいただいて対応をしていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介君） これで、白川俊博議員の一般質問を終了しました。

通告がありました本日の一般質問はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後2時03分

第 4 号

9 月 1 5 日 (金)

令和５年第７回山江村議会９月定例会（第４号）

令和５年９月１５日

午前１０時００分開議

於 議 場

１．議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 事件の訂正請求について |
| 日程第 2 | 承認第 10 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和５年度山江村一般会計補正予算（第４号）） |
| 日程第 3 | 同意第 4 号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 同意第 5 号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 40 号 | 万江体育館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 41 号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 認定第 1 号 | 令和４年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 2 号 | 令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 3 号 | 令和４年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 4 号 | 令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 5 号 | 令和４年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 6 号 | 令和４年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 7 号 | 令和４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 42 号 | 令和５年度山江村一般会計補正予算（第５号） |
| 日程第 15 | 議案第 43 号 | 令和５年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号） |
| 日程第 16 | 議案第 44 号 | 令和５年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第１号） |

日程第 17 議案第 45 号 令和 5 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第 1 号)

日程第 18 議案第 46 号 令和 5 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算 (第 1
号)

日程第 19 議案第 47 号 令和 5 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算
(第 1 号)

日程第 20 議案第 48 号 令和 5 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第 1 号)

日程第 21 議員派遣の件

日程第 22 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員長、総務文教常
任委員長、産業厚生常任委員長)

追加日程第 1 議案第 49 号 公共工事請負変更契約の締結について

追加日程第 2 議案第 50 号 公共工事請負変更契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 白 川 俊 博 君	2 番 北 田 愛 介 君
3 番 本 田 り か さん	4 番 中 村 龍 喜 君
5 番 赤 坂 修 君	6 番 横 谷 巡 君
7 番 立 道 徹 君	8 番 西 孝 恒 君
9 番 久保山 直 巳 君	10 番 森 田 俊 介 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 平 山 辰 也 君
税 務 課 長 迫 田 教 文 君	企画調整課長 清 永 弘 文 君
産業振興課長 松 尾 充 章 君	健康福祉課長 今 村 禎 志 君
建 設 課 長 蕨 野 昭 憲 君	教 育 課 長 一 二 三 信 幸 君
会 計 管 理 者 高 橋 忍 君	農業委員会事務局長 新 山 孝 博 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（森田俊介君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は 10 名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程日時第 5 日の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則の規定を守り、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に添った質疑をお願いします。また、執行部におかれましては、簡潔な回答をお願いいたします。

-----○-----

日程第 1 事件の訂正請求について

○議長（森田俊介君） 日程第 1、事件の訂正請求についてを議題といたします。

村長から、議案第 42 号の事件の訂正請求の提出がありましたので、提出者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは冒頭ではありますが、事件の訂正の請求書につきましてご説明申し上げます。

提出日は、本日令和 5 年 9 月 13 日でございます。山江村議会議長、森田俊介様。山江村長名で請求をさせていただきます。

事件の訂正請求書、令和 5 年 9 月 11 日に提出した事件について、次の理由により訂正したいので、山江村議会会議規則第 19 条第 2 項の規定により請求をさせていただきますというものでございます。

記といたしまして、1、件名が、令和 5 年度山江村一般会計補正予算（第 5 号）についてでございます。いわゆる議案第 42 号についてでございます。

2、理由であります、本文中に誤りがあったためとしております。訂正の内容につきましては、表題中第 2 条の「地方債の変更」を「地方債の追加及び変更」に訂正をさせていただき、第 2 表、地方債補正の起債の目的中、緊急自然災害防止対策事業を「変更」から「追加」に訂正するものでございます。詳細については別紙のとおりでございます。

及び、16 ページでありますけれども、款 5、農林水産業費、項 1、農業費、目 21、川辺川利水事業推進費、節 18、負担金補助及び交付金の中で、改正前、「川辺川地区水利施設管理強化事業市町村負担金」の「水利」が推理小説の「推理」となって間違っておりましたので、訂正いたしますのが、「川辺側地区水利施設管理強化事業市町村負担金」の「推理」を水の利益の「利」として正式に訂正をさせ

ていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、令和5年度山江村一般会計補正予算（第5号）の鏡文の正誤表でございます。

次、1枚開けてもらいますと、地方債の補正による正誤表を添付しておりますし、最終でありますけれども、新たに正式な補正予算（第5号）の鏡文と地方債の補正の正式な文書を添付させてもらっているところであります。

大変議員の皆様方には失礼いたしました。お詫びを申し上げ、訂正方、お認めよろしくお願いいたします。

○議長（森田俊介君） お諮りします。ただいま議題となっております事件の訂正請求については、許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、日程第1、事件の訂正請求については、許可することに決定しました。

-----○-----

日程第2 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村一般会計補正予算（第4号））

○議長（森田俊介君） 日程第2、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村一般会計補正予算（第4号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、承認第10号は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第4号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介君） 次に、日程第3、同意第4号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案を同意することに賛成の方は、起立願をお願いします。

〔賛成者の起立〕

○議長（森田俊介君） 起立全員です。お座りください。従って、同意第４号は、原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

日程第４ 同意第５号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介君） 日程第４、同意第５号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案も人事案件でありますので、起立採決といたします。本案を同意することに賛成の方は、起立願をお願いします。

〔賛成者の起立〕

○議長（森田俊介君） 起立全員です。お座りください。従いまして、同意第５号は、原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

日程第５ 議案第４０号 万江体育館の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（森田俊介君） 次に、日程第５、議案第４０号、万江体育館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第40号は、原案どおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第41号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（森田俊介君） 日程第6、議案第41号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第41号は、原案どおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 認定第1号 令和4年度山江村一般会計決算の認定について

○議長（森田俊介君） 日程第7、認定第1号、令和4年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、認定第1号は、原案どおり認定することに決定しました。

—————○—————

日程第8 認定第2号 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定につ

いて

○議長（森田俊介君） 日程第8、認定第2号、令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第9 認定第3号 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

○議長（森田俊介君） 日程第9、認定第3号、令和4年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第10 認定第4号 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

○議長（森田俊介君） 日程第10、認定第4号、令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第４号は、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第１１ 認定第５号 令和４年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

○議長（森田俊介君） 日程第１１、認定第５号、令和４年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第５号は、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第１２ 認定第６号 令和４年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

○議長（森田俊介君） 日程第１２、認定第６号、令和４年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第６号は、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 3 認定第 7 号 令和 4 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定
について

○議長（森田俊介君） 日程第 1 3、認定第 7 号、令和 4 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第 7 号は、原案のとおり認定することに決定しました。

—————○—————

日程第 1 4 議案第 4 2 号 令和 5 年度山江村一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（森田俊介君） 日程第 1 4、議案第 4 2 号、令和 5 年度山江村一般会計補正予算（第 5 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8 番、西孝恒議員。

○8 番（西 孝恒君） ただいま議題の令和 5 年度山江村一般会計補正予算（第 5 号）の中から 2 点質疑いたします。

1 点目は、ページ 1 7 ページのですね、目 6、温泉センター管理運営費の中で、配管の清掃委託料についてであります。2 点目は、ページ 2 0 ページ、目 5、山江体育館管理費で、施設照明機器リース料についてであります。

では、まず 1 点目のですね、配管清掃委託料であります。今回 2 2 8 万 6, 0 0 0 円増額補正であります。これは当初予算でですね、2 0 6 万 8, 0 0 0 円をあげてあるわけですが、この支払方法はどのようになっているかお願いします。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。当初予算でもこちらの配管清掃委託料のほうを計上しておりましたが、今回の補正で改めて計上させていただきます。こちらにつきましては、6 月に発生しましたレジオネラ菌発生に伴い、保健所から今年度に限り年 2 回の管清掃をするよう指導がありましたので、改めて今回計上させていただいております。その支払いにつきましては、改めて委託業者のほうと契約後完了しましたら支払いをしたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。9、教育費、5、保健体育費の13の使用料及び賃借料の施設照明機器リース料でございますが、これは旧山江村自然休養村管理センターのときに付いておりました、体育館部分の施設のLED照明の機器リース料でございます。これにつきまして、9月までは企画調整課の自然休養村管理センター費、管理費のほうで払われるようになっております。以上です。

○議長（森田俊介君） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） まず最初のほうの質疑であります、今回レジオネラで年2回ということで、そうしますと大体1回が220万円か、前は当初予算では206万円です。これは前年度の場合はですね、これは172万円ほどだったわけですが、それからしますと30何万円から60万円近く上がっているわけですね。この違いについてお願いします。

○議長（森田俊介君） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず当初予算分の増額につきましては、物価高騰の影響があるかと思っております。また、今回補正であげた部分に関しましては、管清掃後の検査箇所も増加しておりますので、その分で予算のほうも増額しております。以上でございます。

○議長（森田俊介君） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒君） すみません、2点目は質疑の内容をですね、まだ言っていなかったですけども、ご答弁いただきましたが、これについてリース料ですけど、これは何回までなのか、あるいは何年までなのかということで、回数があると思います。これをお願いします。

○議長（森田俊介君） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。施設照明リース料ですけども、5年間の60回払いでリースを組んでおります。以上です。

〔「質疑を終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

1番、白川俊博議員。

○1番（白川俊博君） それでは、ただいま議題となっております議案第42号について、1点だけ質問いたします。

ページは9ページになりますけれども、8、消防費債の目2、消防費債ということで、IP無線機器機能強化事業130万円減額となっておりますけれども、これについては当初IT機器導入等の財源に地方債を借りられて事業をされると思って

おりますけれども、今回 I P 無線についての歳出は減額となっております。この消防費債の中です、減額となっておりますけれども、この間で減額と消防施設費債が増額となっております。この間で相殺されたのか、内容をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。9 ページの消防費債の 130 万円の減額ということであります。議員おっしゃられましたとおり、当初はですね、起債の借入れということで財源を予定していたということであります。この I P 無線の強化事業、これは切り替えの事業でありまして、まだ補助金を模索中でありましたので、その補助金がまだ確定するまでは、この起債を充当させていただきたいという考えで当初は計上していたということであります。

今回、補助金が確定しまして、前のページの 8 ページのですね、県支出金、県補助金の総務費県補助金の中の球磨川水系防災・減災ソフト対策事業補助金、これの補助金の交付が決定されておりますので、地方債を減額しまして、この補助金の有利なほうに切り替えるということで、財源の組み替えということでこういう予算の計上をさせていただいたということでございます。

〔「質疑を終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、横谷巡議員。

○6 番（横谷 巡君） 議案第 42 号、一般会計補正予算（第 5 号）について質疑いたします。

ページは 18 ページでございます。消防費の水防費、ここに緊防債を利用したの工事請負費 3,500 万円計上してございます。非常に昨今の現状を考えると有益なトイレ設置だと思いますが、この全体的な概要についてまず伺います。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） この防災トイレの工事請負費 3,500 万円につきましては、以前も災害のとき避難所開設をしたときにですね、駐車場にですね、路上泊をされていた方がいらっしゃいました。その方に対する衛生面も考慮したトイレの整備ということでございます。このトイレのまだこれは概算事業費でありまして、今から設計をさせていただこうという計画であります。

内容につきましては、男子トイレがですね、小便器が二つで大便器一つ、女子トイレが便器が三つに幼児用のトイレも 1 基整備をする予定です。それから多目的トイレが 1 室、それから男子のシャワー室が 1 室、そして女子シャワー室が 1 室、そして多目的のシャワー室が 1 室ということで、それに加えて、防災用の備蓄倉

庫を備えておく部屋も1室一応計画しているところでございます。これも年度内完成を目指していきたいと思っております。

この先ほど議員申されました起債の緊急防債ですけれども、充当率が100%です、交付税措置率が70%という有利な起債を活用させていただきたいと思っております。

○議長（森田俊介君） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡君） 単純な質疑ですみませんけれども、緊急防災ということで、災害時だけの防災用トイレなのか、平常時一般村民の方も自由に使われるのか、これが大事なものですから、そういう点をお知らせください。

○議長（森田俊介君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） このトイレにつきましては、防災時はもちろんですけれども、平常時はですね、シャワー室は施錠したいと思っております。でもトイレのほうは開放したいと思っております。以上でございます。

〔「質疑を終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第42号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第43号 令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号)

○議長（森田俊介君） 日程第15、議案第43号、令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第４３号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１６ 議案第４４号 令和５年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第１号）

○議長（森田俊介君） 日程第１６、議案第４４号、令和５年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第１号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第４４号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１７ 議案第４５号 令和５年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第１号）

○議長（森田俊介君） 日程第１７、議案第４５号、令和５年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第１号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第４５号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１８ 議案第４６号 令和５年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）

号)

○議長（森田俊介君） 日程第18、議案第46号、令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第46号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第47号 令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介君） 日程第19、議案第47号、令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第47号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第48号 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介君） 日程第20、議案第48号、令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第４８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第２１ 議員派遣の件

○議長（森田俊介君） 日程第２１、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに決定しました。

この際、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

—————○—————

日程第２２ 閉会中の継続調査申出書

○議長（森田俊介君） 日程第２２、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付しております申出書が提出されております。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本日は、村長から議案第４９号、公共工事請負変更契約の締結についてが提出されておりました。これを日程に追加し、追加日程第１とし、議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４９号を日程追加し、追加日程第１とし、議題とすることを決定

しました。

同じく、村長の議案第50号、公共工事請負変更契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

今から議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

—————○—————

追加日程第1 議案第49号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（森田俊介君） 追加日程第1、議案第49号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第49号並びに50号でありますけれども、議案提出期限までにですね、数字が固まらなかったということでもありますので、提案を見合わせていたんですけれども、ここにきて公共工事の内容の数字が固まったということですので、提案させていただくということでございます。

まず、議案第49号でございます。公共工事請負変更契約の締結についてということでございます。

次のとおり公共工事請負変更契約を締結するものとするというものでございます。令和5年9月15日、本日提出であります。山江村長、内山慶治としております。

記といたしまして、表を掲げておりますけれども、工事名につきましては、令和3年度2災補橋第5679号、村道県道柚木川内線、柚木川内橋の橋梁災害復旧工事下部工の分であります。事業量につきましては、延長が38メートル、旧橋の撤去工事が一式、下部工が2基、土留・仮締切工が一式、工事用道路工が一式、取付道路工が一式、取付護岸工が一式といたしておりましたのを、延長はそのまま38メートルでありますけれども、旧橋の撤去工、それから下部工、土留・仮締切工、それから工事用道路工、取付道路工、それから取付護岸工、それぞれ内部を精査いたしまして、契約金額の変更前の2億3,650万円から変更後、2億2,563万9,910円になっております。従いまして、変更分が1,086万90円の減額の契約をさせていただくというものでございます。

契約の相手方につきましては、熊本県球磨郡山江村大字万江甲1049番地の1、株式会社中央設備代表取締役、林田啓一。継承を略しました。であります。入札の

方法につきましては、指名競争入札でありましたので、今回入札率による変更契約を交わさせていただくという議案でございます。

提案理由でございますが、この工事請負変更契約の締結については、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。いわゆる5,000万円以上の契約の変更でございます。

これは令和3年度において施工延長38メートル災害復旧工事を進めてきております。令和4年度の大雨や台風等の影響により、工事用道路が流出し、橋台施工箇所が水没したことから、余儀なく工期を延長して施工しているということでありまして、当該工事におきまして、土留工等の工法変更並びに工事用道路工の設計変更に伴いまして、本工事額を減額をするということで積算がなされたということでありまして、今回減額の変更として議案を提案させていただくものでございます。以上でございます。

-----○-----

追加日程第2 議案第50号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（森田俊介君） 追加日程第2、議案第50号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

公共工事請負変更契約の締結についてでございます。

次のとおり公共工事請負変更契約を締結するものとするというものでございます。本日提出でございます。村長名としております。村長提案でございます。

記としてまた表を掲げております。工事名につきましては、令和4年度2災補道第4456号でございます。いわゆる、村道大川内橋上部落線道路災害復旧工事でございます。再度申し上げます。村道大川内橋上部落線道路災害復旧工事でございます。失礼いたしました。事業量につきましては、施工延長が74.4メートル、路床盛土工が223立米、路体盛土工が3,276立米、張芝工が410平米、大型ブロック積工が526平米、コンクリート舗装工が169平米、防護策設置工が62メートルでございまして、仮設工が一式としているところでございます。

それを变更后につきましては、施工延長74.4メートル変わらず74.4メートルでございます。路床盛土工も223立米も変わっておりませんが、路体盛土工が4,062立米で増加し、張芝工が474平米でこれも増加をしております。大型ブロック積工540平米、コンクリート舗装工が256平米、防護策設置工が77メートルに仮設工一式ということで変更が行われております。従いまして、契約金

額1億4,641万円が変更後、1億4,660万6,773円となり、19万6,773円の増加ということになります。

契約の相手方は、熊本県球磨郡山江村大字万江甲の1049番地1、株式会社中央設備代表取締役、林田啓一としております。

入札の方法であります、指名競争入札で行っておりますので、今回変更におきましては、入札率により変更契約を行わせていただきたいということでございます。

提案理由でございますが、この工事請負契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございまして、これも同じく5,000万円以上の契約につきましの契約変更につきましてお諮りするものでございます。

令和4年度において施工延長74.4メートルの災害復旧工事を進めてきております。本工事は護岸兼用道路であるために、出水期の施工が困難であることから、現在工期を延長して施工しているというものでございます。当該工事におきまして、大雨等により道路崩壊がさらに進行したことから、路体盛土工の土量を追加をいたすとともに、仮設工において残土処分先を近隣に変更、応急仮工事において施工した仮設道路の撤去工の追加により、本工事費を増額ということで変更契約締結したいという議案を提出させてもらうものでございます。

よろしくご検討をお願いいたします。

○議長（森田俊介君） これで提案者の説明は終わりました。

ここで審議のために暫時休憩をしたいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認めます。しばらくのあいだ暫時休憩といたします。

—————○—————

休憩 午前10時46分

再開 午前10時49分

—————○—————

○議長（森田俊介君） 休憩前に引き続き、再開します。

追加日程第1、議案第49号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第49号は、原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2、議案第50号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議案第50号は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

これで、定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介君） 異議なしと認め、令和5年第7回山江村議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員